

第5回東京都北区資源循環推進審議会

令和5年8月24日
北とぴあ1601会議室

1 審議会の今後の進め方について【資料1】

2 今後のごみ減量の推進について【資料2～4】

(1) ご意見の再聴取

- ・戸別収集の地域拡大の検討
- ・家庭ごみの有料化

(2) 全体を通して

3 家庭ごみ排出実態調査の報告【資料5・6】

4 その他

(1) 次回の日程の確認

令和5年11月2日(木) 18時～ 北とぴあ 1601会議室

【審議会 資料】

- ・第5回東京都北区資源循環推進審議会次第
- ・資料1 東京都北区資源循環推進審議会 今後の進め方について
- ・資料2 ごみ処理費用の推移(データ更新)
- ・資料3 北区一般廃棄物処理基本計画2020 体系図
- ・資料4 持続可能な循環型社会の形成に向けた、
今後のごみ減量の推進について答申案(第5回審議会時点版)
- ・資料4-1 第5回審議会に向け事前にいただいた意見
- ・資料5 令和4年度家庭ごみ排出実態調査報告書
- ・資料6 令和5年度家庭ごみ排出実態調査結果(速報)

東京都北区資源循環推進審議会 今後の進め方について
(R5. 7. 6 修正版)

	開催時期（予定）	主 な 内 容
第 1 回	令和 4 年 5 月 1 2 日	委嘱 → 諮問 → 審議会運営 北区の清掃リサイクル進捗状況 説明 排出原単位調査、区民アンケート 実施説明
第 2 回	令和 4 年 9 月 1 3 日	食ロス削減推進計画、災害廃棄物処理計画 説明 排出原単位調査① 速報値説明 （中間処理施設見学） 今後のごみ減量の推進について① （一廃計画(1)～(6)の進捗状況説明 → 質疑）
第 3 回	令和 5 年 2 月 2 日	区民アンケート結果 速報値説明 （中間処理施設見学） 今後のごみ減量の推進について② （一廃計画(7)・(8)・(11)の進捗状況説明 → 質疑）
第 4 回	令和 5 年 7 月 6 日	今後のごみ減量の推進について③ （一廃計画(9)・(10)・(12)の進捗状況説明 → 質疑、意見再聴取）
第 5 回	令和 5 年 8 月 2 4 日	排出原単位調査② 速報値報告 今後のごみ減量の推進について④
第 6 回	令和 5 年 1 1 月 2 日	答申案の検討 （→ 区民からの意見募集実施 ）
第 7 回	令和 6 年 3 月上旬～下旬	区民からの意見募集結果報告 → 最終答申

(1) ごみ処理費用

経年変化を見ると、北区、特別区平均ともに増加傾向にあったが、令和3年度は、特別区平均が前年度とほぼ同額となった。また、令和3年度は平成28年度に比べて、北区は10.3%増、特別区平均は7.6%増となっている。特別区平均、北区ともに増の要因として、令和2・3年度はコロナの影響による在宅時間の増加によるごみ量の増が大きいと考えられる。また北区については、令和元年度からの不燃ごみの資源化も要因のひとつと考えられる。

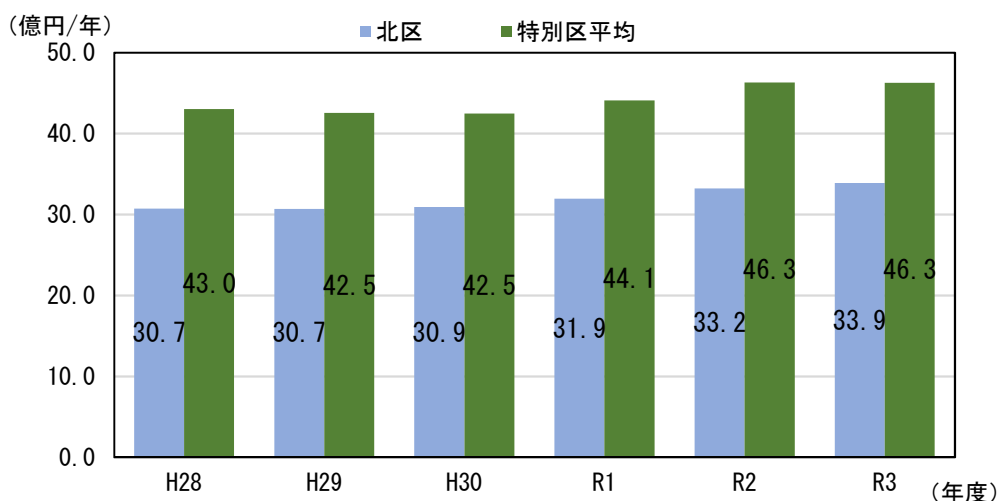


図1 年間ごみ処理費用の推移

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

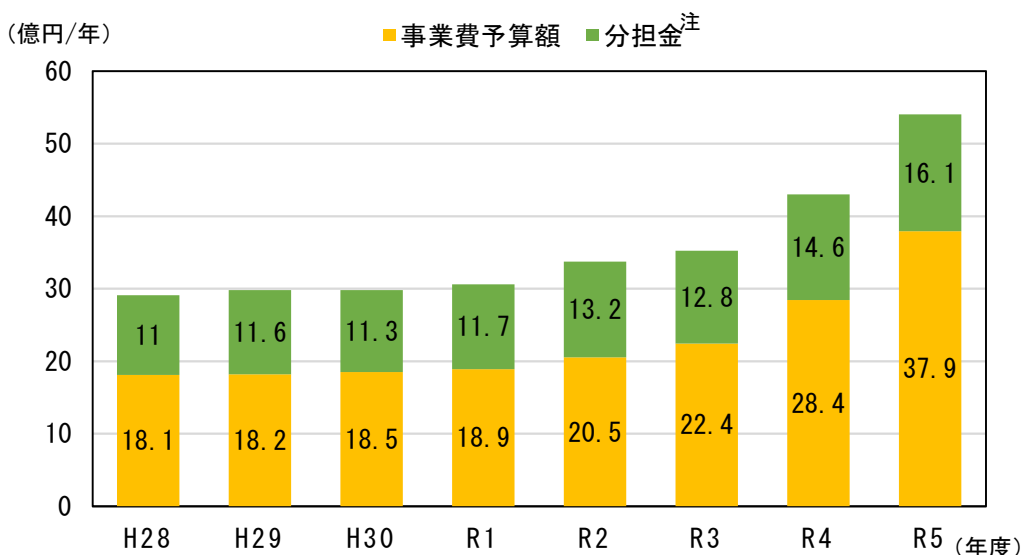


図2 (参考) 北区の清掃関連予算額の推移

注：分担金…ごみの中間処理を実施している清掃一部事務組合に対して、各区のごみ量等に応じ23区で分担して負担している費用。

図1：人件費も含まれている決算額ベースの費用（分担金は含まず）

図2：正規職員の人件費は含まれていない予算額ベースの費用

(2) 区民1人あたりのごみ処理費用

区民1人あたりのごみ処理費用は、令和元年度までは北区、特別区平均ともに100～300円程度の増減で推移していたが、令和2年度には北区で400円、特別区で500円と大きく増加した。令和3年度は、平成28年度に比べて北区は700円増、特別区平均では600円増となっている。

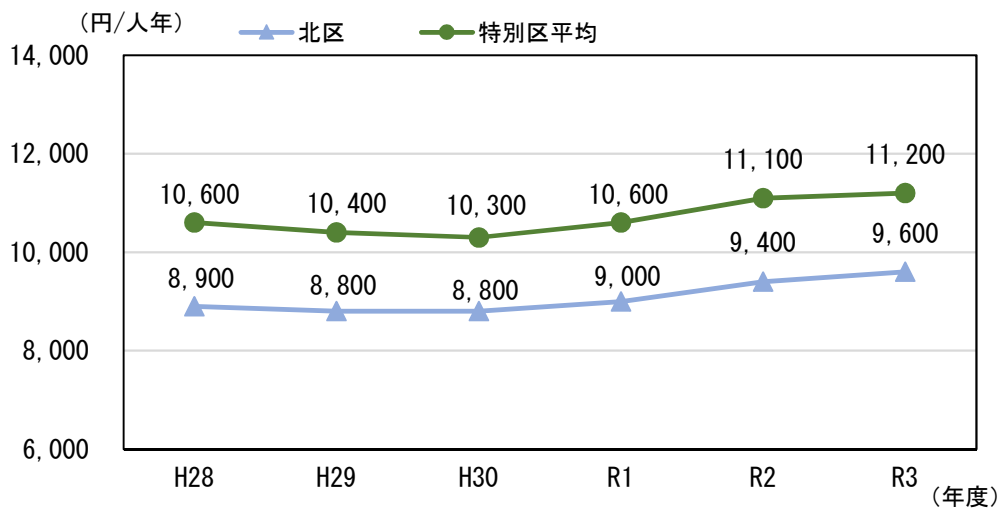
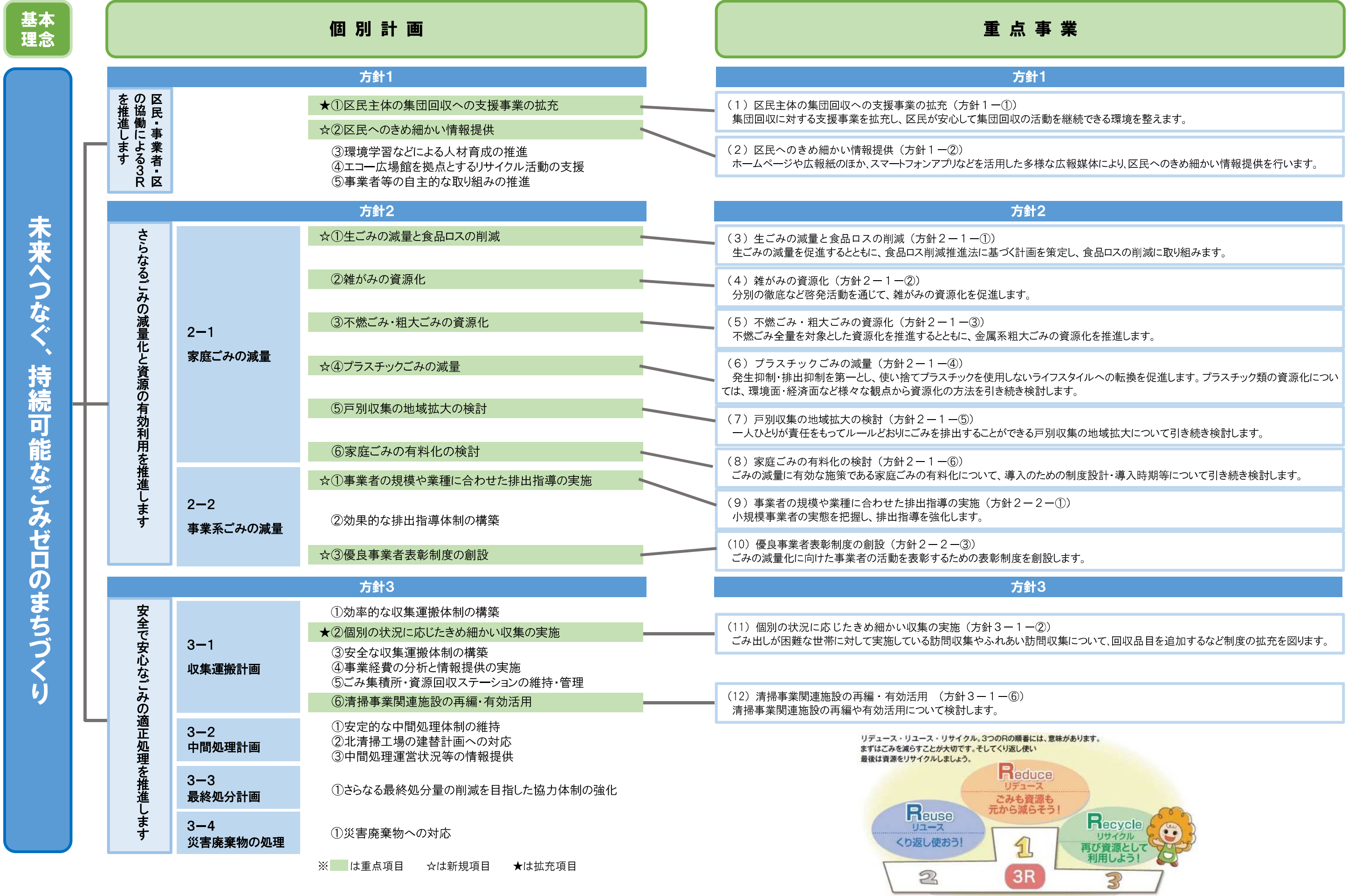


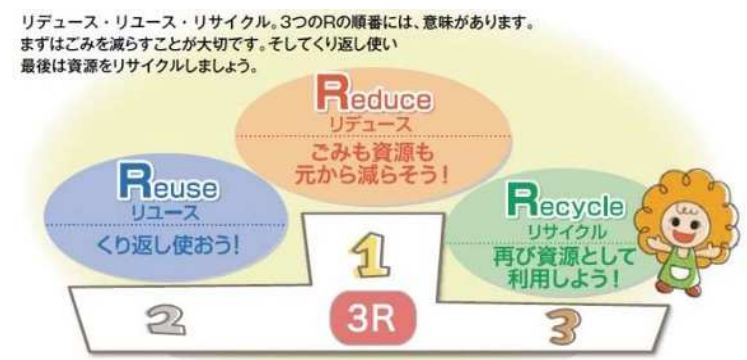
図3 区民1人あたりのごみ処理費用の推移

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

● 計画の体系図 ●



※ は重点項目 ☆は新規項目 ★は拡充項目



持続可能な循環型社会の形成に向けた、
今後のごみ減量の推進について

答 申 案

(第5回審議会時点版)

※第5回審議会では、重点事業7・8の「主な意見」と全項目の「取り組み」を中心に、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

※赤字…第4回審議会から第5回審議会の間に加筆・修正した文言

令和6年 月

東京都北区資源循環推進審議会

目次

1 北区のごみとリサイクルの現状	1
(1) 「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」の目標.....	1
(2) 目標達成状況と今後の課題.....	2
(3) 本審議会で検討した事項.....	3
2 ごみ減量の具体策の検討	4
(1) 区民主体の集団回収への支援事業の拡充.....	4
(2) 区民へのきめ細かい情報提供の実施.....	6
(3) 生ごみの減量と食品ロスの削減の推進.....	8
(4) 雑がみの資源化の充実.....	10
(5) 金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進.....	11
(6) プラスチックごみの減量.....	12
(7) 戸別収集の地域拡大の検討.....	14
(8) 家庭ごみの有料化.....	16
(9) 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施.....	18
(10) 優良事業者表彰制度の創設.....	20
(11) 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施.....	21
(12) 清掃事業関連施設の再編・有効活用の検討.....	22
(13) その他の具体策.....	23
3 今後のごみ減量の推進について	25
用語集.....	27
東京都北区資源循環推進審議会委員名簿.....	32
東京都北区資源循環推進審議会審議経過.....	33

1 北区のごみとリサイクルの現状

(1) 「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」の目標

北区では、令和2年3月に「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」を策定し、「～未来へつなぐ、持続可能なごみゼロのまちづくり～」の基本理念のもと、目標値を設定している。

指標1：区民1人1日あたりのごみ総排出量^{注1}

3Rの中でも優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の進捗状況进行评估するため、2Rによる資源排出量の減量が反映される指標として、区民1人1日あたりのごみ総排出量を目標値として令和2年度から設定している。

指標2：区民1人1日あたりのごみ排出量^{注2}

リサイクルを含めた3Rの進捗状況进行评估するため、引き続き、区民1人1日あたりのごみ排出量を目標値として設定している。

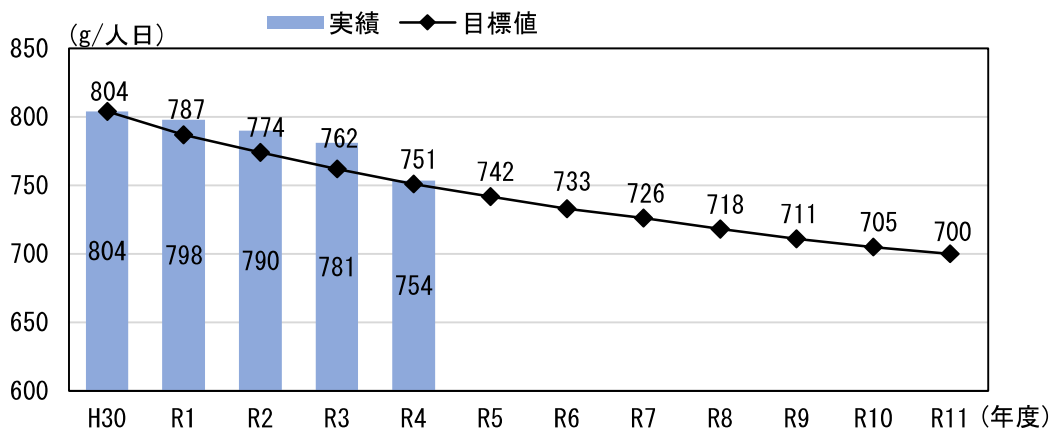
目標の指標	数値目標
指標1 区民1人1日あたりのごみ総排出量	104g 減量 （平成30年度比） 804g/人日 → 733g/人日 → 700g/人日 (H30実績) (R6) (R11)
指標2 区民1人1日あたりのごみ排出量	97g 減量 （平成30年度比） 660g/人日 → 592g/人日 → 563g/人日 (H30実績) (R6) (R11)

※注1・注2の用語の定義

ごみ発生量	注1 ごみ総排出量	総資源	集団回収	
			資源（区が回収）	
	注2 ごみ排出量	家庭ごみ	可燃ごみ	（区が収集）
			不燃ごみ	（区が収集）
			粗大ごみ	（区が収集）
		事業系ごみ	持込ごみ	（許可業者等による収集）
	可燃ごみ		（区が収集）	
不燃ごみ	（区が収集）			
潜在ごみ（量の把握が困難なもの） ※事業所独自の処理・リサイクル、家庭での自家処理（生ごみの減量化）等				

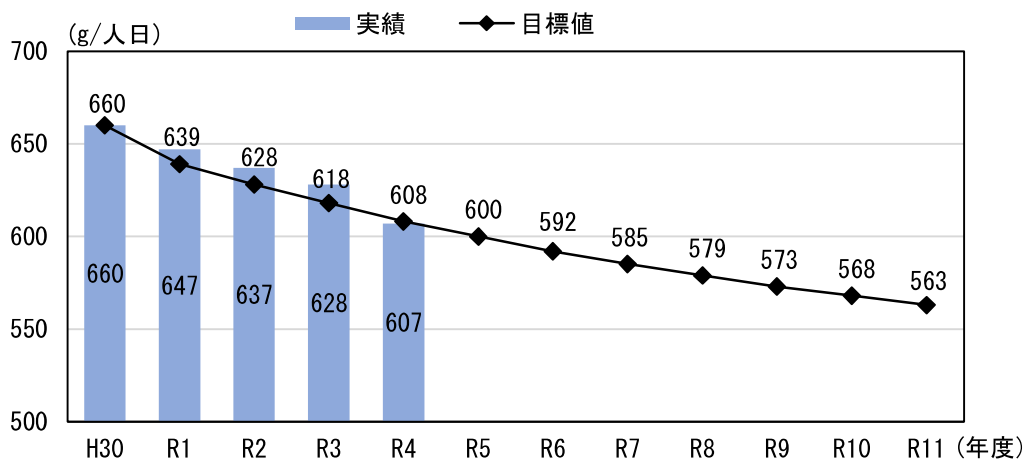
(2) 目標達成状況と今後の課題

指標1における目標値については、令和4年度の区民1人1日あたりのごみ総排出量が、754g/人日となっており、平成30年度からの4年間で50g減少し、同年度目標値の751g/人日を上まわる結果となり未達成であったものの、一定の成果が確認できる。これについては、新型コロナウイルス感染症による生活や事業活動への影響が落ち着きつつあり、人口が増加した一方で、ごみ量の面では可燃ごみの減量が進んだことなども一因と考えられる。



区民1人1日あたりのごみ総排出量の実績と目標値の推移

指標2における目標値については、令和4年度の区民1人1日あたりのごみ排出量が、同年度における目標値608g/人日より1g/人日少ない607g/人日となっている。年度別の目標値は達成したものの、令和11年度(2029年度)における目標値563gと比較すると44g多くなっており、目標達成に向けて更なるごみ減量への取り組みが必要である。



区民1人1日あたりのごみ排出量の実績と目標値の推移

令和4年10月に実施した北区のごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査（以下、「令和4年度区民アンケート」という。）によると、今後、持続可能な循環型社会の形成に向けて、区が力をいれるべきこととして、「分別方法のパンフレットを分かりやすくして定期的に全世帯に配布する」（39.4%）が4割と最も高かった。また、「資源として回収したものが、どのようにリサイクルされているか説明する」（22.8%）、「メーカーや販売店に対する過剰包装の禁止等の指導を国などに要望する」（22.2%）、も約2割となっており、区民の「ごみ減量・リサイクルの推進」への関心の高さが伺える。

北区では、これまでも区民と区が協働し、古紙、びん・缶、ペットボトルの回収や、紙パック、廃食油、古布等の拠点回収といったリサイクル活動、不燃ごみや粗大ごみに含まれる金属資源の資源化等に積極的に取り組んできた。近年、SDGsの浸透とともに、リサイクルの更なる推進に区民の関心も高まっている。北区では、令和3年6月に「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、脱炭素社会への移行に向け「今、自分たちにできること」のひとつとして、プラスチックの分別回収を、令和4年10月に滝野川地区、令和5年4月には王子・赤羽地区を含めた区内全域で開始した。また、令和3年10月に「北区食品ロス削減推進計画」を策定し、「令和8年度 区民1人1日当たりの食品ロス量15.4g」を目標に、様々な取り組みを行っている。

新たな社会的課題・要請に対して、積極的な取り組みを継続するとともに、今後しばらくは人口の増加が予測される中、北区へ転入してきた新たな区民や、外国人区民に対してもリサイクルの周知啓発を行い、地域住民と行政が一丸となった資源化への取り組みが求められる。

（3）本審議会で検討した事項

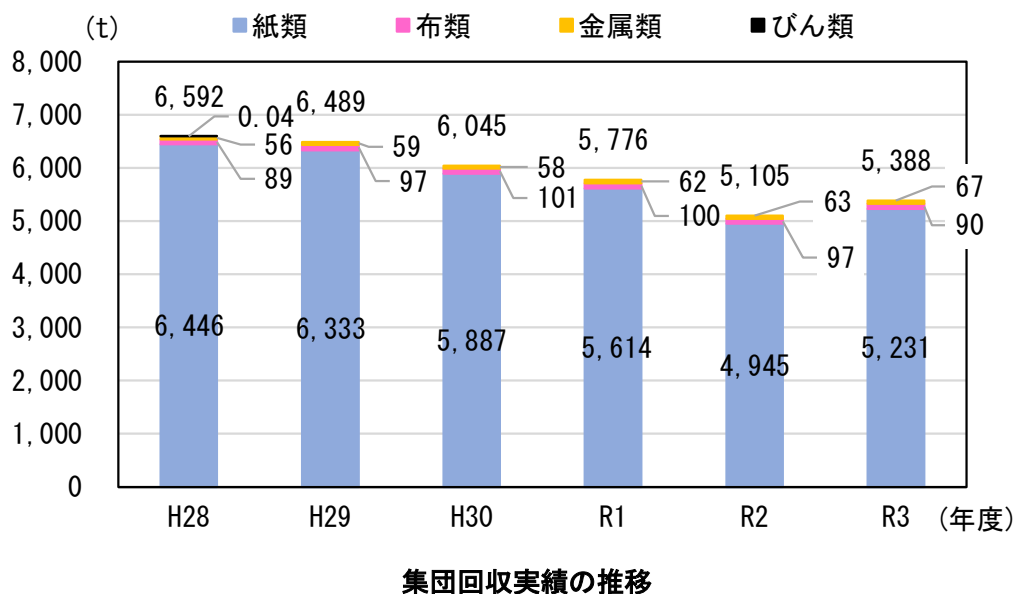
本審議会は、令和4年5月12日に北区長から、一般廃棄物の減量と適正な処理につき、「持続可能な循環型社会の形成に向けた、今後のごみ減量の推進について」諮問を受け、「北区一般廃棄物処理基本計画2020」で示された「ごみの減量化に向けて取り組む重点事業」について検討した。

2 ごみ減量の具体策の検討

(1) 区民主体の集団回収への支援事業の拡充

【現況・課題】

- ・集団回収は、区民が自主的に行っている古紙、びん・缶、古布の資源回収活動であり、北区は活動団体に対し、回収量に応じて1kgあたり6円の報奨金を支給している。
- ・平成28年度に、集団回収団体の活動を支援することを目的に「集団回収事業者認定制度」を開始し、7事業者を認定している。また、市況価格による資源物回収の停滞を防ぐため、令和2年度に古紙相場に連動した支援金制度を新設し、要件を満たす事業者に支給している。
- ・近年、ライフスタイルの変化による回収量の減少や、活動団体の高齢化による担い手不足が課題となっている。



【審議会での主な意見】

- ・集団回収の報奨金は町会・自治会の活動費にもなるため、町会・自治会側からマンション管理人へ協力してもらうように働きかけている。
- ・マンションの管理組合等にも集団回収への協力をお願いしているが、最低限の分別や排出のルールが守られていないことも多く、回収場所を管理する人への負担となっている。
- ・区全体の集団回収の活動団体数は横ばいだが、高齢化により集団回収ができなくなったところもあるため、取り組む人や団体を増やすといった底上げが重要である。
- ・古布の収集は地域によって実施していない場合がある。回収拠点が多くあったほうがよい。

【区民主体の集団回収への支援事業の拡充への取り組み】

集団回収は、リサイクルの推進と地域のきずなの強化につながる活動であり、引き続き、団体が安定して活動を継続できる環境を整えることを要望する。

- 活動団体を運営面から支えている集団回収事業者認定制度の更なる拡充を図ること。
- 事業者が市場価格に左右されず、区民とともに集団回収活動を継続できる事業者支援を継続すること。
- 行政から積極的に情報発信を行い、活動団体の増加と担い手の発掘に努めていくこと。

(2) 区民へのきめ細かい情報提供の実施

【現況・課題】

- ・北区では、毎年「家庭ごみ・資源の分け方出し方」の冊子・チラシを作成し配布している。また、そのデータをホームページに掲載するとともに、外国語版（英語・中国語・韓国語・ベンガル語版）のチラシを作成し、配布・ホームページへ掲載することにより、きめ細かな情報提供を実施している。なお、ホームページでは、チャットボットによるごみ分別等の問い合わせへの対応を実施しており、新たな視点による情報提供に取り組んでいる。
- ・令和4年度区民アンケートによれば、ごみの分別等の方法に関する情報提供について、区（清掃事務所）が配布するチラシ（54.2%）や冊子（53.5%）を活用しているという回答が得られた。
- ・同アンケートによれば、今後の情報の入手先としては、区（清掃事務所）が配布するチラシ（50.2%）や冊子（47.5%）とともに、区ホームページ（40.6%）が挙げられた。この割合は、現在的手段であるホームページによる情報入手の割合（21.8%）より高く、今後多様な媒体による情報提供を実施する必要性は高い。

【審議会での主な意見】

- ・今後、区民自らが取りに行く・聞きに行く形ではなく、区から区民に積極的に届ける周知等も考えていただきたい。
- ・ごみ減量の観点から発信していくことも大事だが、SDGsの観点で、北区の取り組みについて広く区民に知ってもらうこと、行政が音頭を取りオール北区で進めていくことが非常に重要である。
- ・より多くの外国人区民にごみ分別等の情報を知っていただくため、彼らがよく行く飲食店等に外国語版のチラシを配布することも検討してほしい。
- ・外国人区民へチラシや冊子等を配るといったことは、業者としても協力できる。
- ・外国人区民への排出指導については、管理人や賃貸住宅のオーナーから行っていただくことも重要である。区（清掃事務所等）側から、管理人や賃貸住宅のオーナーに対し、積極的な働きかけを行っていただきたい。
- ・マイクロプラスチックの問題などは、多くの方に知ってもらい、自分事として捉えてプラスチックの削減やリユース、リサイクルということに取り組んでいかなければいけない。教育現場や家庭へも周知し、次世代の子どもたちの意識も育てることが大切である。
- ・リチウムイオン電池の発火事故について、パンフレットに注意喚起の記載等を検討してはどうか。

【区民へのきめ細かい情報提供の実施への取り組み】

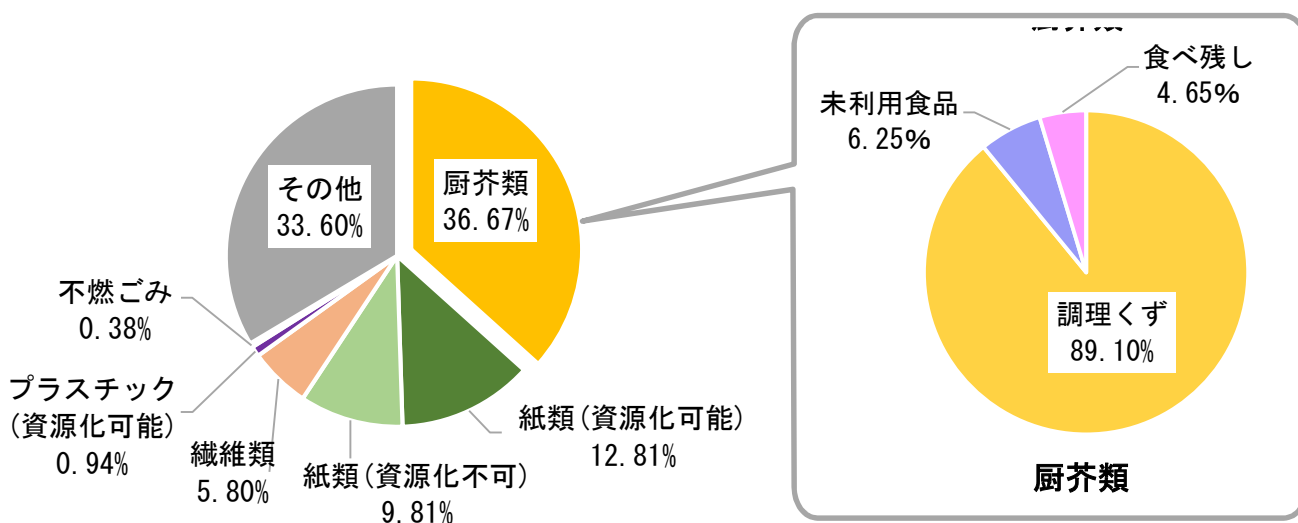
ごみの減量化・資源化には、区民に気付いてもらえる周知啓発が重要である。環境教育など既存の周知啓発を継続しつつ、気付いてほしい区民が情報を得やすい場所や機会を想定するなど、新しい視点で情報発信に取り組む必要がある。さらに、リサイクルの活動拠点であるエコ広場館との連携を強化し、周知啓発や情報発信に取り組んでいただきたい。転入者や若い世代、外国人区民に対して、チャットボットやSNSを活用するなどICTを活用した取り組みを行うよう要望する。

- 若い世代や外国人区民にも知ってもらえるチャットボットやSNSなどの活用を図ること。
- キャラクターや漫画を活用した新しい周知啓発事業を実施すること。
- 区の関係部署が連携し、効果的な環境学習などの充実を図ること。

(3) 生ごみの減量と食品ロスの削減の推進

【現況・課題】

- ・「北区食品ロス削減推進計画」では、リデュースクッキングレシピを使用した調理実習会の開催や、食品の保存方法などの効果的な周知啓発の実施、食品関連事業者等の取り組みに対する支援、未利用食品等を提供するための活動の支援等について取り組むとしている。
- ・北区では、家庭の未利用食品を回収し、子ども食堂等に提供する「フードドライブ」事業を令和3年7月から試行し、令和5年度から本格実施へ移行した。本格実施に伴い、受付窓口を2箇所から8箇所へ増設している。
- ・北区では、家庭から出る生ごみの減量化及びリサイクルを進めるため、令和5年度から、家庭用の生ごみ処理機等の購入費の補助を開始した。補助金額は購入費用の2分の1で最大2万円までとなっており、区民一人ひとりのごみの減量に向けた取り組みのきっかけとなることを期待している。
- ・令和4年度区民アンケートによると、「食品ロス」という言葉は9割以上の回答者が知っており、広く認知されている。また、取り組んでいる・取り組みたいこととして、「食べきれない食品を買いすぎない」(83.1%)、「買い物前に食品の在庫を確認する」(65.8%)の割合が高く、日常の買い物から食品ロス削減に向けた意識の向上が伺える。
- ・令和4年度に実施した「家庭ごみ排出実態調査」では、厨芥類として廃棄されたごみは可燃ごみの36.7%となっており、厨芥類の89.1%が「調理くず」で、食品ロスに該当する「未利用食品」は6.3%、「食べ残し」は4.7%で合わせて11.0%であった。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による、外出の自粛・家庭での食事の増加・宅配の利用といった食品をめぐる行動変容を踏まえ、SNS等を活用し、様々な周知啓発を行う必要がある。



可燃ごみの組成割合
(令和4年度家庭ごみ排出実態調査報告書)

【審議会での主な意見】

- ・フードドライブは、子ども食堂等へ食品を提供するという形で、**取り組みの成果が目に見える事業**のひとつである。
- ・フードドライブ事業について、区民への周知は十分行われているのか。
- ・全国的にプラスチック削減やフードドライブが叫ばれている。フードドライブについては、区民が利用しやすい、持っていきやすい場所を今後広げてほしい。
- ・生ごみを消滅させることができる「キエーロ」を使えば、かなりごみが減らせると感じている。ごみの有料化を実現した場合でも、費用負担が少なくて済む。今後も**（自身の団体での）**この取り組みを進めていきたい。
- ・これから取り組まなければならないのは、**生ごみの再資源化ではないか。**
- ・生ごみ処理機の補助事業について、購入するものが「キエーロ」であれば生ごみは分解され消滅するが、堆肥化容器の場合、生成された土（堆肥）は自身での処理・活用が前提であり、また乾燥型容器の場合は可燃ごみとして焼却されることとなる。資源循環にもならないうえ、**取り組みやすさや効果に疑問がある。**

【生ごみ減量と食品ロスの削減の推進への取り組み】

区民一人ひとりや事業者が、日常的に生ごみの減量や食品ロス**削減**に取り組めるような支援や**周知啓発**を求める。

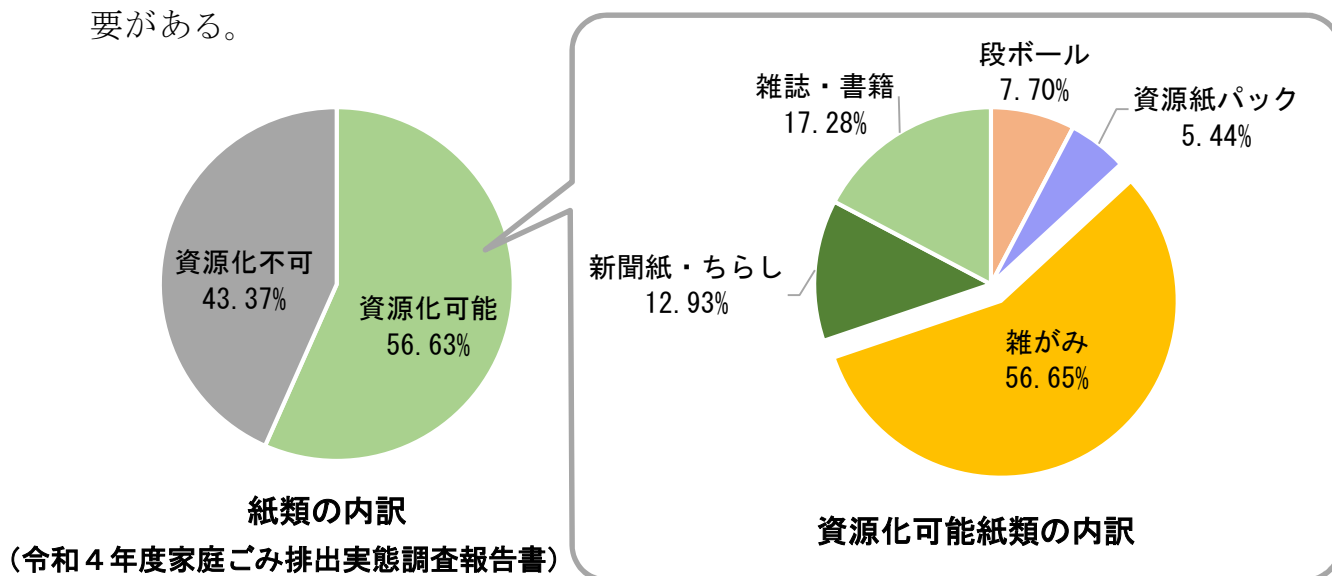
事業者の取り組みに対して協力店等の認定制度、表彰などの支援を要望する。

- 食品ロス削減協力店などの登録制度の導入を検討し、区のホームページに公表するなど、PRを行う**こと**。
- 賞味期限、消費期限が示す意味の**周知啓発**、冷蔵庫の管理など、無駄な廃棄をなくすための**周知啓発**を実施すること。
- **区民の利便性を確保した**、フードドライブの取り組みを継続すること。
- **家庭の**生ごみを自宅で**減量・処理**する区民を支援するなど、新しい着眼点での**周知啓発**を実施すること。

(4) 雑がみの資源化の充実

【現況・課題】

- 令和4年度に実施した「家庭ごみ排出実態調査」では、可燃ごみに含まれる紙類は22.6%、そのうち資源化可能な割合は、約6割(56.6%)となっている。
- 資源化可能紙類のうち、新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外の再生できる紙類(菓子箱、紙袋、はがき、封筒など)の「雑がみ」が56.7%を占めている。
- 雑がみのリサイクルについて、ホームページや「家庭ごみ・資源の分け方出し方」に掲載し、周知するとともに、イベントで「雑がみ袋」を持ち帰り用の袋として使用するなど周知啓発を実施している。
- 知らない人に知ってもらえるような効果的な周知啓発への取り組みを検討する必要がある。



【審議会での主な意見】

- 北区ブランドを立ち上げて、紙のリサイクルでトイレトペーパーを作成し、区の施設で積極的に使っていけば循環がうまくいくのではないかと。
- 事業者が排出するごみは紙類の割合が高いため、区から周知し、リサイクルを働きかけていくことが必要ではないかと。

【雑がみの資源化の充実への取り組み】

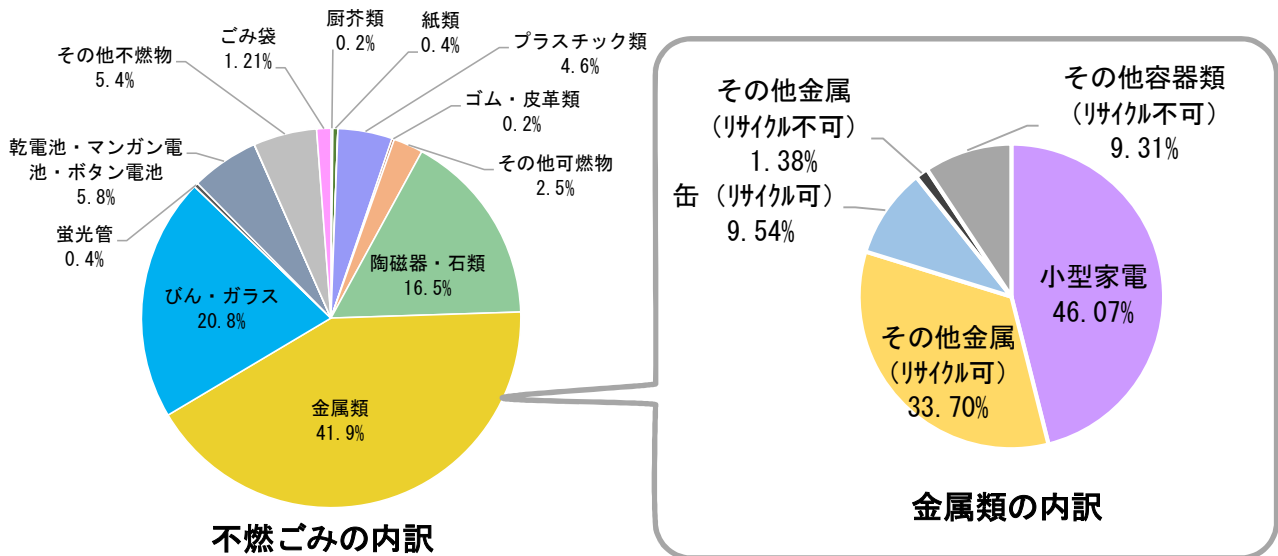
区民・事業者に対して、「雑がみ」が資源であることを知ってもらうことは取り組みの第一歩であり、行政として周知啓発だけでなく、雑がみを資源に分別するきっかけの提供に取り組むことを求める。

- 「雑がみ」はリサイクルできる資源であるということを、引き続き区民・事業者に対して周知徹底し、分別意識を高める啓発活動を推進すること。
- 雑がみ袋について、イベントなどでの配布に加え、定期的に全戸配布をするなど、雑がみの分別に取り組みやすくなるきっかけを提供すること。
- 古紙を排出する事業者へ雑がみ回収の仕組みを周知し、排出指導を行うこと。

(5) 金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進

【現況・課題】

- 資源の有効利用の観点等から、小型家電の回収・リサイクルの促進は重要であり、北区では、平成26年4月に粗大ごみ、平成26年10月に不燃ごみに含まれる金属類や小型家電の資源化を開始した。さらに、令和元年度からは不燃ごみに含まれる金属資源（小型家電含む）とその他不燃（ガラス・陶器など）を別袋で収集し、民間事業者による資源化を開始したため資源化量が増加している。
- 令和4年度に実施した「家庭ごみ排出実態調査」では、不燃ごみのうち金属類が41.9%となっており、金属類の内訳をみると、小型家電（46.1%）やその他金属（33.7%）が多く含まれている。



【審議会での主な意見】

- ごみにするか資源にするかで、大きく変わってくる。
- ごみの量を減らすことは難しいが、**どうやったら資源化ができるのかという視点を一人ひとりが持つことが大切である。**

【金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進への取り組み】

今後も資源化の取り組みを進めることを要望する。

- **資源化の推進には、不適正排出物（ライターやリチウムイオンバッテリーなど）の混入の防止など、区民の排出時のひと手間の協力が必要不可欠であることを周知すること。**
- 不燃ごみは、引き続き、金属資源（小型家電等を含む）とその他不燃（ガラス・陶器など）を別袋で回収すること。
- 使用済み小型家電はレアメタルや金を含んだ貴重な資源であるという啓発を推進すること。
- 家電量販店での自主回収等、民間が実施している**リユース・リサイクル**の取り組みを積極的に活用するよう周知すること。

(6) プラスチックごみの減量

【現況・課題】

- ・海洋プラスチック問題は、世界全体で大きな問題となっている。国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」でも、「2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」ことが、ターゲットのひとつとして掲げられている。リサイクルのみならず、リデュース・リユースの取り組みを普及啓発していく必要がある。
- ・国では、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があるとして、「プラスチック資源循環促進法」が成立した。また、北区では、強い危機感・決意のもと、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指し、脱炭素社会への移行に全力で取り組むこととする「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。
- ・「プラスチック資源循環促進法」の成立や「北区ゼロカーボンシティ宣言」を受け、これまで可燃ごみとして収集してきたプラスチック（プラスチック製容器包装^{注1}、製品プラスチック^{注2}）の分別回収を、令和4年10月に滝野川地区、令和5年4月に王子・赤羽地区を含めた区内全域で開始している。
- ・北区では、容器包装リサイクル法に基づく処理を行っているほか、独自に民間事業者へ処理委託をしている。
- ・これまでも清掃工場におけるサーマルリサイクル（熱回収）は行われていたが、分別回収の開始により、プラスチックのマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルといった手法によるリサイクルを推し進めている。

注1 プラスチック製容器包装 ⇒ おかしの袋や洗剤のボトルなど容器に使われているプラスチック

注2 製品プラスチック ⇒ 文具や玩具類など製品自体に使われているプラスチック

【審議会での主な意見】

- ・プラスチックを環境中に蓄積させないことが目的であるため、まずは、プラスチックを減らす必要性を区民に説明することが最も重要である。
- ・リサイクルすれば済むという問題ではなく、自然界にプラスチックが排出され、溜まっていくことが問題であるため、基本的にリデュース、リユースが重要である。
- ・プラスチックのリサイクルには賛成だが、資源循環の意味からも、集めるだけではなく、生まれ変わった製品を積極的に使っていただきたい。また、リサイクルをすることにより得られる効果を、もっと区民に伝えていくのがよいのではないかと。
- ・プラスチックの分別回収開始にあたって、分別方法や出し方など細かい部分で分からないことが多い。
- ・教育の現場において、環境学習と絡めながら、プラスチック問題への理解を深めていくことが必要なのではないかと。

【プラスチックごみの減量への取り組み】

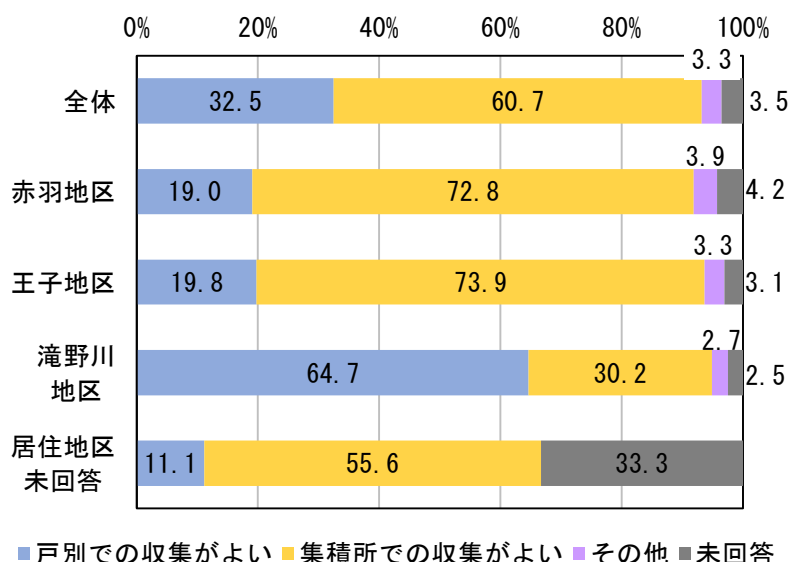
プラスチックについては、始めが肝要であるため、開始したばかりの分別回収の周知や指導を徹底するなど、資源化を着実に進めていくことを求める。令和4年度から5年度にかけて開始した分別回収については、社会情勢等も踏まえ、今後定期的に環境面・経費面など、様々な観点で効果を検証していくことを要望する。

- プラスチックのリサイクルは、「容器包装プラスチック」や「製品プラスチック」など一般の区民にとって分かりにくいいため、区民が分かりやすいようにホームページ等で周知し、分別対象物や排出方法等について、理解を深められるよう継続的に丁寧な周知や広報を行っていくこと。
- プラスチックの分別回収は、軽量で容積が大きいことから運搬車両増による環境負荷や経費増が発生するため、処理方法について、運搬時の環境負荷や運搬・選別コストを含めて、引き続き検証していくこと。
- ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用を減らしていくため、区民や事業者に対して、行動変容を促していくこと。
- プラスチック容器に貼ってあるシールについて、はがしやすさや「プラマーク」の対象の明確化などを、生産者である事業者側に求めていくこと。
- 粗大ごみとして出されているプラスチック製品についても、資源化についての検討を行うこと。

(7) 戸別収集の地域拡大の検討

【現況・課題】

- ・滝野川地区では平成12年から戸別収集のモデル実施を一部地域で開始し、平成14年には滝野川地区全域でモデル実施を開始している。
- ・令和4年度区民アンケートによると、集積所で収集している赤羽・王子地区では、現状の集積所での収集の継続を、戸別収集のモデル地区である滝野川地区では戸別収集の継続を望む意見が多い。平成24年度に実施した区民アンケート調査でも同様の傾向があった。



今後の収集方法について（令和4年度区民アンケート結果）

【審議会での主な意見】

- ・ 戸別収集には、ごみの分別意識の向上や、集積所までの排出負担の軽減、不法投棄や不適正排出といった集積所の課題解消などのメリットがある。
- ・ 区内で戸別収集を実施している地区と実施していない地区があることは、公平性に欠けるため、できるだけ早く、王子・赤羽地区に戸別収集を拡大すべきである。
- ・ 滝野川地区での戸別収集のモデル実施と併せ、他自治体での戸別収集導入による住民の評価なども重視する必要がある。
- ・ 集積所を管理する人の負担は大きい。多数が「収集方法は今のままでよい」としたアンケート結果について、集積所の管理を自身が行うことを前提とした場合には、結果が変わってくるのではないかと懸念。集積所を管理する人に対象を絞ったアンケートの実施を希望する。
- ・ 適正排出の観点から戸別収集のメリットは大きいですが、費用や職員体制の確保等を勘案すると課題も大きいため、区民の理解・納得を得られるよう、慎重に進めるべきである。
- ・ 集積所が地域コミュニティの場となっていて、集積所の管理がうまくいっているところは、集積所収集のままでよいのではないかと懸念。
- ・ 戸別収集にしないで、集積所の規模をもう少し小さくして細かく管理するという方法などもあるのではないかと懸念。

- ・ ステーション回収を行っているびん・缶・ペットボトルも戸別収集になるのか。
- ・ どちらがより北区が魅力的で住みやすい街になるかという視点で収集方法を検討すべきではないか。

【戸別収集の地域拡大の検討への取り組み】

戸別収集は、少子高齢化が進む中で、集積所の管理や高齢者・障害者のごみ出しの負担軽減につながる収集方法である。「一人ひとりがごみに責任を持つようになる」「ごみが少なくなる」という声がある一方で、「経費負担が増加する」、「集積所は地域コミュニティの場にもなっている」という声もある。

引き続き、戸別収集についての十分な情報提供を行い、区民の合意を得ることができるように、行政には、集積所管理に関することを含めた区民ニーズを把握し、他自治体の動向を踏まえ、実施についての検討を進めていくよう求める。

- 集積所管理についての実態を把握し、ニーズを正確に捉えること。
- 戸別収集への一律の移行、商店街・駅周辺など特性を踏まえての地域別の導入といった方法のほか、集積所の細分化などの方法も併せて検討するとともに、一律の移行とした場合にも、集積所の継続を望む地域に対しての柔軟な対応を検討すること。
- 戸別収集の費用対効果の検証を十分に行い、滝野川地区の収集方式について明確化をはかること。
- 戸別収集の地域拡大の実施にあたっては、対象とする品目について十分に検討を行うこと。
- 戸別収集の地域拡大を実施する場合には、きれいな街をつくるための手段のひとつと位置づけ、区民一人ひとりにごみの減量に向け取り組んでもらえるよう丁寧な説明を行い、区民の行動変容につながるような施策としていくこと。

(8) 家庭ごみの有料化

【現況・課題】

- ・「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」では家庭ごみの有料化について、「清掃事業の効率化とサービスの向上を図ることを前提とし、①料金体系や料金水準、手数料徴収方法、手数料の使途と運用などの有料化の仕組み、②住民説明会の開催など、有料化の導入までのプロセスや運用方法、③有料化導入後の評価と見直しなどについて、有料化導入自治体の事例などを考慮したうえで検討」を行うこととしている。
- ・家庭ごみ有料化は全国で 65.7%^{注1}の市町村が導入しており、東京都多摩地域の市においては、すべての自治体で導入している。
- ・北区の1人1日あたりのごみ量 739.3g に対して、多摩地域で有料化を行っている自治体 (25 市) のごみ量は平均 680.3g であり、北区と比較して 59g 少ない。また、家庭から排出される可燃ごみについて、令和2年度までに有料化を導入した、人口15万人以上の10市の有料化実施前年度と1年後を比較したごみ量は、9市で1割以上減少、そのうち3市では2割以上減少しており、有料化による減量効果は非常に大きい。

令和3年度1人1日あたりごみ量比較

北区 739.3g/人日

多摩地域有料化実施自治体 (25 市) 平均 680.3g/人日^{注2}

※ (収集量+持込量) ÷ 人口 ÷ 365 日で算定した。なお、集団回収量は含まない。

北区を 100 とした場合の多摩地域の1人1日あたりのごみ量

$$680.3 \div 739.3 = 92.0\%$$

※多摩地域の1人1日あたりのごみ量は、北区より1割近く少ない。

注1 出典 山谷修作 (審議会会長) ホームページ <http://www.yamayashusaku.com/survey.html>

注2 出典 多摩地域ごみ実態調査 2021 (令和3) 年度統計 (公益財団法人 東京市町村自治調査会) をもとに算出。

【審議会での主な意見】

- ・有料化のねらいは排出者の意識を変えることであり、適正排出とごみの減量につながる。
- ・有料化するのであれば、使途の「見える化」を図り、区民の理解を得やすくするべきである。
- ・使途を明確にするため、戸別収集の地域拡大と併せた検討が望ましい。
- ・物価高騰等により、区民の生活負担が増加傾向にあるため、ごみの有料化により更に負担が増えることは望ましくない。
- ・ごみが減らないと有料化の導入が議論されることになるため、その前にもう一度減量に取り組もうということ強くアピールしてはどうか。
- ・未だ23区内で導入している自治体は無く、北区での導入にあたっては隣接区へ

の不法投棄などの問題が懸念される。23区でしっかりと協議すべき重要な問題ではないか。

【家庭ごみの有料化への取り組み】

有料化の狙いはごみ排出者の意識を変えることであり、その結果として適正な分別がなされ、ごみの減量につながる。

全国的に家庭ごみの有料化が進んでおり、東京都の市部においても26市全市で有料化が導入されている。導入した自治体での実績からも、非常に有効なごみ減量施策であると言える。

将来的な導入を視野に入れ検討を進めるとともに、周辺自治体（23区）の動向を注視しつつ、有料化によるごみの減量効果についての周知啓発など、区民の理解を得られるよう取り組むことを求める。

- 有料化は、排出量に応じ公平な負担を求めることで、ごみ減量への意識付けを行う施策である。実施の検討にあたっては、ごみ処理経費の削減などの効果を明らかにすること。
- 有料化により発生した歳入については、不法投棄への対策や高齢者のごみ出し支援など、区の清掃事業のサービス向上に使い、またそれを「見える化」して、より区民が納得のいく仕組みを検討すること。
- 戸別収集と併せて導入することによる効果も視野に入れた検討を進めるとともに、区民の理解を得られるよう、有料化によるごみ減量の効果についてきめ細やかな説明を行うこと。
- 23区は、各区から出るごみの量に応じて清掃工場（東京二十三区清掃一部事務組合）の経費を分担している。そのため、現時点では23区で導入している自治体はないが、他の区で有料化を導入しごみ減量が進むと、北区がより多くの経費負担をすることとなる。他区に遅れることのないよう検討を行うこと。

(9) 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施

【現況・課題】

- ・事業用途床面積 3,000 m²以上の大規模建築物を所有する事業者については、条例により区へ再利用計画書の届出等が義務付けられており、区では新任廃棄物管理責任者向けの講習会を実施している。
- ・事業者の届出に基づき立入検査、指導・助言を行っているが、区の廃棄物管理指導員が十分に確保できておらず、検査・指導体制の維持に向けた専門的知識や経験の蓄積が課題となっている。
- ・延べ床面積 1,000 m²以上 3,000 m²未満の建築物を所有する事業者に対しても、3,000 m²以上の事業用建築物に準じて、廃棄物管理責任者の選任やごみ減量・再利用計画書の提出を求めるなどの指導・助言を行っているが、ごみ減量・再利用計画書提出は努力義務のため、提出率は約6割にとどまっている。
- ・ごみ量が少なく廃棄物処理業者との契約が困難な小規模事業者は、「事業系有料ごみ処理券」を貼付し、区のごみ収集に排出しているが、北区として事業所の実態を正確に把握していないため、事業者の規模や業種に合わせた指導が課題となっている。なお、排出基準（日量 10kg 等）を超える事業所については、廃棄物処理業者による収集への移行を指導している。

【審議会での主な意見】

- ・講習会について、オンラインは多くの方が受講でき、さらに資料を印刷せずに勉強できる環境を整えばペーパーレスにもなり経費の節減ができるが、習熟度等を確認するために、テストや感想文の提出等も必要である。一方で、対面は質問もしやすく、理解もより深まる。実際に処理施設などを見学することも非常に重要である。
- ・講習会について、オンラインで良い方向に進む部分は積極的に進めてほしいが、熱意などは対面でないと伝わらない。オンラインと対面を使い分け、熱量までしっかり伝わる工夫が必要ではないか。
- ・立入検査について、他区では減量アドバイザーの派遣の民間委託を予定している。事業者の資源化を更に進めるためにも有効だと思うので、立入検査や指導を委託し、検査回数を増やすことも考えてほしい。
- ・SDGs やゼロカーボンを考えると、資源化の推進をどの方向に持っていくのか、ごみに対する小規模事業者の考え方や排出実態を把握し、区としてどういう対応をするのか方向性を示してほしい。

【事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施への取り組み】

専門性を有する人員を計画的に配置し、効果的な排出指導を行うとともに、**事業者の提出書類の様式の見直し等により負担軽減**を図り、区・事業者がともに取り組みやすい環境を整える。また、事業者の実態を正確に把握し、その規模や業種に合わせたごみ減量の**指導及び周知啓発**に努めることを要望する。

- 廃棄物行政に関する知識と経験を蓄積し、より効果的な指導業務を継続的に行える体制を確保すること。
- 立入検査を行う際の一連の**書類作成等を可能とする**システムの構築・導入や、報告書の様式の見直し・簡素化を図り、より多くの建築物を指導できる体制**づくり**を検討すること。
- 北区による収集の対象となる小規模事業者については、登録制度の導入を検討し、北区として事業者の規模や業種を正確に把握できるように、**引き続き**制度の見直しを図っていくこと。

(10) 優良事業者表彰制度の創設

【現況・課題】

- ・優良事業者表彰制度は、区内事業者について、ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組み、成果を上げている事業者などを立ち入り調査の結果や再利用計画書等をもとに表彰する制度である。
- ・北区では、現時点で優良事業者表彰制度の導入には至っていないが、「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」において、制度創設等に取り組むと明記している。
- ・23区では、千代田区、港区、新宿区などの区で優良事業者への表彰等の制度が創設されており、比較的大規模な事業所面積を有する事業者が対象となっている。
- ・北区は、事業用大規模建築物（床面積 3,000 m²以上）のほかに事業用中規模建築物（延べ床面積 1,000 m²以上 3,000 m²未満）が約 230 件あり、小規模な事業者も多いことを踏まえ、ごみの減量やリサイクルに努めている中小規模事業者についても、表彰等により評価し、取り組みを促進する仕組みが必要である。

【審議会での主な意見】

- ・北区が、区内でごみ減量や資源化に積極的に取り組んでいる事業者から率先して製品を買うなどの一連の流れができると、よりサーキュラーエコノミーにつながるのではないかと。
- ・ヨーロッパではゼロカーボン等環境に対する取り組みに積極的な事業者から、率先して品物を買う流れができている。表彰制度は必ず実施して、事業者の取り組みをアピールしていただきたい。
- ・事業者は、人・時間・お金をかけてごみ減量、ゼロカーボンに努めている。これから更にSDGsにも取り組むとなると、事業者のメリットもある程度考えないといけない。
- ・産業振興課が実施している「北区SDGs推進企業認証制度」との連携も視野に入れ、検討を進めていただきたい。

【優良事業者表彰制度の創設への取り組み】

ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組む事業者を表彰する、「優良事業者表彰制度」を創設するとともに、表彰した事業者の取り組みを好事例として広く周知する仕組みを確立し、規模や業種に合わせた効果的なごみ減量の周知啓発に生かすため、事業者への立入検査・再利用計画書等の関係情報を活用した制度の検討を要望する。

○優良事業者表彰制度について、他自治体の実施事例等を参考にしながら、制度設計を進めること。

○中小規模事業者についても、評価する仕組みを検討すること。

(11) 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施

【現況・課題】

- ・高齢者などごみ出しが困難な区民を対象に「訪問収集」を実施しており、**好評を得ている**。一方で、**収集品目については拡大の要望が強い**。ごみや資源（古紙・プラスチック）の訪問収集を行う際、ごみの排出がない場合に対象の区民の安否確認を併せて行う「ふれあい訪問収集」を実施している。
- ・粗大ごみを運び出すのが困難な区民を対象に運び出し収集を実施しており、運び出しの要件に該当しない区民については、NPO法人と連携した収集を実施している。
- ・高齢化が進み、今後訪問収集等の要望が増加し、収集人員が不足する可能性がある。
- ・びん・缶などの資源も訪問収集の対象に追加してほしいなどの事業の拡充要望がある。

訪問収集実績

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	収集中	一時中止 [※]	収集中	一時中止	収集中	一時中止
訪問収集	742	256	754	331	775	419
ふれあい訪問収集	27	17	20	19	24	19

※一時中止…ケアマネジャー等と連携し、一時的な入院やショートステイ利用などでごみの排出がない場合に対応している

【審議会での主な意見】

- ・北区では訪問収集とふれあい訪問収集はかなり以前から精力的に取り組んでいる。引き続き頑張ってもらいたい。
- ・かなりきめ細かい対応をしてもらっている。ほかの区民の方のご理解を得ながら進めていくということが大事になってくるが、引き続きお願いしたい。
- ・高齢者のためのごみの回収には本当に感謝している。
- ・訪問収集をより充実させるために、認定基準の緩和などを考える必要があるのではないか。

【個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施への取り組み】

高齢者や障害者などのごみ出し困難者を対象とする訪問収集は、事業の継続を原則とし、びん・缶などの資源類も対象として追加するよう検討を求める。

- 訪問収集事業は、住民要望も強い。今後も事業を継続し、資源の収集対象品目の追加など、更なる事業拡大の検討すること。

(12) 清掃事業関連施設の再編・有効活用の検討

【現況・課題】

- ・清掃事業は民間事業者への委託などの外部化を進めており、関連施設を北区公共施設再配置方針に従って、廃止や統合など整理を進めてきた。
- ・浮間清掃事業所における、粗大ごみの中継施設の設置と持込の受け入れ開始（令和4年11月～）など、収集体制の変化に対応した関連施設の有効活用を進めている。
- ・清掃事業は継続して行う必要があることから、関連施設の更新や統合にあたっては、効率的な事業継続を念頭に整備することが必要である。
- ・委託事業の増加に伴い、委託先従業員の休憩場所など、労働環境に配慮した施設整備を引き続き進める必要がある。

【審議会での主な意見】

- ・浮間清掃事業所への粗大ごみの持ち込みができるようになり、周りの人からとても便利になってよかったという話が出ている。ぜひこれからも継続してほしい。

【清掃事業関連施設の再編・有効活用の検討への取り組み】

清掃事業が継続して実施できるように、今後も計画的に施設の更新、再編を行う必要がある。なお、計画策定にあたっては、委託先の従業員の労働環境にも十分な配慮を求める。

- 清掃事業に従事する作業員（直営、委託を問わず）の、休憩場所や作業前の待機場所などに十分に配慮して施設整備を検討すること。
- 北清掃工場の建替えに伴う車両の増加など、清掃事業の変化に対応し、支障なく収集運搬作業を行えるよう、引き続き、清掃事業関連施設の暫定利用等清掃事業関連施設の有効活用に努めること。
- 既存施設の耐用年数を視野に入れ、施設の更新などを検討すること。

(13) その他の具体策

①不法投棄・不適正排出対策

【現況・課題】

- ・駅に近い地区などを中心に、不法投棄や資源の持ち去りが頻発しており、集積所の管理者にとって負担となっている。

【審議会での主な意見】

- ・町会で防犯カメラをつけている場所に、分別や不法投棄の注意喚起を示す紙を配布するなど、行政にバックアップしてもらいたい。
- ・監視カメラの設置は、不法投棄あるいは不適正排出を防止するために有効な手法である。
- ・他の市町村では、監視カメラの購入設置ではなく貸与設置が増えている。一定期間設置し、効果があったら次の要望集積所へ移設するといった方法である。

【不法投棄・不適正排出対策への取り組み】

不法投棄・不適正排出への対策として、監視カメラ設置補助等の導入等の検討を要望する。

- 集積所への監視カメラ設置についての補助などを実施すること。
- 監視カメラの設置に伴い、カメラの設置・録画について明確に知らせる掲示物等を用意すること。

②民間事業者との連携によるリユースの推進

【現況・課題】

- ・北区では、より一層のごみ減量に向け、令和4年度中に民間事業者3社と連携協定を締結した。締結先はリネットジャパンリサイクル(株) (宅配便によるパソコン・小型家電の回収サービス)、(株)ジモティー (地域の情報サイト「ジモティー」の運営)、(株)マーケットエンタープライズ (不用品買取・リサイクルショップ一括査定サイト「おいくら」の運営) の3社である。
- ・家具や小型家電などを中心に、不用品処分の際、捨てるのではなくリユースすることを選択肢のひとつとし、民間事業者が提供しているサービスの利用を区民に呼び掛けている。

【審議会での主な意見】

- ・ジモティーを早速利用した。区内近隣の方と取引が成立し、新品未使用のものを安く手に入れることができ満足している。インターネットを使用した匿名のやりとりに抵抗がある人もいるであろうが、区がこのような呼びかけを行うことは、取り組みとして非常に面白い。
- ・恐らくまだこういった呼びかけをしていることは、区民にあまり届いていないのではないかと。

【民間事業者を活用したリユースの推進への取り組み】

より一層のごみ減量に向けては、不用品をごみとして排出するのではなく、リユースへ転換することも効果的な取り組みのひとつであるため、今後も民間事業者との連携を積極的に推進していくことを求める。

- 協定締結事業者が提供するサービスの利用状況を定期的に確認し、取り組みの成果を検証すること。
- 引き続き、他自治体の動向を注視し、新たなサービスについても、事業者との連携を検討していくこと。
- より効果的な発信時期や周知方法を捉えたうえで、積極的に区民へ周知を行うこと。

3 今後のごみ減量の推進について

ゼロカーボンシティを目指す北区において、ごみの減量を進めることは、区民一人ひとりが身近なところでできる取り組みのひとつである。

ごみ減量のためには、区民一人ひとりが「我が事」としてとらえ、ごみの「発生抑制・排出抑制」を意識していくことが必要である。また、区民だけではなく、事業者、北区（行政）が一丸となって、それぞれが「今、自分たちにできること」を意識し、ごみの減量・適正な排出に取り組んでいくことが求められている。

具体的な事業の実施にあたっては、フードドライブや新たに始まったプラスチックの分別に関する事など、区が行っている取り組みや情報を、子どもから高齢者までの多様な世代や外国人区民など、誰にとってもわかりやすく発信していくことが重要である。その際にはできる限り具体的な数値やイメージ図・地図を利用するなど、伝えたい情報を「見える化」する工夫も必要である。

また、区内の事業者に対してもごみの減量や資源化についての指導や周知啓発を行い、優良な取り組みについては積極的に周知し、意識を高めていくべきである。

なお、戸別収集の実施と家庭ごみの有料化については、当審議会ではそれぞれがごみ減量の方策であるという前提で議論してきたが、施策の導入にあたっては、区民に対するより丁寧な説明を求める。

以上の点を踏まえ、ごみの減量を基本に、事業の実施を求める。

- (1) 内容の充実を図る、または新たに取り組む必要がある事業
 - ・ 生ごみの減量と食品ロスの削減の推進
 - ・ プラスチックの資源循環の促進
 - ・ 区民主体の集団回収への支援事業の拡充
 - ・ 区民へのきめ細かい情報提供・情報の「見える化」の実施
 - ・ 雑がみの資源化の充実
 - ・ 金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進
 - ・ 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施
 - ・ 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施
 - ・ 優良事業者表彰制度の創設

- (2) 継続して検討する必要がある事業
 - ・ 戸別収集の地域拡大
 - ・ 家庭ごみの有料化
 - ・ 清掃事業関連施設の再編・有効活用の検討

<資料編>

北区のごみ資源量の推移

単位 (トン)

年度		H30	R1	R2	R3	R4		
区収集	可燃ごみ	62,029.55	62,181.32	63,816.28	61,876.45	59,204.54		
	不燃ごみ(資源化分除く)	1,716.08	204.44	189.28	148.70	117.38		
	粗大ごみ(資源化分除く)	1,752.02	2,053.43	2,002.42	2,258.43	2,126.27		
	資源	分別回収	プラスチック	-	-	-	-	250.18
			スチール缶	500.54	509.29	580.85	568.29	522.52
			アルミ缶	357.90	364.00	416.16	407.25	373.96
			びん	2,602.00	2,567.04	2,815.03	2,722.56	2,582.28
			古紙	6,365.01	6,362.78	6,728.72	6,683.62	6,461.43
			ペットボトル(ステーション)	1,350.61	1,388.24	1,495.84	1,536.94	1,546.84
		分別回収 計	11,176.06	11,191.35	12,036.59	11,918.65	11,737.22	
		拠点回収	紙パック	16.97	16.03	14.60	14.69	13.37
			発泡トレイ	2.20	2.48	2.85	2.90	2.68
			乾電池	0	0	0	0	0
	廃食用油		2.36	2.50	2.88	2.55	2.38	
	古布	103.62	105.85	106.58	120.49	116.88		
	拠点回収 計	125.15	126.86	126.91	140.63	135.31		
	資源化分	資源(不燃)	497.00	1,919.46	2,034.66	1,778.11	1,564.29	
金属資源(粗大)		593.67	467.80	453.66	504.86	472.01		
資源化分 計	1,090.67	2,387.26	2,488.32	2,282.97	2,036.30			
資源 計	(a)	12,391.88	13,705.47	14,651.82	14,342.26	13,908.83		
区収集ごみ 計	(b)	77,889.53	78,144.65	80,659.80	78,625.83	75,357.01		
持込ごみ (許可業者収集等)	(c)	19,053.58	19,135.87	16,200.98	16,240.29	16,986.60		
集団回収	紙類	5,886.81	5,614.46	4,944.93	5,230.93	4,802.43		
	布類	100.63	99.65	96.90	90.20	88.07		
	金属類	57.90	61.77	62.90	66.88	64.42		
	びん類	0	0	0	0	0		
	集団回収 計	(d)	6,045.34	5,775.88	5,104.73	5,388.01	4,954.91	
宅配便回収 (小型家電等、R4.12月から)	(e)	-	-	-	-	15.01		
ごみ排出量	(f=b+c-a)	84,551.23	83,575.06	82,208.96	80,523.87	78,434.78		
ごみ総排出量	(g=b+c+d+e)	102,988.45	103,056.40	101,965.51	100,254.13	97,313.53		
総資源化量	(h=a+d+e)	18,437.22	19,481.34	19,756.55	19,730.27	18,878.75		

【持込ごみを含む】

リサイクル率=総資源化量(h)÷ごみ総排出量(g)						
リサイクル率(%)	(h/g)	17.9%	18.9%	19.4%	19.7%	19.4%

【持込ごみを含まない】

資源回収率=総資源化量(h)÷(ごみ総排出量(g)-持込ごみ(c))						
資源回収率(%)	(h/(g-c))	22.0%	23.2%	23.0%	23.5%	23.5%

資源売却額実績の推移

単位 (円)

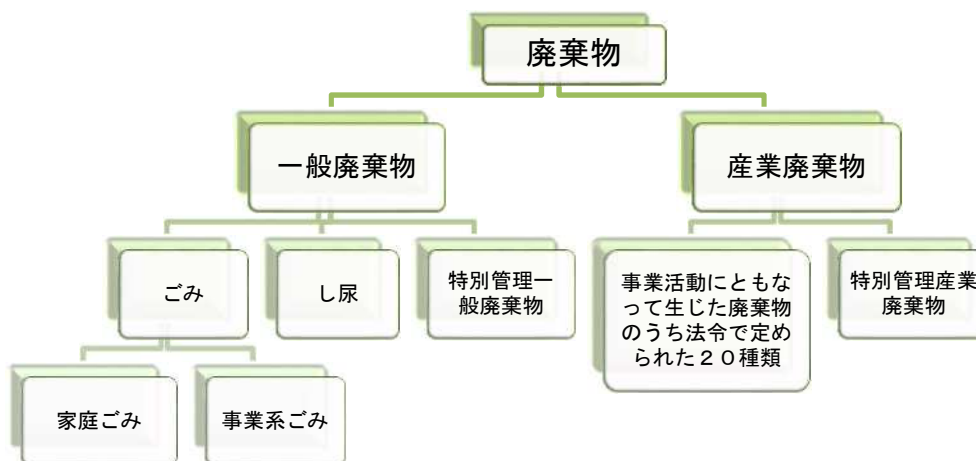
年度		H30	R1	R2	R3	R4	
資源売却額実績	缶	スチール缶	2,502,715	2,546,435	2,132,300	5,687,906	8,616,216
		アルミ缶	21,474,180	21,840,180	18,281,266	34,643,900	43,345,640
	びん	887,410	736,499	768,035	736,776	696,524	
	古紙	新聞紙	16,457,845	13,982,410	9,689,310	9,764,970	9,431,640
		雑誌	10,519,160	9,511,935	4,490,395	3,946,170	4,487,100
		段ボール	21,499,925	14,857,585	12,224,705	13,634,360	15,321,675
	ペットボトル	40,051,678	36,102,884	37,268,058	55,153,847	119,569,176	
	紙パック	135,760	128,240	116,800	117,520	106,960	
	金属資源(粗大)	175,254	1,877,966	2,749,850	8,614,111	9,779,980	

用語集

あ行

一般廃棄物と産業廃棄物

一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことであり、大きくごみとし尿に分類される。



か行

キエーロ（生ごみ分解・消滅処理容器）

黒土のバクテリアの力を使い、生ごみを分解処理する生ごみ処理機のこと。従来のコンポスト型生ごみ処理機は、生ごみをたい肥化することから、都市部ではたい肥の処理に困り、なかなか普及しなかった。しかし、キエーロは土の中で生ごみを分解するため、土が増えず、ベランダ等でも気軽に取り組めるという利点がある。

拠点回収

特定の種類のごみを資源として区内の公共施設などで無料で回収すること。

北区ではエコ広場館や区民センター等にサンクルポストを設置し、資源を回収している。

ケミカルリサイクル（「サーマルリサイクル」の欄を参照）

小型家電

消費者が通常家庭で使用する電気機械器具であって、効率的な収集運搬が可能であり、経済性の面における制約が著しくないものを、制度対象品目として政令で定めることとしている。

具体的な対象品目は、携帯電話端末、電話機、ラジオ、デジタルカメラ、映像用機器（DVDプレーヤー等）、音響機器（デジタルオーディオプレーヤー等）、理容用機器（ヘアドライヤー、電気かみそり等）、ゲーム機など。

小型家電リサイクル法

平成25年4月から施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律。デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や有害物質の管理等の廃棄物の適正処理の確保を図ることで、循環型社会の形成を推進することとしている。

小型家電リサイクル法では各関係者の役割が規定されており、「消費者（事業者）が分別排出し」、「市町村が消費者から分別回収して再資源化事業者へ引渡し」、「再資源化事業者が引取った使用済小型家電の再資源化を適正に実施する」こととなっている。携帯電話やデジタルカメラなどが対象品目として定められている。

戸別収集

ごみを集積所等へ出すのではなく、各家庭の玄関先や集合住宅の前等、建物ごとに出し、清掃職員が一軒ずつ収集していく方法。戸別収集ではそれぞれの玄関先等に出すこととなるので、ごみの出し方に対する意識の向上、それに伴うごみの減量や資源回収率の向上に効果があると考えられている。

さ行

サーマルリサイクル（熱回収）

廃棄物から熱を回収すること。ごみの焼却処理から得られる熱が、ごみ発電や施設内の暖房・給湯・温水プール・外部への蒸気利用等に利用される。北清掃工場稼働時は、発電及び隣接施設への蒸気提供を行っていた。

（関連）

ケミカルリサイクル

熱や圧力により、元の石油や化学原料に戻してから利用する方法。

マテリアルリサイクル（プラスチックの場合）

廃プラスチックをプラスチック製品へと変換するリサイクル方法。廃プラスチックからペレット状の同質の原料や製品などに加工される。

再利用計画書（事業用大規模建築物における再利用計画書）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物について、自らの責任において適正に処理をするとともに、再生利用等を行うことによりその減量に努めることが求められており、区では一定規模の事業用建築物（対象：3,000㎡以上）を所有・使用している事業者に対し廃棄物の種類・量・処理方法などを記載した再利用計画書を毎年提出するよう義務付けている。

雑がみ

新聞・雑誌・段ボール以外の資源化可能な紙類のこと。具体的には、お菓子の紙の箱・ティッシュの箱・コピー用紙・包装紙・ポスター・カレンダー・紙袋・封筒など。

残渣（ざんさ）

溶解・濾過（ろか）などのあとに残った不溶物。残りかす。

食品ロス

食べ残しや消費・賞味期限切れ、売れ残り等、様々な理由で、食べられる状態であるにもかかわらず、廃棄されてしまう食品のこと。フードロスともいう。

集団回収

町会・自治会・マンションの管理組合・PTAなど任意の団体が、家庭から出る古紙などを集め、自ら契約した資源回収業者に引き渡す、自主的な資源回収活動。

北区では活動団体に対し、回収量に応じて1kgあたり6円の報奨金を支給している。

集団回収事業者認定制度

活動団体の担い手不足や区民の高齢化の進展などにより集団回収における資源回収量の減少や集団回収活動の休止が起きているため、区では活動団体を応援していただける資源回収事業者を対象に認定制度を平成28年度より実施し、要件を満たした認定事業者に対し支援金（基本支援金）を支給している。令和2年度からは従来の基本支援金に加え、古紙の市況価格に連動した特別支援金の支給を開始している。

製品プラスチック（「プラスチック」の欄を参照）

ゼロカーボン

地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出量を、森林などが吸収する量以下にすることで、温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにすること。

た行

脱炭素社会

二酸化炭素など温室効果ガスの排出ゼロにつながる取組みを推進する社会のこと。令和2年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言している。

チャットボット

チャットボットとは、対話を意味する「チャット」と「ロボット」を組み合わせた造語で、AIを活用してロボットが自動で対話型のコミュニケーションを行うツールのこと。

厨芥類（ちゅうかいるい）

厨房・調理場から出る生ごみのこと。

東京二十三区清掃一部事務組合

平成12年4月に特別区（東京23区）で組織され、特別区内の中間処理を実施している。管理者は特別区の区長より互選される。事務内容は、①焼却施設の整備及び管理運営、②他ごみ処理施設の整備及び管理運営、③し尿処理の施設の整備及び管理運営。なお、東京二十三区清掃一部事務組合の運営費用は、手数料や売電収入等の歳入の他、特別区である23区が「分担金」として、ごみ量の割合等で負担している。

は行

廃棄物管理責任者

一定規模の事業用の建築物を所有・使用している事業者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理に関する業務を担う中心的な担当者として、廃棄物管理責任者を選任し、区長に届け出る義務がある。

プラスチック

合成樹脂とも呼ばれ、海洋プラスチックの問題等を契機に、各国で使用量削減やリサイクルに向けた対策が進んでいる。日本では、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の成立により、容器包装プラスチック・製品プラスチックの分別回収、再商品化に向けた取り組みが始まっている。

（関連）

容器包装プラスチック

商品を入れたり包んでいるプラスチック製の容器や包装物で、その商品を使ったり取り出したあと、不要になるもの。プラマークが目印。おかしの袋や洗剤のボトルなどが該当する。

製品プラスチック

製品自体にプラスチックが使われている文具や玩具類などが該当する。

発生抑制・排出抑制

ごみになりにくい商品の使用や購入、レジ袋や過剰包装の辞退、必要としている人に譲るなどにより、ごみとして発生・排出する量を減量させること。

フードドライブ

フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。フードドライブの推進は、食品

ロス削減に資する取組でもあり、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定）」においても食品ロス削減のための施策の一つとして位置づけられている。

プラスチック資源循環促進法

利便性の高いプラスチックという素材を利用した製品が設計から廃棄物として処理されるまでのライフサイクル全般において、関係するあらゆる主体における資源循環の取組（3R+Renewable）を促進するため令和4年4月1日に施行された。

訪問収集・ふれあい訪問収集

訪問収集とは、ごみ（可燃・不燃・古紙・プラスチック）を集積所まで運び出すことが困難な方に対して、職員が玄関先まで訪問して収集するサービスのこと。

ふれあい訪問収集とは、ごみ（可燃・不燃）の訪問収集を行う際に、ごみの排出がない場合には安否確認を併せて行う訪問収集のこと。

ま行

マイクロプラスチック

洗剤や歯磨き粉などに含まれるビーズなどの微細なプラスチックや、レジ袋やペットボトルといったプラスチックごみのうち、紫外線などの影響により直径5mm以下まで細くなったものをいう。

マテリアルリサイクル（「サーマルリサイクル」の欄を参照）

や行

容器包装プラスチック（「プラスチック」の欄を参照）

ら行

リサイクル率と資源回収率

リサイクル率とは、一般に資源を含めた総ごみ排出量に占める総資源化量の比率である。総ごみ排出量には、清掃工場への直接持ち込みごみを含んでいる。

資源回収率は、清掃工場への持ち込みごみを含めないで上記の計算をしたものである。

持ち込みごみは、事業系ごみで自己処理責任が原則であり景気変動等の影響を受けやすい。このことから家庭ごみのリサイクル率を見る場合、分母から除外して「資源回収率」を「リサイクル率」としている自治体もある。

$\text{リサイクル率} = \text{総資源化量} \div \text{総ごみ排出量（清掃工場持込ごみごみを含む）}$ $\text{資源回収率} = \text{総資源化量} \div \text{ごみ排出量（清掃工場持込ごみを含まない）}$

リデュースクッキング

Reduce cooking waste（料理の無駄を減らすこと）を意味しており、普段の調理では生ごみとして、捨ててしまう部分も活用できる調理方法のこと。

レアメタル

地球上の存在量が稀であるが、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、安定供給の確保が政策的に重要で、産業に利用されるケースが多い希少な非鉄金属を指し、構造材料へ添加して特性を向上させたり、また電子材料・磁性材料などの機能性材料などに使用されている。

具体的にはインジウム・ガリウム・クロム・ゲルマニウム・コバルト・ジルコニウム・ストロンチウム・セシウム・セリウム・タングステン・タンタル・チタン・ニオブ・ニッケル・バナジウム・パラジウム・プラチナ（白金）・マンガン・ロジウムなど。

A～Z、数字

SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のこと。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

3R、2R

3R（スリーアール）とは環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組み（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再資源化（Recycle））の頭文字をとったもの。2Rとは3Rのうち、特にリデュース、リユースに関する取組みを推進すること。

東京都北区資源循環推進審議会委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験者	やまや 山谷 修作	東洋大学名誉教授
	かとうの 上遠野 武司	大東文化大学経済学部教授
	まつなみ 松波 淳也	法政大学経済学部教授
区議会議員	あおき 青木 博子	北区議会議員（第1回～第3回）
	まつざわ 松沢 よしはる	北区議会議員（第1回）
	せいの 恵子	北区議会議員（第1回）
	きとう 佐藤 ありつね	北区議会議員（第1回）
	きかば 坂場 まさたけ	北区議会議員（第2回～第3回）
	やまざき 山崎 たい子	北区議会議員（第2回～ ）
	うすい 愛子	北区議会議員（第2回～第3回）
	ひらた 平田 りさ	北区議会議員（第4回～ ）
	すどう あきお	北区議会議員（第4回～ ）
	あおき 青木 のぶえ	北区議会議員（第4回～ ）
	あだち 安達 しんじ	北区議会議員（第4回～ ）
区民	つかもと 塚本 しんや	公募区民
	こが 古賀 ゆきこ	公募区民
	おおぬき 大貫 しんいち	北区町会自治会連合会
	こざき 小笹 えつこ	特定非営利活動法人 北区リサイクラー活動機構
	おかもと 岡本 ゆりこ	北区地域リサイクラー協議会
	まつもと 松本 はるみつ	北区清掃協力会
	やました 山下 はるえ	北区消費者団体連絡会
事業者	なりかわ 成川 ともひで	北区商店街連合会
	わにがち 鱈渕 ゆうじろう	北区リサイクラー事業協同組合
	たむら 田村 すみお	東京商工会議所 北支部
	さいとう 齊藤 まさみ	一般社団法人 北産業連合会
区職員	なかじま 中嶋 稔	北区政策経営部長（第1回～第3回）
	ふじの 藤野 ひろし	北区政策経営部長（第4回～ ）

東京都北区資源循環推進審議会審議経過

	開催日	主な内容
第1回	令和4年5月12日	委嘱について 諮問について 審議会運営について
第2回	令和4年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項「今後のごみ減量の推進について」 ① 区民主体の集団回収への支援事業の拡充 ② 区民へのきめ細かい情報提供 ③ 生ごみの減量と食品ロスの削減 ④ 雑がみの資源化 ⑤ 不燃ごみ・粗大ごみの資源化 ⑥ プラスチックごみの減量 ・ごみ収集現場見学（9/7）、北清掃工場見学（9/13）
第3回	令和5年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項「今後のごみ減量の推進について」 ⑦ 戸別収集の地域拡大の検討 ⑧ 家庭ごみの有料化の検討 ⑪ 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施 ・不燃・プラスチック等中間処理施設見学
第4回	令和5年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項「今後のごみ減量の推進について」 ⑨ 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施 ⑩ 優良事業者表彰制度の創設 ⑫ 清掃事業関連施設の再編・有効活用
第5回	令和5年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項「今後のごみ減量の推進について」 ・答申案の検討
第6回	令和5年11月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案のまとめ
第7回	令和6年	<ul style="list-style-type: none"> ・区民からの意見募集結果報告 ・最終答申

【戸別収集について】

戸別収集推進/戸別収集のメリット/集積所管理の負担

- 王子、赤羽地区にも、できるだけ早く戸別収集を実施してほしい。
- 戸別収集の地域拡大は、早急に進める課題のひとつであると考えます。
根本の目的は将来の環境保全であると思うが、同じ北区内でありながら地域ごとに違った集積方法を用いているのはおかしな話である。
試験的に滝野川地区で進めたことにより滝野川地区での成功例の実績が上がっているのであれば、公平さを保つ意味でも、王子、赤羽地区においても追随すべきである。
アンケートの中の「そのままが良い」という回答はゴミ問題に全く関心を持っていない、あるいは原状を理解していないと受け止められる。もし自分の家の前がゴミ集積所であり、自分が管理しなければならないとしたら、同じ回答をしたらどうか。
地域に対してかなりの悪影響を及ぼしていることを理解していただきたい。
管理することがどれほど大変な事かを考えていただきたい。
一部の心無い不法投棄者の為（プラゴミの中に可燃ごみを混入して出しているため、未回収となってしまう）プラゴミ集積を断念せざるを得ない地域もある。
住人への周知を徹底し、ルールをしっかりと守ってもらうことが最大の課題であり、ゴミの分別、事業系ゴミの区別をさらに浸透させ、しっかりと管理し、また、不法投棄をさせないためにも戸別収集を進めるべきである
- 全区域で戸別収集を実施した台東区が実施後の令和元年に区内 1200 世帯を対象に行った「戸別収集による変化について」のアンケート調査では、「戸別収集になったことで、ごみが出しやすくなった」とする回答が最も多く 42.5%、「集積所がなくなったことで、まちがきれいになった」が 23.7%、「戸別収集になったことで、ごみの減量やリサイクルに取り組むようになった」が 20.0%などと、概ね好評であった。他の戸別収集実施自治体でも、実施後に住民の評価は高くなっている（滝野川地区でも）。実施の経験を踏まえた事後評価を重視する必要がある。
- 戸別収集の地域拡大の検討は賛成。
- 行政サービスは平等である事を原則とするならば戸別収集は全地域で拡大しなくてはならないと考えます。区民へのアンケート調査は集積所収集希望の方が多いようですが、集積所は管理する方の負担が大きすぎます。そのあたりを調査すべく、管理されている方だけにどちらが良いか？を調査するアンケートを希望します。
- 基本的には賛成です。滝野川地区やそのほか一部の地域では先行で行われています。利点とすれば、ごみ分別への意識の向上や確実性。また、集積所まで行く負担の軽減や集積所でのトラブル回避があります。
懸念点として挙げられるのは、地域コミュニケーションの低下や、作業増員による予算増。
- 様々な方にお話を聞いていると、先行滝野川の地域の方々と、王子・赤羽の方々とで全く意識が違うことが見受けられます。特に王子・赤羽エリアの方々は、現状で良ければ変

わらなくて良い、との意見が多く、不利益を受ける集積所管理者の方に絞ってでも詳細なアンケートをするべきだと考えます。その結果を受けて検討しないと、噛み合わない議論になりかねないと考えます。

・

集積所収集のまま/集積所収集のメリット

- ・ 現在の所、私の集積所は 8 軒でうまく回収出来ているので戸別収集は必要ないと思う。戸別収集がふえると時間がかかったり手間がかかって大変なのだと思う。
- ・ 集積所は地域コミュニティとしても一役買っていたのであるならば、集積所の私有地利用や無償ボランティア頼みの集積所管理を解消し、集積所収集方式の価値の担保を考えてほしいです。

その他

- ・ メリット・デメリットの精査・検証をしながら費用対効果も含め、審議会において十分な議論を行ったうえで、区民の理解・納得性の得られる理由のもと、方向性を取りまとめていく必要があると考える。
- ・ 「戸別収集」のメリットは適正排出の観点から大きいものであるが、地域を拡大した場合の費用や職員体制の確保等を勘案すると慎重に進めるべき事案である。
- ・ 経費的な課題は大きいものがある。検討にあたっては、「家庭ごみの有料化」とセットで検討することが望ましい。
- ・ 戸別収集についても資料 10 の通りで、とてもありがたいと思っています。
- ・ ステーションで回収されているびん・缶・ペットボトルも戸別収集になるのか。
- ・ 施策にテーマを持たせ、軸を明らかにしたい。(ゼロカーボンの取り組みとするのか、既存区民の暮らしやすさとするのか、転入超過に資する取り組みとすべきか。) 一委員の意見としては「ゼロカーボンの取り組み」をテーマとし、地域・世帯・住民特性を踏まえたゴミ減少、資源化増に資する回収方法の選択的实施(地域の代表を主張しうる町内会等を単位とする)等を検討すべきと考える。

【家庭ごみの有料化について】

有料化賛成/導入にあたっての要望

- ・ 推進すべき課題であると考え。なぜ有料化にするのか、その必要性を区民に分かりやすく説明し、有料化になれば、ゴミに対する意識も高まり自分の出すゴミに責任が生じ、「3つのR」の推進につながるのではないかと思われる。有料化するにあたっていかに不法投棄をなくすか、いかにモラルを守ってもらうか、いかにルールを守ってもらうかが重要な課題となると思う。取締り等の取り組み・対策をとっていかねばならないと思う。違反者にはしっかりと料金を課すべきだと思う。この点も、事前に明確にしておいたほうがよい。また行政からのバックアップも助成も必要不可欠であり、対応を問われると思うので、方向性をしっかりと示唆し、取り組んでもらいたい。
- ・ 家庭ごみの排出量に対して相応の負担を設定する結論は賛成です。ただし、結論は同様だとしても、そのメッセージは現状に対する「負担増」ではなく、未来に向けた「ゼロカーボンに向けたごみ排出に対する負担の公正・公平化」としたいです。
- ・ 北区は子育てと老後の生活を特色とした地域を打ち出していることから、“応じるべき相応の負担”と“共感できる基本理念・施策”を明確に打ち出すことが持続的な成長・繁栄につながるものと考えます。
- ・ 資料にもありましたが、戸別収集の地域拡大と合わせて導入するのが現実的にはわかりやすいですし、区内でやり方が違う今の状況で判断するのは難しいです。戸別収集にはどれくらいの別途コストがかかっているのか、有料化することによるメリットはどんなものがあるのか、区民に示した上で意見をまとめていく必要があります。
- ・ 戸別収集の地域拡大を推進する際に、有料化が抱き合わせになるならば、最低量は無料で排出できるように工夫する必要があると考えます。または、一般販売店で購入する時は普通価格で、エコ広場館や公共の施設で買ったなら「北くるり(トイレットペーパー)」等の生活必需品をもらえるとか、暮らしを守る考え方も合わせて実施して、有料化=ごみゼロ目標の理解も進めていただきたいです。

有料化にあたっての懸念事項

- ・ 概ね賛成。隣接区と協議の上で実施を検討しないと隣接区への不法投棄など問題が懸念されます。これは23区での協議も重要な問題と思い、行政判断を優先すべきと考えます。
- ・ 戸別収集ではない王子、赤羽地区は、有料になった場合どうなるのか。
- ・ 他の特別区の事例をしっかりと検討する必要があると考えます。
- ・ 有料化した場合、現在使われている大中小等の袋の大きさ等はどうなるのか。大きさによって中味の量が違うから、細かく料金をわけるとか。分類が大変なのではないかと思う。
- ・ どのような方法で有料にするのか？指定有料ゴミ袋にするのか 大・中・小にして各値段の差をつけるのか

有料化を望まない

- ・ 家庭ごみの有料化については、昨今、物価高騰や税、社会保険料の値上げの中で生活が苦しくなったとの声が、会派の取り組んだ区民アンケートでも6割を超えており、これ以上の区民負担を増やすことは承服しかねます。
戸別収集の拡充には、雇いあげ車両や人件費が増えるため、実施の際は家庭ごみの有料化とセットでと議論されることが多いが、上記の理由からセットを条件にすることには、反対です。
- ・ 有料化には反対である（区民の生活負担が増加傾向にある中、審議・協議するタイミングとしては時期尚早）。
- ・ 有料化がどうしても必要ならば仕方がないと思うが、なるべくなら有料化は賛成ではない。

その他

- ・ 今後、23区でしっかり協議してある程度共通認識を持つ必要があるかと存じます。
- ・ ごみの減量・抑制という点において効果は望めるが、未だ特別区内で導入している自治体は無い。
- ・ 実施にあたっては、周辺自治体の状況を見ながら、区民の十分な理解を得ていく必要がある。
- ・ 区民に負担を強いる政策である。検討にあたっては、財源の投入先として「戸別収集の地域拡大の検討」とセットで検討することが望ましい。

○その他の項目に対するご意見

【生ごみの減量と食品ロスの削減の推進】

- ・ モデル事業として、これから取り組まなければならないのは、生ゴミの再資源化だと思います。循環型を可視化するスポットをまちなかに設置する等の取り組みを期待します
- ・ 始まった生ごみコンポスト助成では、たい肥化するには、活用の意思が前提であること・乾燥させれば焼却行きになり循環しない。キエーロは分解して滅却するが、土の最終行き場に課題があるので、取り組みやすさや効果に疑問があります。

【個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施】

- ・ 訪問収集への対応をより充実させるために、認定基準の緩和などより理解する必要があると思います。

家庭ごみ排出実態調査

報告書

令和5年 3月

東京都北区

《 目 次 》

第1章 調査概要	1
1 調査の目的.....	1
2 調査の概要.....	1
(1) 分析対象物.....	1
(2) 調査対象地域.....	1
(3) 調査規模ならびに予定採取サンプル数.....	2
(4) 採取サンプル数.....	2
(5) 調査日程.....	3
(6) 分析場所.....	4
(7) 調査方法.....	5
第2章 調査結果	8
1 ヒアリング調査結果.....	8
(1) 世帯人数分布.....	8
(2) 蓄積日数分布.....	10
2 分析結果.....	12
(1) 排出原単位.....	12
(2) 排出原単位の分布.....	15
(3) 分類項目ごとの排出原単位.....	17
第3章 資源化可能物等の解析	23
1 可燃ごみの解析.....	23
2 不燃ごみの解析.....	25
第4章 可燃ごみの厨芥類組成の解析	27
1 可燃ごみの厨芥類組成の解析.....	27
第5章 前回までの調査との数値比較（資料）	28
1 ヒアリング調査結果.....	28
(1) 世帯人数分布.....	28
(2) 蓄積日数分布.....	29
2 分析結果.....	30
(1) 世帯人数ごとの排出原単位.....	30
(2) クラスターごとの排出原単位.....	31
(3) 排出原単位の分布（可燃ごみ）.....	32
(4) 排出原単位の分布（不燃ごみ）.....	33
(5) 大分類における排出原単位.....	34
(6) 細分類における排出原単位.....	35
(7) 分別不適正率及び資源化可能率.....	41

第 1 章 調査概要

1 調査の目的

本調査は、家庭から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの排出原単位や組成割合等を調査、解析することにより、食品ロスや資源物の混入状況等を把握し、北区資源循環推進審議会における議論や令和 6 年度に改定する北区一般廃棄物処理基本計画の策定に向けた課題の把握、施策検討の基礎データを得ることを目的として実施した。

また、平成 29 年度及び令和元年度に実施したごみ排出実態調査（以下それぞれ「H29 調査」及び「R 元調査」、両者を合わせて「前回までの調査」という。）の追跡調査として位置付けている。

2 調査の概要

(1) 分析対象物

分析対象物は各家庭から集積所へ排出される家庭ごみとし、そのうち可燃ごみ及び不燃ごみとした。

(2) 調査対象地域

対象地域のクラスターごとの調査対象町丁目とその特徴を表 1-1 に示す。前回までの調査と直近の対象地域の状況を踏まえ、クラスター①、④は R 元調査と同様、クラスター②、③は H29 調査と同様の町丁目とした。なおクラスター⑤は戸別収集地域から新たに選定した。

表 1-1 調査対象地域

クラスターNo.	調査対象町丁目	特徴
クラスター①	赤羽西 3 丁目	一戸建て住宅、民営借家居住世帯が多い地域
クラスター②	王子 1 丁目	共同住宅住居世帯が多い地域
クラスター③	志茂 2 丁目	民営借家居住世帯が多く、一戸建て住宅も多い地域
クラスター④	赤羽西 5 丁目	人口密度が高く、世帯人員が多い地域。また公営住宅居住世帯が多い地域
クラスター⑤	上中里 1 丁目	一戸建て住宅が多く、戸別収集を実施している地域

(3) 調査規模ならびに予定採取サンプル数

調査規模は可燃ごみ 200 世帯、不燃ごみ 200 世帯とした。

クラスターごとの調査サンプル数は、各クラスターに必須採取数（各 10 サンプル）を設定したうえで、残りの 150 サンプルについては、各クラスターの地区世帯数の比率により按分し、クラスター別の採取サンプル数を算出した。

表 1-2 調査サンプル予定採取数

	必須採取数	地区世帯数		世帯比率での按分数	合計(サンプル)	予定採取サンプル数
	(サンプル)	世帯数	比率			
クラスター①	10	1,310	16%	24	34	35
クラスター②	10	1,707	20%	31	41	40
クラスター③	10	3,194	38%	57	67	65
クラスター④	10	748	9%	13	23	25
クラスター⑤	10	1,402	17%	25	35	35
合計	50	8,316	100%	150	200	200

※世帯数は北区ホームページ人口統計表（令和 4 年 5 月 1 日現在）より抽出

(4) 採取サンプル数

実際の採取サンプル数について表 1-3 に示す。

表 1-3 採取サンプル数量

クラスターNo.	調査対象町丁目	予定サンプル数	実際の採取サンプル数	
			可燃ごみ	不燃ごみ
クラスター①	赤羽西 3 丁目	35	36	37
クラスター②	王子 1 丁目	40	31	21
クラスター③	志茂 2 丁目	65	70	63
クラスター④	赤羽西 5 丁目	25	26	26
クラスター⑤	上中里 1 丁目	35	38	33
合計		200	201	180

(5) 調査日程

ごみの排出原単位及びごみの組成は季節的な変動があるため、「H29 調査」及び「R 元調査」と同時期である表 1-4 に示す日程で実施した。

表 1-4 調査日程

調 査 日	可燃ごみ	不燃ごみ
令和 4 年 7 月 1 日 (金)	—	赤羽西 3 丁目
令和 4 年 7 月 4 日 (月)	赤羽西 3 丁目 赤羽西 5 丁目	—
令和 4 年 7 月 5 日 (火)	—	—
令和 4 年 7 月 6 日 (水)	王子 1 丁目 上中里 1 丁目	志茂 2 丁目
令和 4 年 7 月 7 日 (木)	—	—
令和 4 年 7 月 8 日 (金)	志茂 2 丁目	赤羽西 5 丁目 上中里 1 丁目
令和 4 年 7 月 11 日 (月)	—	王子 1 丁目
令和 4 年 7 月 15 日 (金)	—	赤羽西 3 丁目 (追 加調査)
令和 4 年 7 月 19 日 (火)	—	志茂 2 丁目 (追加調査)
令和 4 年 7 月 20 日 (水)	—	—

(6) 分析場所

分析作業については、可燃ごみは北清掃工場プラットホーム（図1-1）、不燃ごみは北区清掃事務所にて実施した。

【可燃ごみ：北清掃工場プラットホーム】

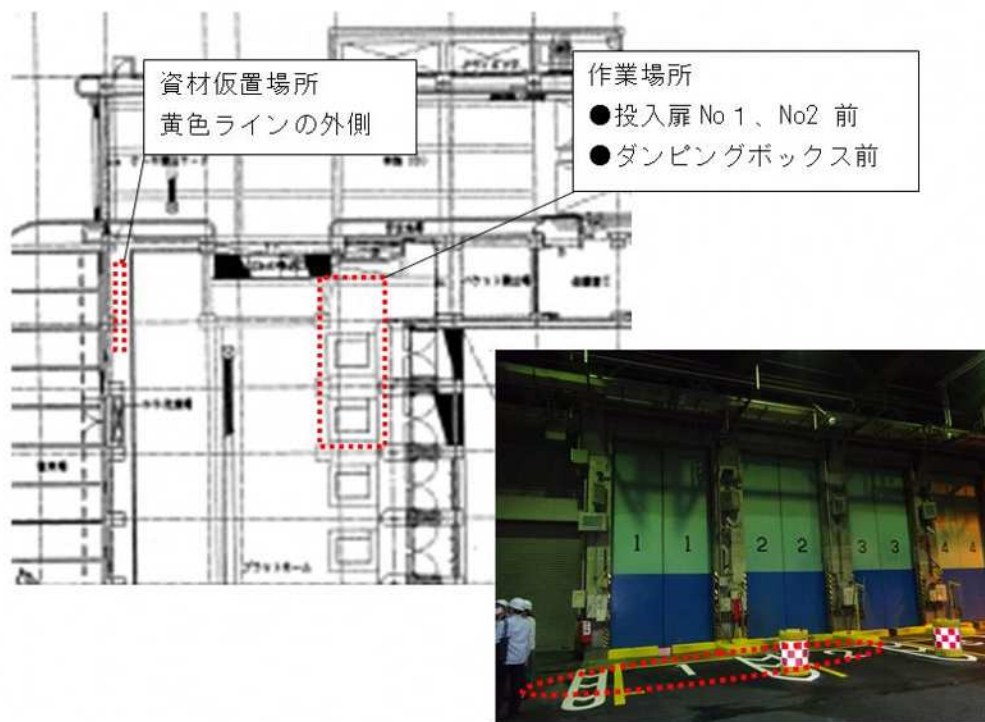


図1-1 作業実施場所

(7) 調査方法

過去の調査状況等を参考に、クラスター内でヒアリング調査を行う集積所を複数箇所選定し、集積所周辺の住宅に「調査へのご協力をお願い」（調査案内ちらし）のポスティングを行った。

なお、本調査で新たに選定したクラスター⑤（上中里1丁目）については戸別収集であることから、「調査の協力をお願い」と排出するごみに貼付するシール（①世帯人数、②ごみの蓄積日数の記載用）を事前配布（各戸へポスティング）した。

① 集積所ヒアリング調査

調査対象集積所に調査員が待機し、ごみを排出してきた世帯人に対して調査実施の旨を説明した。その後、調査協力を得られた世帯人に対し、①世帯人数、②ごみの蓄積日数の2項目のヒアリング調査を実施した。なお、サンプリングしたごみにはロット番号をふり、集積所付近に集積し、区車両にてピックアップした。

なお、本調査で新たに選定したクラスター⑤（上中里1丁目）については、本調査に協力いただける世帯人によって自宅前の容器等に排出されたシール貼付済サンプルを区車両にてピックアップした。ただし、ごみ組成分析においては「調査の協力をお願い」を事前配布することで良好すぎる結果となる可能性を考慮し、シール貼付済みのサンプル重量の1/2程度のシール未貼付のごみを同時に収集し、シール貼付済み分で排出原単位調査を、シール未貼付のものと貼付済み分を混合したサンプルでごみ組成分析を行った。

② 排出原単位調査

サンプリングしたごみは、区の車両で可燃ごみ・不燃ごみ各分析場所（北清掃工場及び北清掃事務所）へ搬入した後、ロット番号ごとに重量を測定した。

③ 組成分析調査

ロット番号ごとの重量測定及び記録が終了した後、ひとつのクラスターで大きく100kgを超過する場合は、約100kgになるよう袋のままで縮分を行った。その後、開袋し表1-5に示す分類項目別に分類と重量測定を行うとともに、各項目のごみの性状がわかるように写真撮影を行った。

④ ごみの廃棄

調査終了後、サンプリングしたごみは、区車両にて各処理施設に搬入できるよう、可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみ等に分類し、袋詰め（透明もしくは半透明の袋を使用）を行った。

⑤ データの集計・解析

得られた調査データを集計し、家庭ごみ排出原単位を解析した。

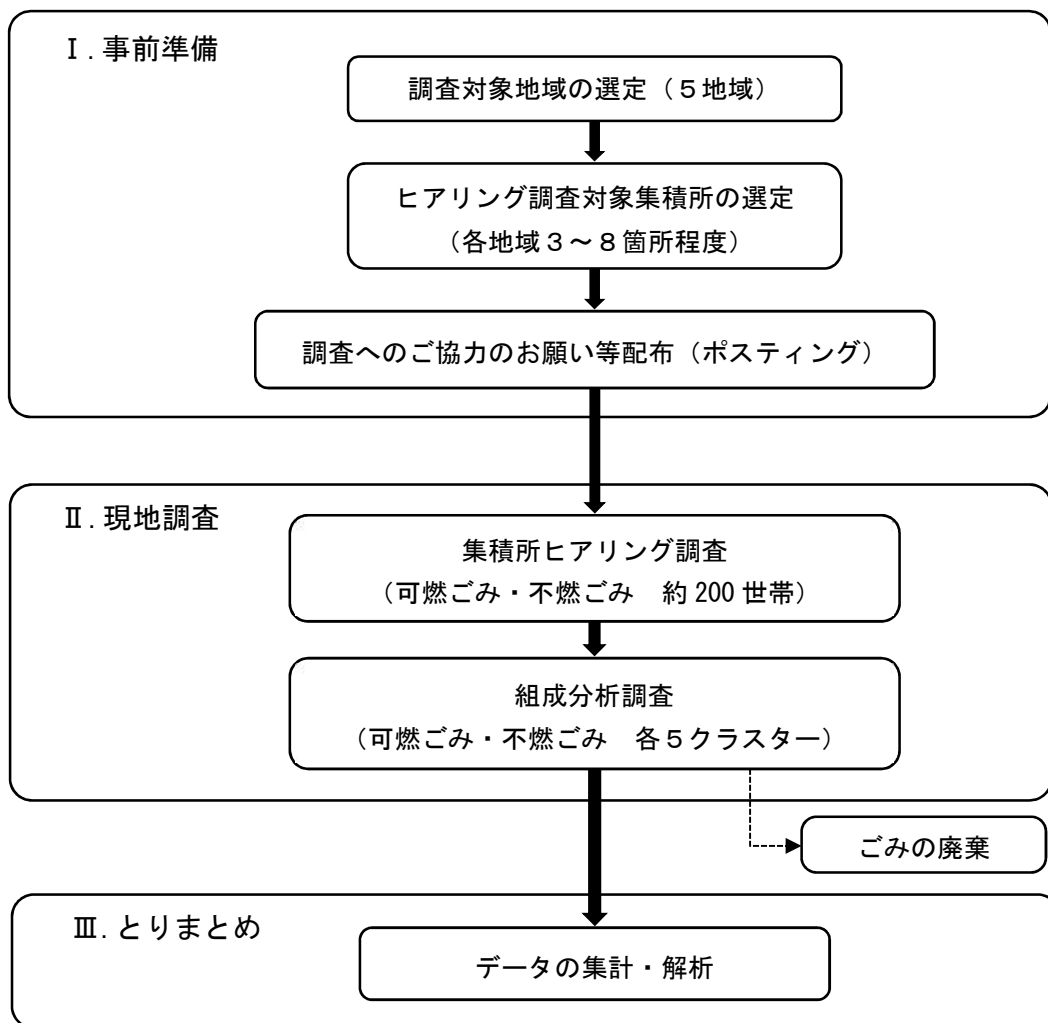


図1-2 調査フロー

表 1-5 分析調査項目

種別	分類項目			No.	代表品目
	大分類	中分類	細分類		
可燃物	厨芥類		調理くず	1	
			未利用食品	2	未開封食品
			食べ残し	3	
			その他	4	
	紙類	容器包装	段ボール	5	ボール紙製の緩衝芯のあるもの
			資源紙パック	6	牛乳、ジュース等のパック（内側に銀紙が貼っていないもの）
			その他紙容器（リサイクル可）（雑がみ含む）	7	菓子箱、ボール箱
			その他紙容器（リサイクル不可）	8	アルミ蒸着紙パック
			その他紙包装	9	紙袋、包装紙
		容器包装以外	新聞紙・ちらし	10	
			雑誌・書籍	11	週刊誌、月刊誌、書籍、パンフレット、ノート、カタログ
			OA用紙	12	コピー用紙、図面
			その他紙類（リサイクル可）（雑がみ含む）	13	ダイレクトメール、はがき、封筒（窓無）、トイレットペーパーの芯等リサイクル可能紙類
			その他紙類（リサイクル不可）	14	ティッシュペーパー、ビニールコート紙、封筒（窓付）、写真、感熱紙等リサイクル不適紙類
	草木類			15	剪定枝、木箱、割り箸、麻ひも、コルク
	繊維類			16	衣類、毛布、布きれ
	紙おむつ類			17	紙おむつ、生理用品
	プラスチック類	容器包装	ペットボトル	18	飲料・酒、醤油等のペットボトル
			その他のボトル	19	ブロー成型品（中空のもの）
			チューブ類	20	マヨネーズ、歯磨き粉の容器
			資源発泡トレイ	21	発泡系トレイ（白色のみ）
			その他の発泡トレイ	22	発泡系トレイ（色・柄付き）
			その他プラ容器	23	カップ、卵パック、惣菜の容器、ペットボトルのふた
			その他プラ包装	24	ラップ、フィルム、袋
		レジ袋（ごみとして出された袋）	25	コンビニの袋	
	容器包装以外	その他	26	おもちゃ、CDケース、歯ブラシ、プランター	
	ゴム・皮革類			27	かばん、くつ、ベルト
	その他可燃物			28	猫砂、たばこの吸殻、保冷剤
不燃物	陶磁器・石類			29	
	金属類	容器包装	アルミ缶	30	飲料缶、食料缶
			スチール缶	31	飲料缶、食料缶
			その他容器類	32	容器のふた、スプレー缶、塗料缶、一斗缶
		容器包装以外	その他金属（リサイクル可）	33	なべ、やかん、ハンガー、アルミ箱
			その他金属（リサイクル不可）	34	はさみや包丁などの刃物類、アルミル
			小型家電	35	小型家電
	びん・ガラス	容器包装	生きびん	36	ビール瓶、一升瓶
			無色雑びん	37	
			茶色雑びん	38	
			その他色雑びん	39	
		資源回収不適な雑びん	40	薬品、化粧品のびん	
	容器包装以外		41	板ガラス、ガラスコップ、耐熱ガラス	
	土砂・残土・灰			42	
	蛍光管			43	
	乾電池・マンガン電池・ボタン電池			44	
体温計（電子体温計を除く）・温度計			45		
その他不燃物			46	携帯カイロ	
外袋	ごみ袋	容器包装	レジ袋	47	ごみ袋として使用されたレジ袋
		容器包装以外	プラスチック袋	48	透明や半透明のごみ袋

第2章 調査結果

1 ヒアリング調査結果

(1) 世帯人数分布

集積所でのヒアリング調査より得たクラスターごとの世帯人数分布を表2-1、表2-2及び図2-1、図2-2に示す。

可燃ごみは、全体で見ると1人世帯と2人世帯の合計が66.2%を占めている。

クラスター別に見ると、クラスター①及びクラスター③は各世帯人数が比較的均等に分布しており、クラスター②及びクラスター④は1人世帯が約6割を占めている。また、クラスター⑤は1人世帯が少なく、複数人世帯が全体の92.1%を占めている。

表2-1 世帯人数別サンプル数（可燃ごみ）

可燃ごみ						
世帯人数	クラスター①	クラスター②	クラスター③	クラスター④	クラスター⑤	全体
1人	10	18	27	16	3	74
2人	13	8	22	7	9	59
3人	8	2	10	1	17	38
4人以上	5	3	11	2	9	30
合計	36	31	70	26	38	201

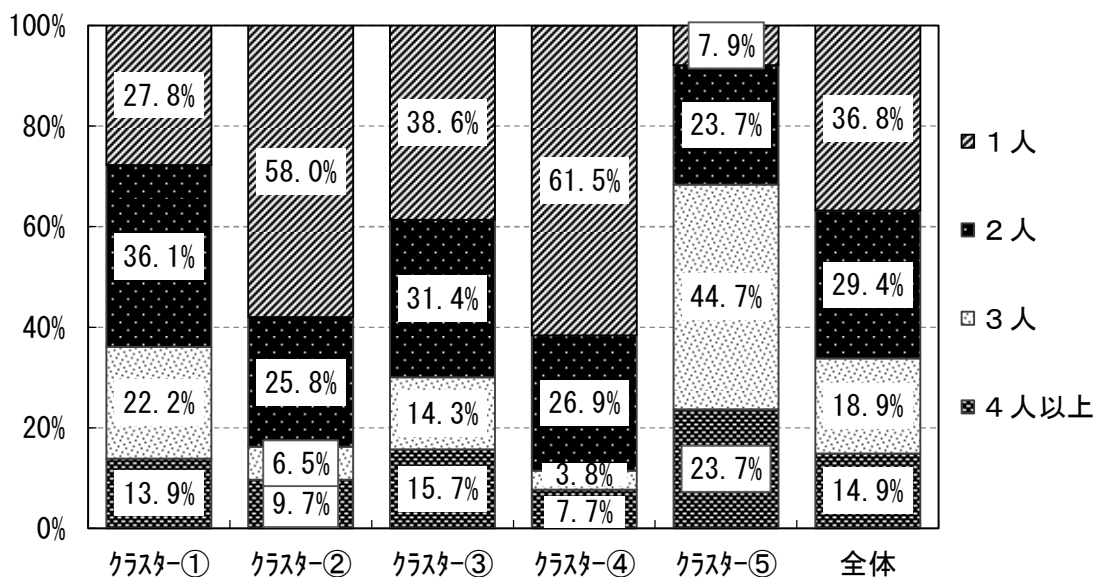


図2-1 世帯人数別サンプル数の割合（可燃ごみ）

不燃ごみは、全体で見ると1人世帯と2人世帯の合計で64.4%を占めている。

クラスター別に見ると、クラスター①及びクラスター③は1人世帯から4人以上世帯までが比較的均等に分布しており、クラスター②とクラスター④は1人世帯及び2人世帯が多く、それぞれ90.5%、100%と高い割合を占めている。クラスター⑤は複数人世帯が97.0%を占めている。

表2-2 世帯人数別サンプル数（不燃ごみ）

不燃ごみ						
世帯人数	クラスター①	クラスター②	クラスター③	クラスター④	クラスター⑤	全体
1人	11	9	21	16	1	58
2人	11	10	19	10	8	58
3人	10	2	11	0	16	39
4人以上	5	0	12	0	8	25
合計	37	21	63	26	33	180

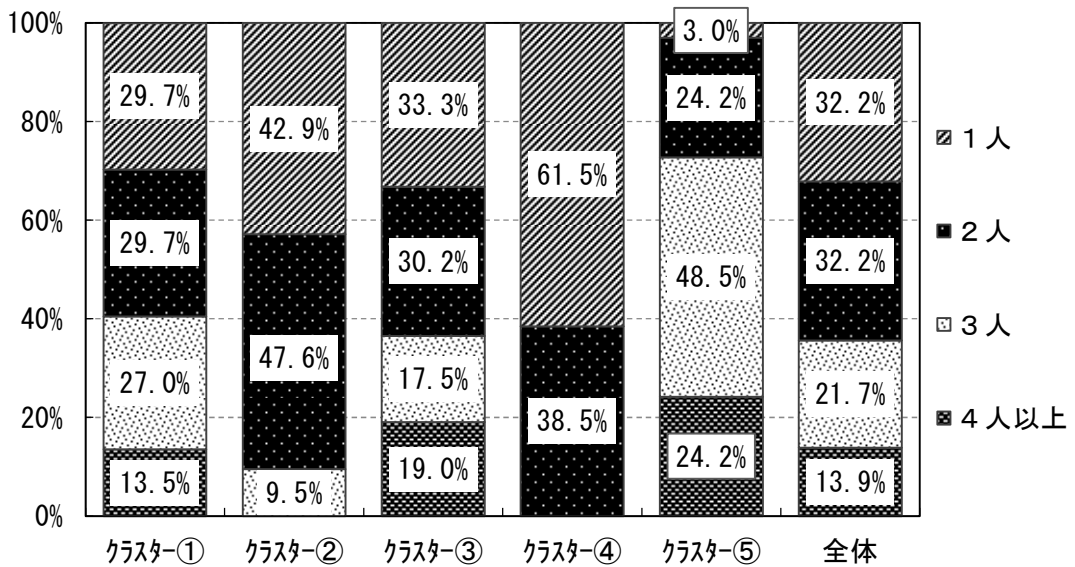


図2-2 世帯人数別サンプル数の割合（不燃ごみ）

(2) 蓄積日数分布

蓄積日数は直近にごみを出した日をヒアリングすることで求めた。ヒアリングにより得られた蓄積日数を表2-3、表2-4 蓄積日数分布（不燃ごみ）及び図2-3、図2-4に示す。

可燃ごみは、全体で見ると92.0%が1回前の収集日（蓄積日数3～4日、収集曜日により異なる）に、残りの7.0%が2回前の収集日（蓄積日数5～7日）に、1.0%がそれ以上前の収集日に出したと回答があった。

クラスター別に見ると、クラスター①は蓄積日数が長い傾向にあった。

表2-3 蓄積日数分布（可燃ごみ）

可燃ごみ						
蓄積日数	クラスター①	クラスター②	クラスター③	クラスター④	クラスター⑤	全体
3～4日	32	28	65	24	36	185
7日	4	2	4	2	2	14
それ以上	0	1	1	0	0	2
合計	36	31	70	26	38	201

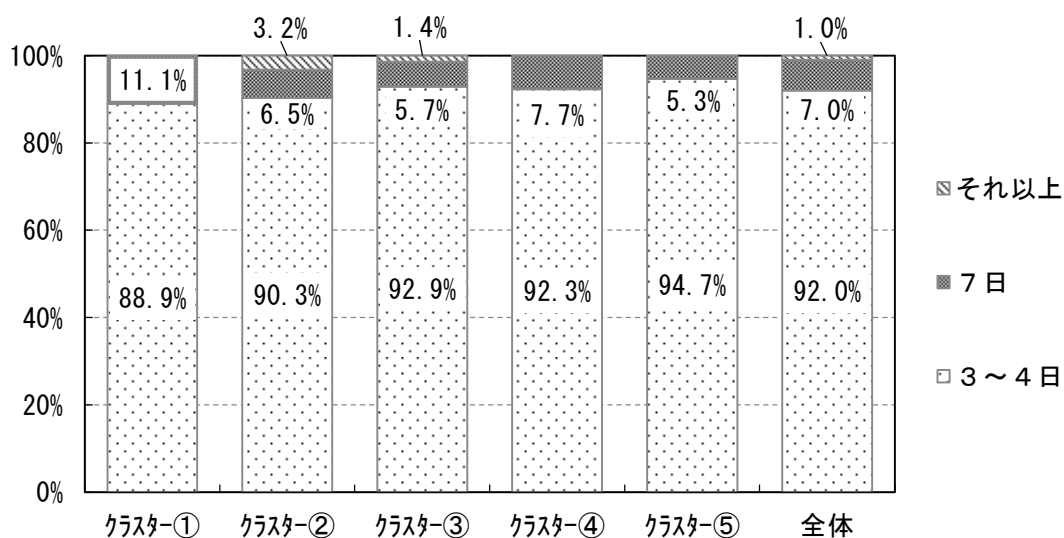


図2-3 蓄積日数分布（可燃ごみ）

不燃ごみは、全体で見ると 54.4%が 1 回前の収集日（蓄積日数 2～3 週間、収集曜日により異なる）に、31.1%が 2 回前の収集日（蓄積日数 4～5 週間、収集曜日により異なる）に出したと回答があった。それ以上前の収集日に出した世帯も 14.4%存在した。

クラスター別に見ると、1人世帯及び2人世帯の多いクラスター②とクラスター④は蓄積日数が少なかった。

表 2-4 蓄積日数分布（不燃ごみ）

不燃ごみ						
蓄積日数	クラスター①	クラスター②	クラスター③	クラスター④	クラスター⑤	全体
2～3週間	11	18	28	19	22	98
4～5週間	19	2	21	3	11	56
それ以上	7	1	14	4	0	26
合計	37	21	63	26	33	180

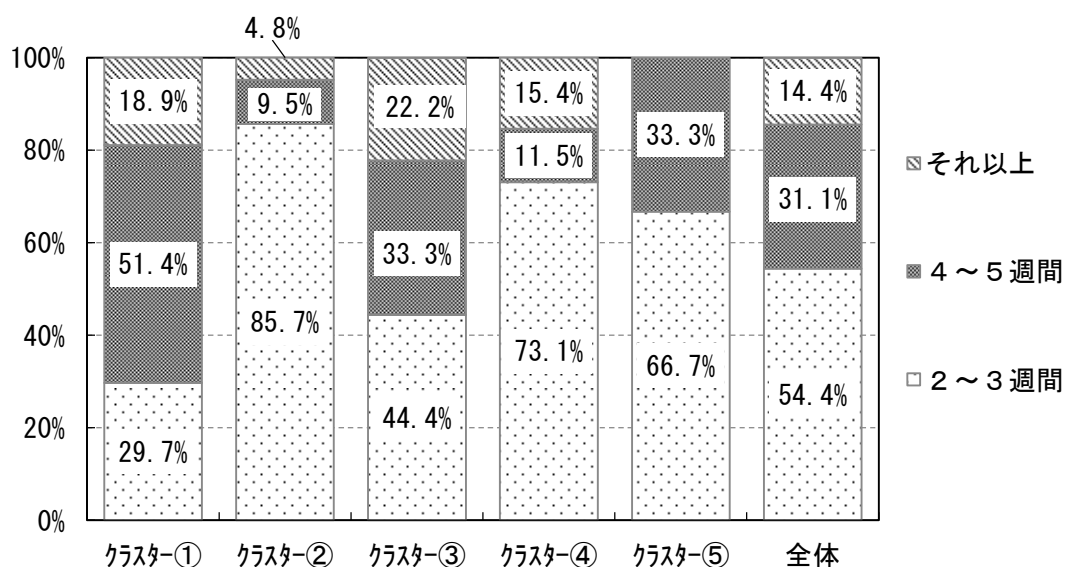


図 2-4 蓄積日数分布（不燃ごみ）

2 分析結果

(1) 排出原単位

① 全体の排出原単位

可燃ごみのサンプルのうち、全国自治体（島しょ部除く）における可燃ごみ収集量の排出原単位の最大値（令和3年度実績、898.4g/人日）を超えるものを除外し、有効な調査サンプル数（可燃ごみ 194 世帯、不燃ごみ 180 世帯）をもとに、データの集計・解析を実施した。

可燃ごみ及び不燃ごみの排出原単位結果を表2-5及び図2-5に示す。可燃ごみは326.3g/人日、不燃ごみは16.5g/人日であった。

R元調査と比較すると、可燃ごみは84.2g/人日増、不燃ごみは2.6g/人日増であり、合計で86.8g/人日の増となった。

表2-5 排出原単位

	単位：g/人日		
	H29調査	R元調査	本調査
可燃ごみ	232.9	242.1	326.3
不燃ごみ	26.6	13.9	16.5
合計	259.5	256.0	342.8

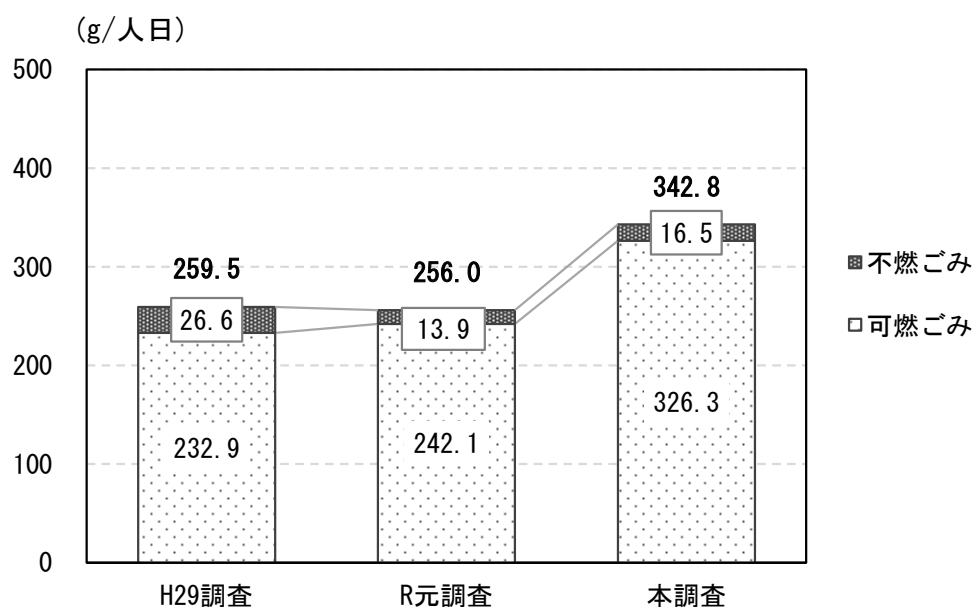


図2-5 排出原単位

② 世帯人数ごとの排出原単位

世帯人数ごとの排出原単位を表2-6及び図2-6に示す。

可燃ごみと不燃ごみの合計は、2人世帯の排出原単位が最も大きく、1人世帯が最も小さい結果となった。可燃ごみ、不燃ごみそれぞれをみると、最も多いのは全体と同様2人世帯だったが、最も小さいのは、可燃ごみは1人世帯、不燃ごみは4人以上世帯であった。

表2-6 世帯人数ごとの排出原単位

単位：g/人日

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人以上世帯	全体
可燃ごみ	288.5	359.0	342.8	309.9	326.3
不燃ごみ	12.4	31.9	17.4	10.8	16.5
合計	300.9	390.9	360.2	320.7	342.8

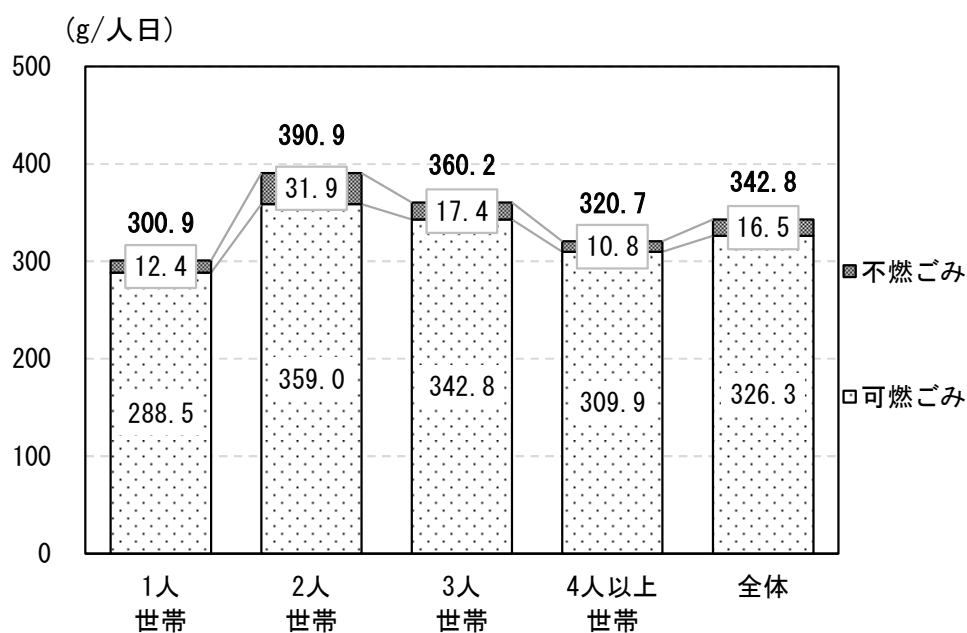


図2-6 世帯人数ごとの排出原単位

③ クラスターごとの排出原単位

クラスターごとの排出原単位を表2-7及び図2-7に示す。

可燃ごみと不燃ごみの合計は、クラスター⑤の排出原単位が最も大きく、クラスター③が最も小さい結果となった。可燃ごみは全体と同様の傾向があったが、不燃ごみでは、クラスター②が最も多く、クラスター③が最も小さい結果となった。

表2-7 クラスターごとの排出原単位

単位：g/人日

	クラスター①	クラスター②	クラスター③	クラスター④	クラスター⑤	全体
可燃ごみ	358.4	291.6	290.6	309.8	365.8	326.3
不燃ごみ	13.4	56.2	12.9	16.9	17.5	16.5
合計	371.8	347.8	303.5	326.7	383.3	342.8

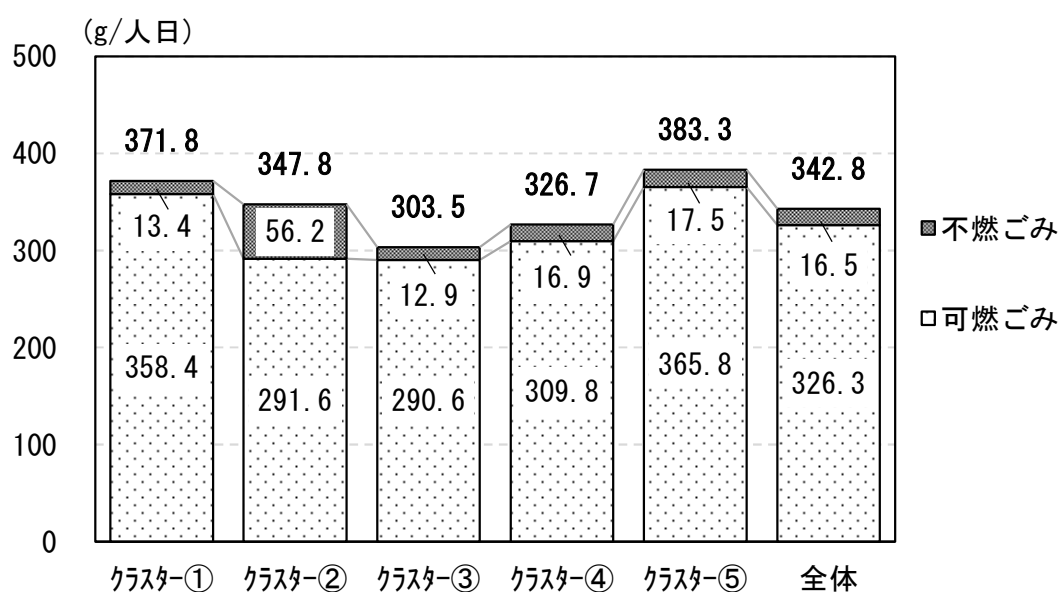


図2-7 クラスターごとの排出原単位

(2) 排出原単位の分布

① 可燃ごみ

可燃ごみの排出原単位の分布を表2-8、図2-8に示す。

200g/人日以上 250g/人日未満の排出量原単位を示した件数が最も多かった。また、300g/人日未満の件数が全体の50.0%を占めていた。最大は877.0g/人日であった。

表2-8 排出原単位の分布（可燃ごみ）

原単位 (g/人日)	件数	割合	累計
0 ~ 50	5	2.6%	2.6%
50 ~ 100	12	6.2%	8.8%
100 ~ 150	8	4.1%	12.9%
150 ~ 200	22	11.3%	24.2%
200 ~ 250	28	14.4%	38.7%
250 ~ 300	22	11.3%	50.0%
300 ~ 350	20	10.3%	60.3%
350 ~ 400	23	11.9%	72.2%
400 ~ 450	11	5.7%	77.8%
450 ~ 500	10	5.2%	83.0%
500 ~ 550	7	3.6%	86.6%
550 ~ 600	6	3.1%	89.7%
600 ~ 650	5	2.6%	92.3%
650 ~ 700	5	2.6%	94.8%
700 ~ 750	3	1.5%	96.4%
750 ~ 800	4	2.1%	98.5%
800 ~ 850	2	1.0%	99.5%
850 ~ 900	1	0.5%	100.0%

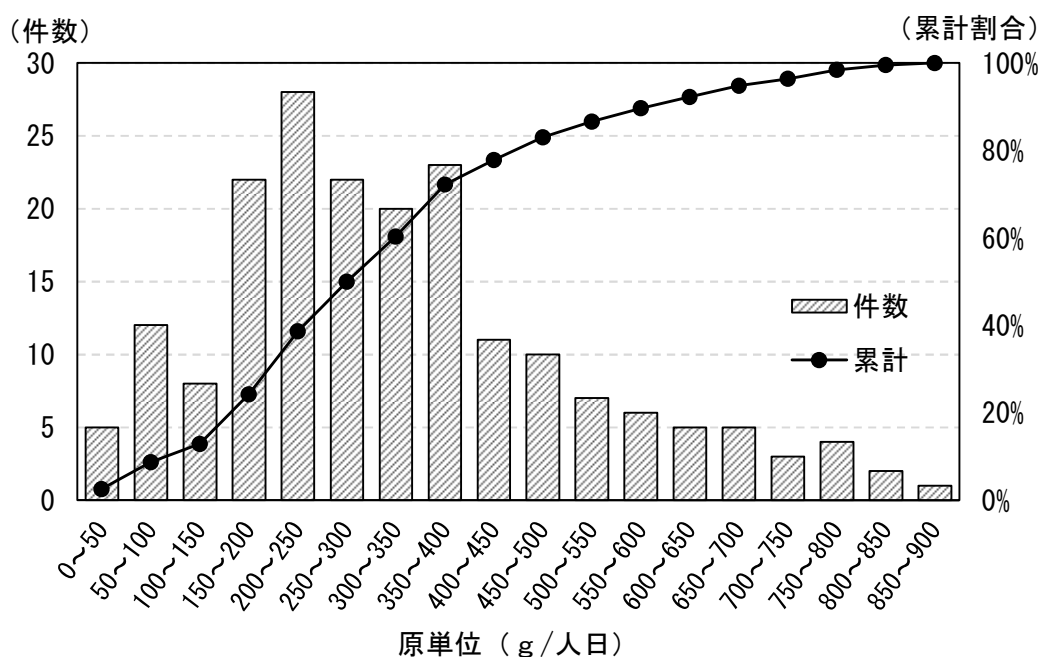


図2-8 排出原単位の分布（可燃ごみ）

② 不燃ごみ

不燃ごみの排出原単位の分布を表2-9、図2-9に示す。

0g/人日以上5g/人日未満の排出量原単位が最も多く、次いで5g/人日～10g/人日であった。また、20g/人日未満の件数が全体の約50%を占めていた。一方で、100g/人日以上の多量排出世帯が9件あり、そのうち最大は432.9g/人日であった。

表2-9 排出原単位の分布（不燃ごみ）

原単位 (g/人日)	件数	割合	累計
0 ~ 5	33	18.3%	18.3%
5 ~ 10	31	17.2%	35.6%
10 ~ 15	17	9.4%	45.0%
15 ~ 20	14	7.8%	52.8%
20 ~ 25	16	8.9%	61.7%
25 ~ 30	8	4.4%	66.1%
30 ~ 35	5	2.8%	68.9%
35 ~ 40	8	4.4%	73.3%
40 ~ 45	5	2.8%	76.1%
45 ~ 50	5	2.8%	78.9%
50 ~ 55	3	1.7%	80.6%
55 ~ 60	3	1.7%	82.2%
60 ~ 65	3	1.7%	83.9%
65 ~ 70	4	2.2%	86.1%
70 ~ 75	5	2.8%	88.9%
75 ~ 80	1	0.6%	89.4%
80 ~ 85	4	2.2%	91.7%
85 ~ 90	3	1.7%	93.3%
90 ~ 95	3	1.7%	95.0%
95 ~ 100	0	0.0%	95.0%
100 以上	9	5.0%	100.0%

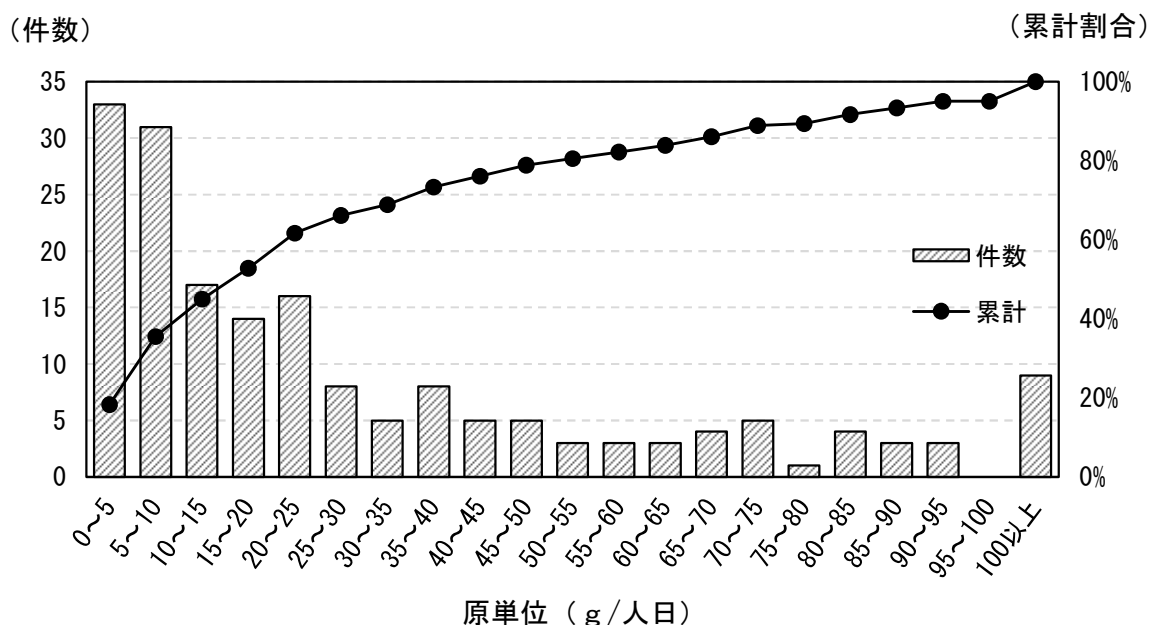


図2-9 排出原単位の分布（不燃ごみ）

(3) 分類項目ごとの排出原単位

① 大分類における排出原単位

大分類項目における排出原単位を表2-10及び図2-10に示す。

可燃ごみは、厨芥類が36.7%を占めており、多いものから厨芥類、紙類、プラスチック類の3項目で全体の77.0%となっている。

不燃ごみは、多いものから金属類、びん・ガラス、陶磁器・石類の順で全体の79.2%を占めた。

表2-10 排出原単位（大分類）

単位：g/人日

種別	分類項目（大分類）	可燃ごみ		不燃ごみ	
		原単位	割合	原単位	割合
可燃物	厨芥類	127.2	36.7%	0.02	0.2%
	紙類	78.5	22.6%	0.1	0.4%
	草木類	16.3	4.7%	0.0	0.0%
	繊維類	20.1	5.8%	0.0	0.0%
	紙おむつ類	14.7	4.3%	0.0	0.0%
	プラスチック類	61.4	17.7%	0.8	4.6%
	ゴム・皮革類	6.5	1.9%	0.04	0.2%
	その他可燃物	12.4	3.6%	0.4	2.5%
不燃物	陶磁器・石類	0.0	0.0%	2.7	16.5%
	金属類	0.1	0.04%	6.9	41.9%
	びん・ガラス	0.2	0.04%	3.4	20.8%
	土砂・残土・灰	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	蛍光管	0.0	0.0%	0.1	0.4%
	乾電池・マンガン電池・ボタン電池	0.2	0.05%	1.0	5.8%
	体温計（電子体温計を除く）・温度計	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	その他不燃物	0.9	0.3%	0.9	5.4%
外袋	ごみ袋	8.5	2.4%	0.2	1.21%

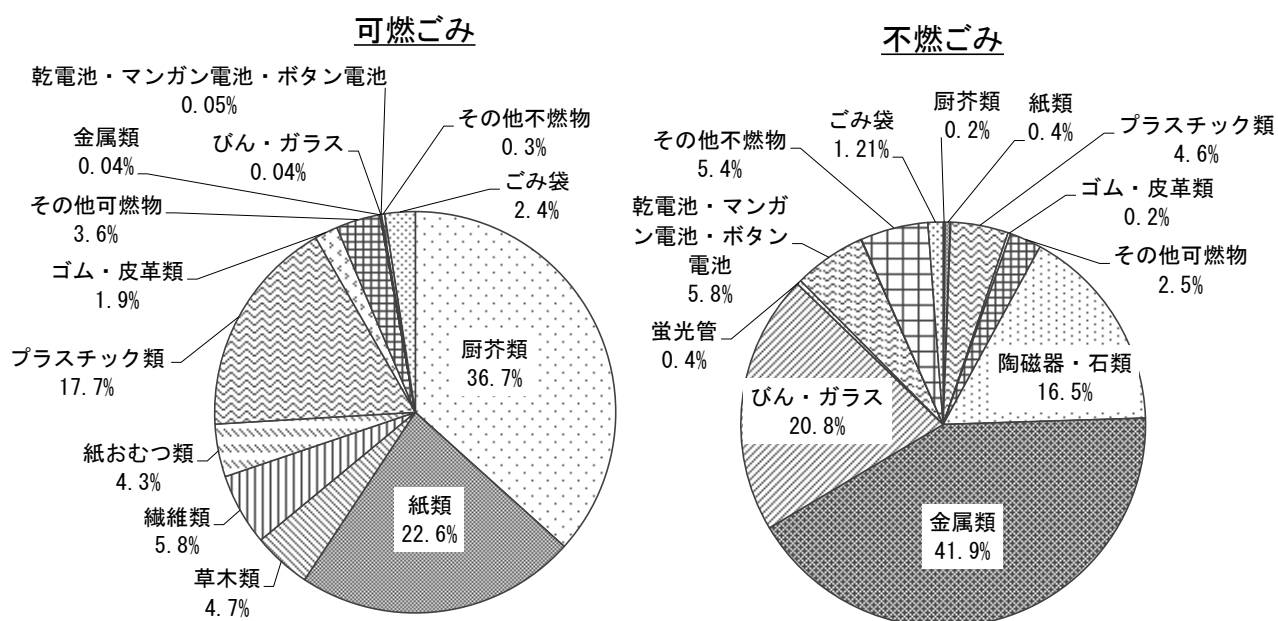


図2-10 排出原単位（大分類）

② 細分類における排出原単位

細分類における可燃ごみと不燃ごみの排出原単位を表2-11に示す。

表2-11 細項目の排出原単位

種別	分類項目			可燃ごみ			不燃ごみ			組成割合	
	大分類	中分類	細分類	排出量(g)	原単位(g/人日)	割合	排出量(g)	原単位(g/人日)	割合		
可燃物	厨芥類	調理くず		154,750	113.34	32.67%	0	0.00	0.00%	21.31%	
		未利用食品		10,860	7.95	2.29%	0	0.00	0.00%	1.50%	
		食べ残し		8,080	5.92	1.71%	381	0.03	0.15%	1.17%	
		その他		0	0.00	0.00%	0	0.00	0.00%	0.00%	
	紙類	容器包装	段ボール	4,670	3.42	0.99%	0	0.00	0.00%	0.64%	
			資源紙バック	3,300	2.42	0.70%	0	0.00	0.00%	0.45%	
			その他紙容器(リサイクル可)(雑がみ含む)	10,880	7.97	2.30%	96	0.01	0.04%	1.51%	
			その他紙容器(リサイクル不可)	3,540	2.59	0.75%	0	0.00	0.00%	0.49%	
			その他紙包装	2,100	1.54	0.44%	300	0.02	0.12%	0.33%	
		容器包装以外	新聞紙・ちらし	7,840	5.74	1.66%	553	0.04	0.22%	1.16%	
			雑誌・書籍	10,480	7.68	2.21%	0	0.00	0.00%	1.44%	
			OA用紙	480	0.35	0.10%	0	0.00	0.00%	0.07%	
			その他紙類(リサイクル可)(雑がみ含む)	20,900	15.31	4.41%	152	0.01	0.06%	2.90%	
			その他紙類(リサイクル不可)	42,910	31.43	9.06%	16	0.00	0.01%	5.91%	
	草木類			22,280	16.32	4.70%	0	0.00	0.00%	3.07%	
	繊維類			27,450	20.11	5.80%	11	0.00	0.00%	3.78%	
	紙おむつ類			20,140	14.75	4.25%	0	0.00	0.00%	2.77%	
	プラスチック類	容器包装	ペットボトル	3,170	2.32	0.67%	43	0.00	0.02%	0.44%	
			その他のボトル	5,220	3.82	1.10%	0	0.00	0.00%	0.72%	
			チューブ類	1,580	1.16	0.33%	640	0.04	0.25%	0.31%	
			資源発泡トレイ	840	0.61	0.18%	0	0.00	0.00%	0.12%	
			その他の発泡トレイ	440	0.32	0.09%	4	0.00	0.00%	0.06%	
			その他プラ容器	30,960	22.68	6.54%	1,063	0.07	0.42%	4.41%	
			その他プラ包装	31,870	23.34	6.73%	900	0.06	0.36%	4.51%	
			レジ袋(ごみとして出された袋)	166	0.12	0.04%	130	0.01	0.05%	0.04%	
			容器包装以外	その他	9,600	7.03	2.03%	8,860	0.58	3.51%	2.54%
	ゴム・皮革類			8,840	6.47	1.87%	560	0.04	0.22%	1.29%	
その他可燃物			16,880	12.36	3.56%	6,380	0.42	2.53%	3.20%		
不燃物	陶磁器・石類			0	0.00	0.00%	41,790	2.73	16.55%	5.75%	
	金属類	容器包装	アルミ缶	20	0.01	0.00%	2,690	0.18	1.07%	0.37%	
			スチール缶	160	0.12	0.03%	7,420	0.48	2.94%	1.04%	
			その他容器類	0	0.00	0.00%	9,860	0.64	3.91%	1.36%	
		容器包装以外	その他金属(リサイクル可)	0	0.00	0.00%	35,690	2.33	14.13%	4.91%	
			その他金属(リサイクル不可)	0	0.00	0.00%	1,460	0.10	0.58%	0.20%	
	びん・ガラス	容器包装	小型家電	0	0.00	0.00%	48,800	3.18	19.33%	6.72%	
			生きびん	0	0.00	0.00%	2,800	0.18	1.11%	0.39%	
			無色雑びん	80	0.06	0.02%	20,730	1.35	8.21%	2.87%	
			茶色雑びん	0	0.00	0.00%	4,260	0.28	1.69%	0.59%	
			その他色雑びん	0	0.00	0.00%	2,540	0.17	1.01%	0.35%	
	容器包装以外	資源回収不適な雑びん	120	0.09	0.03%	3,760	0.25	1.49%	0.53%		
	土砂・残土・灰			0	0.00	0.00%	18,330	1.20	7.26%	2.52%	
	蛍光管			0	0.00	0.00%	900	0.06	0.36%	0.12%	
	乾電池・マンガン電池・ボタン電池			220	0.16	0.05%	14,620	0.95	5.79%	2.04%	
	体温計(電子体温計を除く)・温度計			0	0.00	0.00%	70	0.01	0.03%	0.01%	
	その他不燃物			1,200	0.88	0.25%	13,670	0.89	5.41%	2.05%	
	外袋	ごみ袋	容器包装	レジ袋	3,800	2.78	0.80%	1,400	0.09	0.55%	0.72%
			容器包装以外	プラスチック袋	7,800	5.71	1.65%	1,650	0.11	0.65%	1.30%
	合計				473,626	346.89	100.00%	252,529	16.47	100.00%	100.00%

※表中の可燃ごみの原単位は、除外したサンプルも含めた全体の重量を測定した結果を用いているため、合計値が異なる。

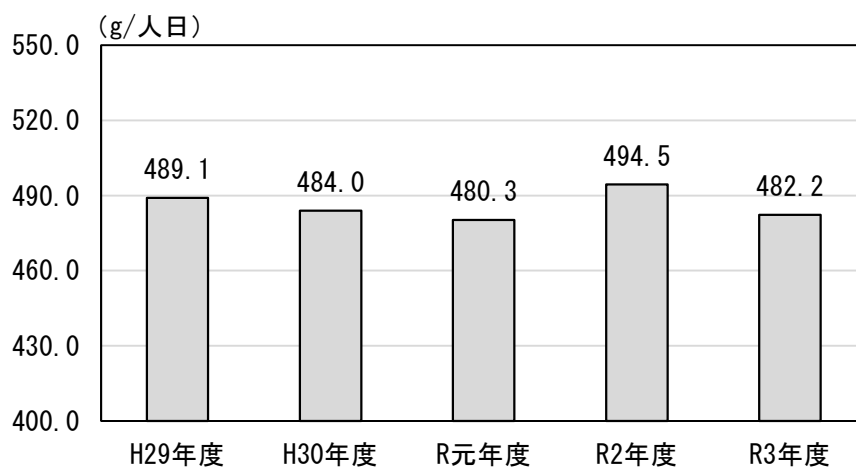
《考察》排出原単位の増加要因について

本調査では、前回までの調査に比べ、可燃ごみの排出原単位が増加している。

この要因として、本調査ではサンプル数を 100 件から 201 件に増やしたことで極端に多いあるいは少ない排出量（外れ値）があった場合の影響が抑えられ、実際の年間排出量と人口から算出した排出原単位（近年、可燃ごみ収集量については約 480g/人日前後で推移している）により近くなったことが考えられる。

表 2-1 2 サンプル数の推移

世帯人数	R 元調査	本調査
1 人	33	74
2 人	29	59
3 人	28	38
4 人以上	10	30
合計	100	201



※実際の年間排出量と人口（各年 10 月 1 日）から算出。

図 2-1 1 排出原単位（区収集可燃ごみ量）

また、大分類における排出原単位を見ると、厨芥類、紙類、草木類、プラスチック類がいずれも 10g/人日以上、厨芥類については 40g/人日以上の増加となっている。

表 2-13 大分類の排出原単位の推移

種別	分類項目 (大分類)	可燃ごみ		
		H29 調査	R 元調査	本調査
可燃物	厨芥類	77.20	86.57	127.20
	紙類	55.40	56.17	78.48
	草木類	4.50	4.87	16.30
	繊維類	24.50	12.39	20.09
	紙おむつ類	5.20	25.02	14.74
	プラスチック類	40.70	42.82	61.43
	ゴム・皮革類	4.50	1.04	6.49
	その他可燃物	14.70	8.57	12.35
不燃物	陶磁器・石類	0.40	0.00	0.00
	金属類	1.10	1.02	0.10
	びん・ガラス	2.00	0.36	0.17
	土砂・残土・灰	0.00	0.00	0.00
	蛍光管	0.00	0.00	0.00
	電池	0.20	0.00	0.17
	体温計・温度計	0.00	0.000	0.00
	その他不燃物	0.00	0.36	0.87
外袋	ゴミ袋	2.50	2.88	8.50

さらに細分類における変化を見ると、厨芥類では、「調理くず」が R 元調査の 60.1g/人日から本調査では 113.3g/人日に増加している。

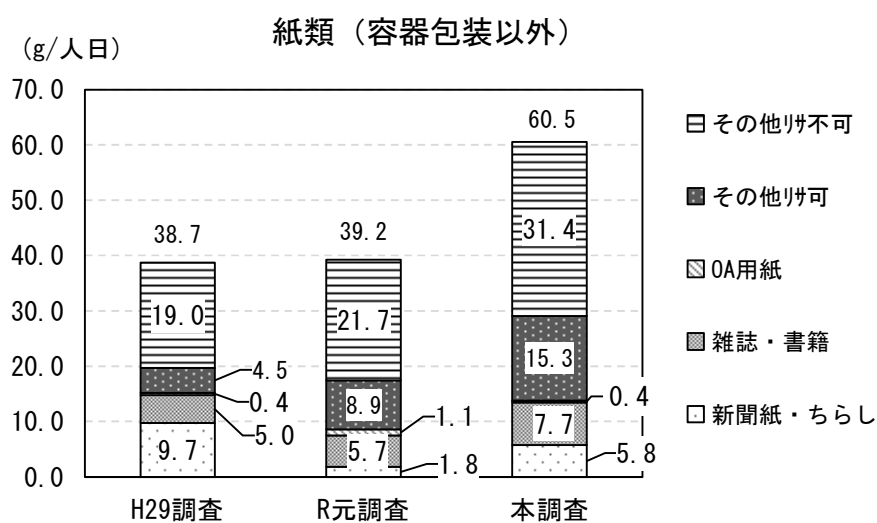
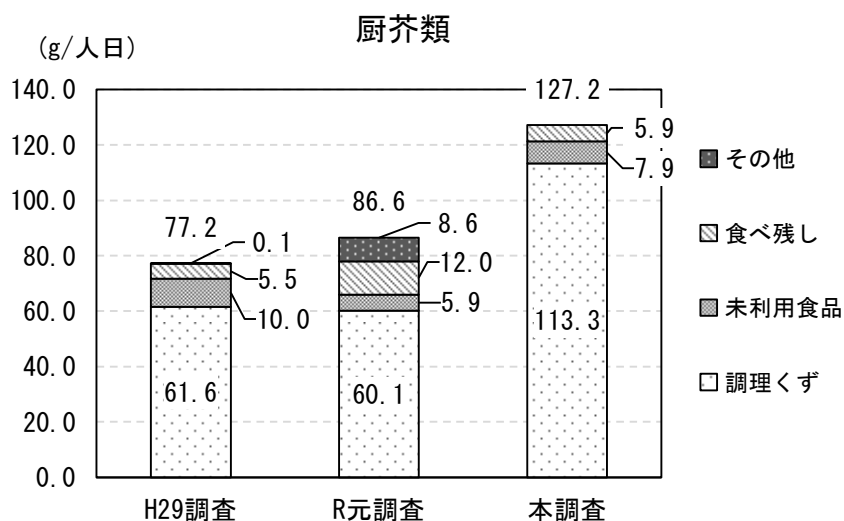
増加した要因として、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出の自粛、飲食店の休業・営業時間の縮小等による在宅時間や家庭での食事機会の増加が考えられる。民間事業者によるアンケート調査※では、回答者の 48.0%がコロナ禍により家庭ごみが増加したと答えており、さらに増えたごみとして「生ごみ」を挙げた回答者が 55.0%となっている。家庭ごみが増えた理由としては「在宅時間の増加」(80.0%)、「自炊の増加」(44.6%)と答えていることから、このような生活環境の変化の影響があったと考えられる。

※BRITA Japan 調べ。「コロナ禍前後での家庭ごみに関する意識調査」として、全国の 20～60 代の男女計 1,000 人を対象に、インターネットで実施された。(調査期間：2021 年 8 月 5～6 日)

紙類は、ティッシュペーパー、封筒、感熱紙等リサイクルに適さない「容器包装以外のその他リサイクル不可のもの」が21.7g/人日から31.4g/人日に、プラスチック類では、カップ、総菜の容器等の「その他プラ容器」、ラップや袋などの「その他プラ包装」がそれぞれ11.7g/人日から22.7g/人日、16.2g/人日から23.4g/人日に増加している。

これらの分類が増加した要因として、厨芥類と同様、コロナウイルス感染症の拡大に伴い、在宅時間が長くなり、ものの片付けや、使い捨て容器が多く使用されるデリバリー等の機会が増えたことが考えられる。

本調査を実施した令和4年度の排出量については令和3年度実績から変動していることが想定されるため、その実績と令和5年度に実施する次回調査の結果をもとに、引き続き解析を進める必要がある。



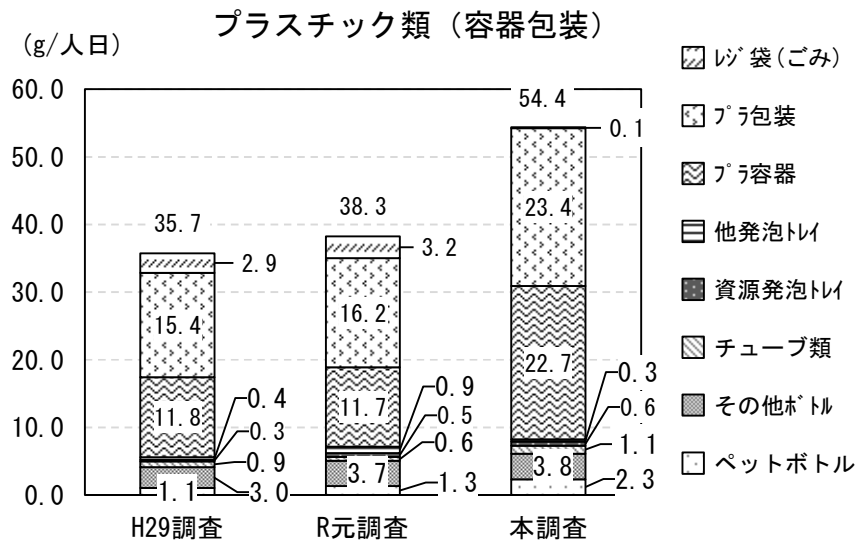


図 2-1 2 排出原単位（小分類）

第3章 資源化可能物等の解析

1 可燃ごみの解析

本調査結果より、可燃ごみにおける分別不適合率及び資源化可能率を解析した。解析結果を表3-1に示す。

分別不適合率は14.1%、資源化可能率は13.8%であった。

分別が不適正なもので資源化が不可なもの（不燃物）は少ないものの、その他不燃物（0.25%）、乾電池・マンガン電池・ボタン電池（0.05%）、資源回収不適な雑びん（0.03%）などが含まれていた。

資源化が可能なものでは、紙類のその他紙類（リサイクル可、雑がみ含む）が4.41%、次いで紙類のその他紙容器（リサイクル可、雑がみ含む）で2.30%であった。

なお、調査実施時点ではプラスチックの資源回収を開始していないため、ペットボトル・資源発泡トレイ・その他の発泡トレイ以外のプラスチック類は、分別不適合率及び資源化可能率に含めていない。

表3-1 資源化可能物及び分別不適正の割合（可燃ごみ中）

種別	分類項目			組成割合	分別不適正率	資源化可能率	
	大分類	中分類	細分類				
可燃物	厨芥類	調理くず		32.67%			
		未利用食品		2.29%			
		食べ残し		1.71%			
		その他		0.00%			
	紙類	容器包装	段ボール		0.99%	0.99%	0.99%
			資源紙パック		0.70%	0.70%	0.70%
			その他紙容器（リサイクル可）（雑がみ含む）		2.30%	2.30%	2.30%
			その他紙容器（リサイクル不可）		0.75%		
			その他紙包装		0.44%	0.44%	0.44%
		容器包装以外	新聞紙・ちらし		1.66%	1.66%	1.66%
			雑誌・書籍		2.21%	2.21%	2.21%
			OA用紙		0.10%	0.10%	0.10%
			その他紙類（リサイクル可）（雑がみ含む）		4.41%	4.41%	4.41%
			その他紙類（リサイクル不可）		9.06%		
	草木類			4.70%			
	繊維類			5.80%			
	紙おむつ類			4.25%			
	プラスチック類	容器包装	ペットボトル		0.67%	0.67%	0.67%
			その他のボトル		1.10%		
			チューブ類		0.33%		
			資源発泡トレイ		0.18%	0.18%	0.18%
			その他の発泡トレイ		0.09%	0.09%	0.09%
			その他プラ容器		6.54%		
			その他プラ包装		6.73%		
		レジ袋（ごみとして出された袋）		0.04%			
	容器包装以外	その他		2.03%			
	ゴム・皮革類			1.87%			
その他可燃物			3.56%				
不燃物	陶磁器・石類			0.00%	0.00%		
	金属類	容器包装	アルミ缶	0.00%	0.00%	0.00%	
			スチール缶	0.03%	0.03%	0.03%	
			その他容器類	0.00%	0.00%		
		容器包装以外	その他金属（リサイクル可）		0.00%	0.00%	0.00%
			その他金属（リサイクル不可）		0.00%	0.00%	
	小型家電		0.00%	0.00%	0.00%		
	びん・ガラス	容器包装	生きびん		0.00%	0.00%	0.00%
			無色雑びん		0.02%	0.02%	0.02%
			茶色雑びん		0.00%	0.00%	0.00%
			その他色雑びん		0.00%	0.00%	0.00%
		資源回収不適な雑びん		0.03%	0.03%		
	容器包装以外			0.00%	0.00%		
	土砂・残土・灰			0.00%	0.00%		
	蛍光管			0.00%	0.00%		
	乾電池・マンガン電池・ボタン電池			0.05%	0.05%		
	体温計（電子体温計を除く）・温度計			0.00%	0.00%		
その他不燃物			0.25%	0.25%			
外袋	ごみ袋	容器包装	レジ袋	0.80%			
		容器包装以外	プラスチック袋	1.65%			
合計				100.00%	14.12%	13.80%	

※重量が小さい場合、組成割合を算出すると数値がないように見えるため、小数点第2位まで表記している。

2 不燃ごみの解析

本調査結果より、不燃ごみにおける分別不適正率及び資源化可能率を解析した。解析結果を表3-2に示す。

分別不適正率は約24.0%、資源化可能率は約16.5%であった。

分別が不適正なもののうち、資源化可能なものとしては、びんや缶が含まれていた。また、資源化が不可なもの（可燃物）では、容器包装以外のその他プラスチック類が約3.5%と最も多く含まれていた。

ただし、北区では平成26年10月より、不燃ごみのうち金属資源（小型家電含む）については、他の不燃ごみとは別袋にして出すこととなっているが、集計上は区別されていないため、これらの項目には資源物として分別して出された金属も含まれている。

なお、調査実施時点ではプラスチックの資源回収を開始していないため、ペットボトル・資源発泡トレイ・その他の発泡トレイ以外のプラスチック類は、資源化可能率に含めていない。

表 3-2 資源化可能物及び分別不適正の割合（不燃ごみ中）

種別	分類項目			組成割合	分別不適正率	資源化可能率	
	大分類	中分類	細分類				
可燃物	厨芥類	調理くず		0.00%	0.00%		
		未利用食品		0.00%	0.00%		
		食べ残し		0.15%	0.15%		
		その他		0.00%	0.00%		
	紙類	容器包装	段ボール		0.00%	0.00%	0.00%
			資源紙パック		0.00%	0.00%	0.00%
			その他紙容器(リサイクル可)(雑がみ含む)		0.04%	0.04%	0.04%
			その他紙容器(リサイクル不可)		0.00%	0.00%	
			その他紙包装		0.12%	0.12%	0.12%
		容器包装以外	新聞紙・ちらし		0.22%	0.22%	0.22%
			雑誌・書籍		0.00%	0.00%	0.00%
			OA用紙		0.00%	0.00%	0.00%
			その他紙類(リサイクル可)(雑がみ含む)		0.06%	0.06%	0.06%
			その他紙類(リサイクル不可)		0.01%	0.01%	
	草木類			0.00%	0.00%		
	繊維類			0.00%	0.00%		
	紙おむつ類			0.00%	0.00%		
	プラスチック類	容器包装	ペットボトル		0.02%	0.02%	0.02%
			その他のボトル		0.00%	0.00%	
			チューブ類		0.25%	0.25%	
			資源発泡トレイ		0.00%	0.00%	0.00%
			その他の発泡トレイ		0.00%	0.00%	0.00%
			その他プラ容器		0.42%	0.42%	
			その他プラ包装		0.36%	0.36%	
		レジ袋(ごみとして出された袋)		0.05%	0.05%		
	容器包装以外		その他	3.51%	3.51%		
	ゴム・皮革類			0.22%	0.22%		
その他可燃物			2.53%	2.53%			
不燃物	陶磁器・石類			16.55%			
	金属類	容器包装	アルミ缶	1.07%	1.07%	1.07%	
			スチール缶	2.94%	2.94%	2.94%	
			その他容器類	3.91%			
		容器包装以外	その他金属(リサイクル可)		14.13%		
			その他金属(リサイクル不可)		0.58%		
	びん・ガラス	容器包装	生きびん		1.11%	1.11%	1.11%
			無色雑びん		8.21%	8.21%	8.21%
			茶色雑びん		1.69%	1.69%	1.69%
			その他色雑びん		1.01%	1.01%	1.01%
		資源回収不適な雑びん		1.49%			
	容器包装以外			7.26%			
	土砂・残土・灰			0.00%			
	蛍光管			0.36%			
	乾電池・マンガン電池・ボタン電池			5.79%			
	体温計(電子体温計を除く)・温度計			0.03%			
	その他不燃物			5.41%			
外袋	ごみ袋	容器包装	レジ袋	0.55%			
		容器包装以外	プラスチック袋	0.65%			
合計				100.00%	23.97%	16.47%	

※重量が小さい場合、組成割合を算出すると数値がないように見えるため、小数点第2位まで表記している。

第4章 可燃ごみの厨芥類組成の解析

1 可燃ごみの厨芥類組成の解析

調査結果（厨芥類）を表4-1に示す。調理くずが89.0%と最も多く、次いで未利用食品が6.3%、食べ残しが4.7%、その他は0.0%であった。

表4-1 厨芥類組成

大分類	中分類	排出量(g)	原単位(g/人日)	割合
厨芥類	調理くず	154,750	113.34	89.0%
	未利用食品	10,860	7.95	6.3%
	食べ残し	8,080	5.92	4.7%
	その他	0	0.00	0.0%

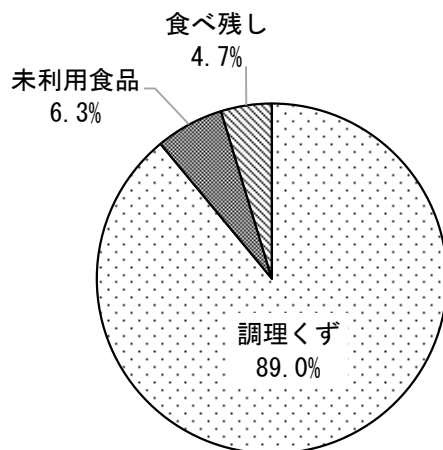


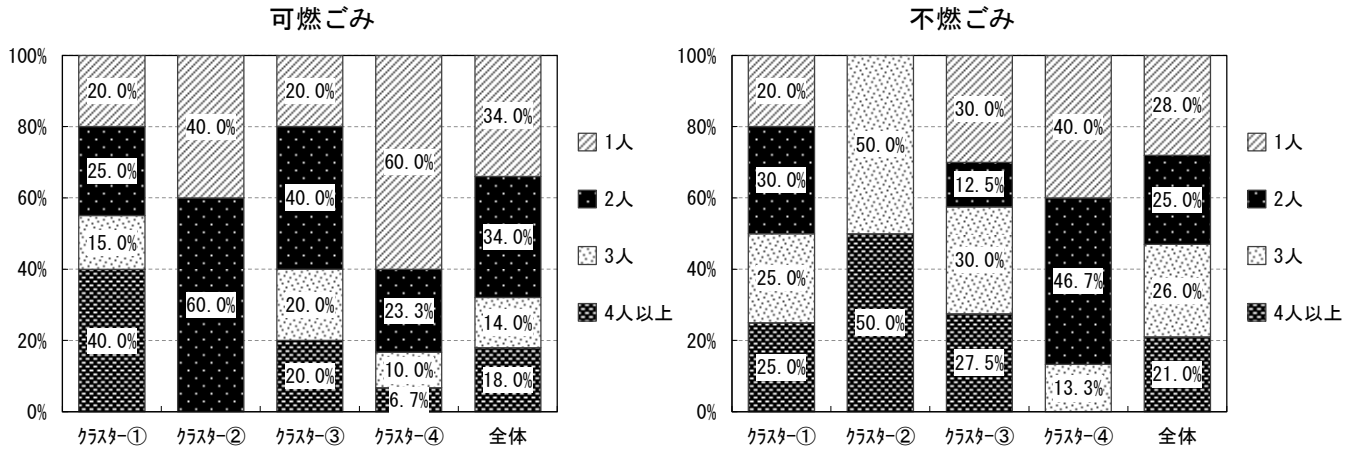
図4-1 厨芥類組成

第5章 前回までの調査との数値比較（資料）

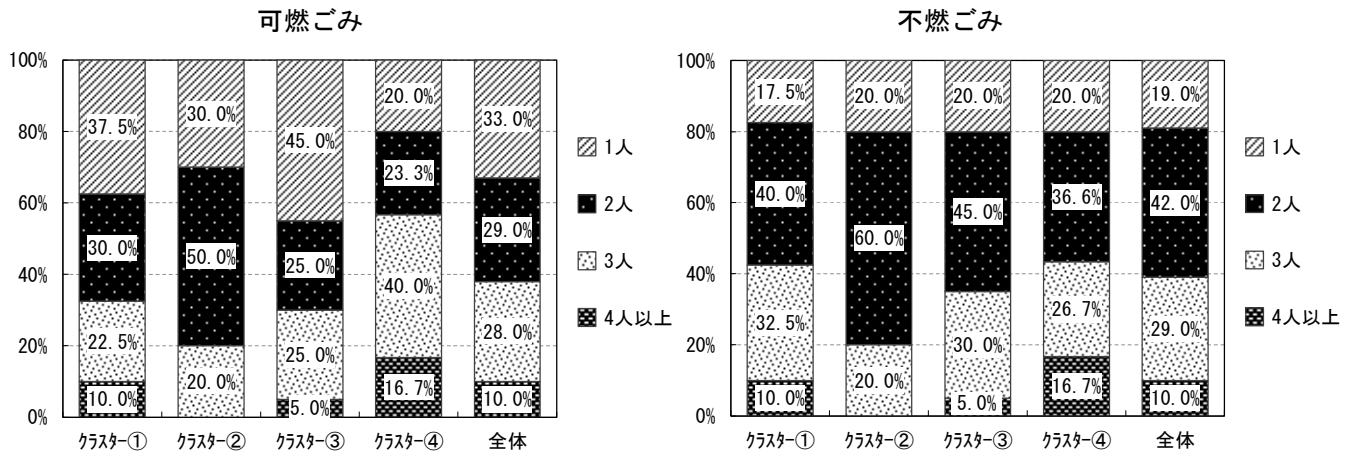
1 ヒアリング調査結果

(1) 世帯人数分布

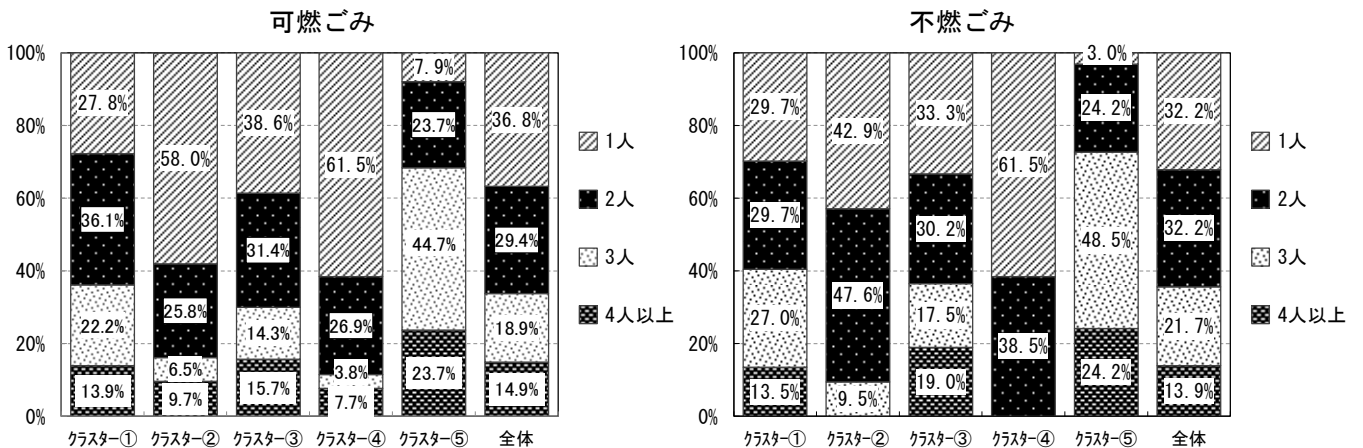
① H29 調査



② R元調査

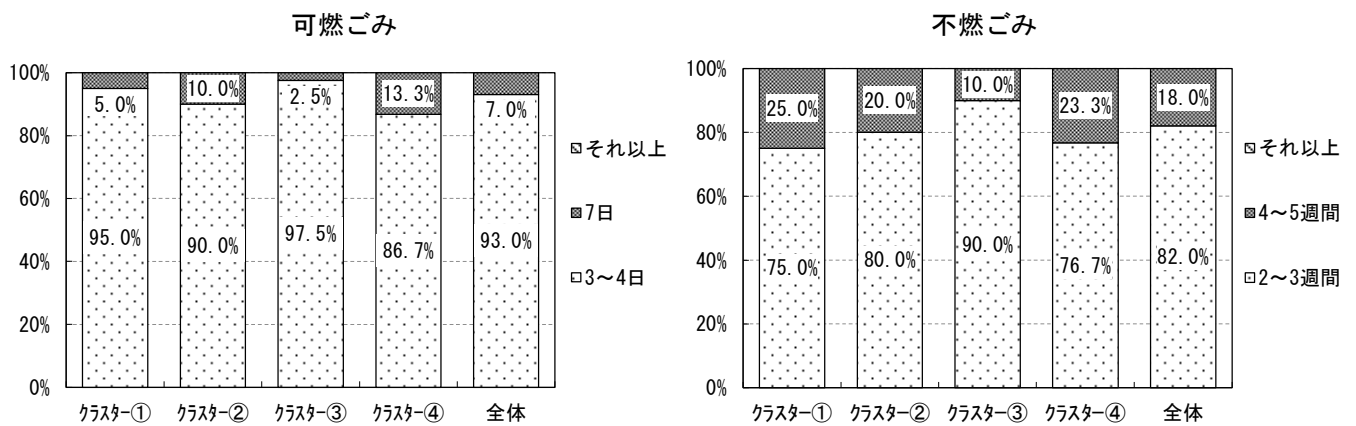


③ 本調査

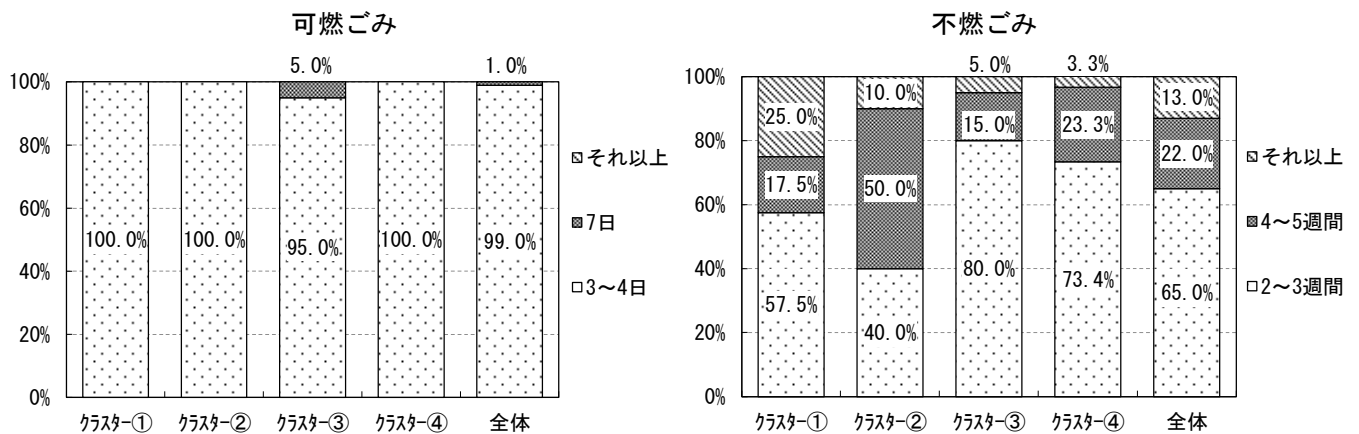


(2) 蓄積日数分布

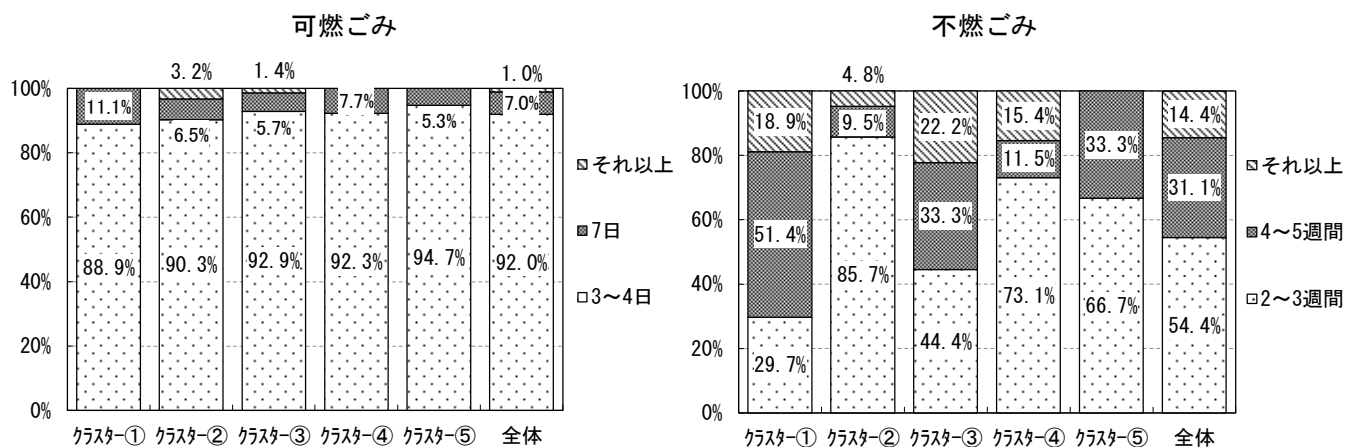
① H29 調査



② R元調査



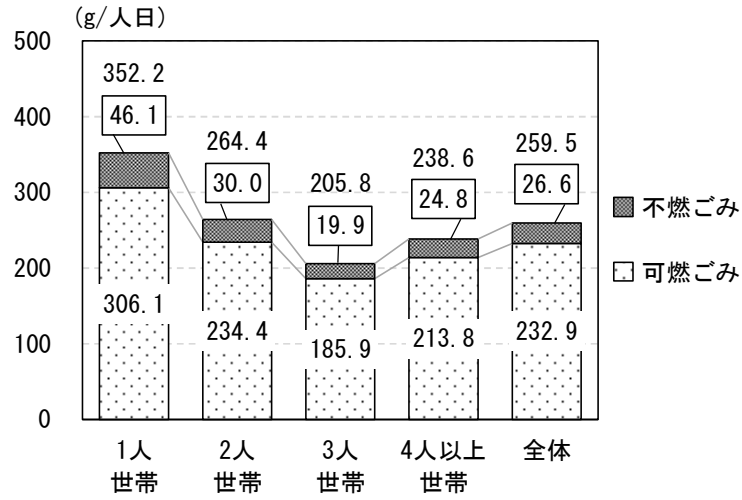
③ 本調査



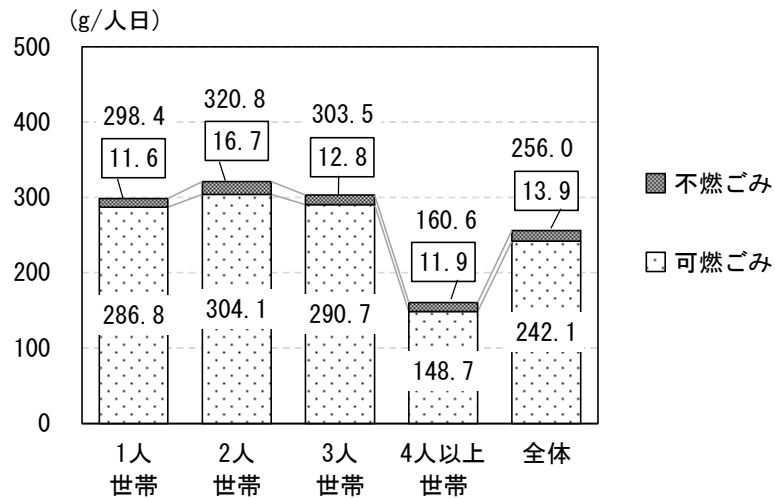
2 分析結果

(1) 世帯人数ごとの排出原単位

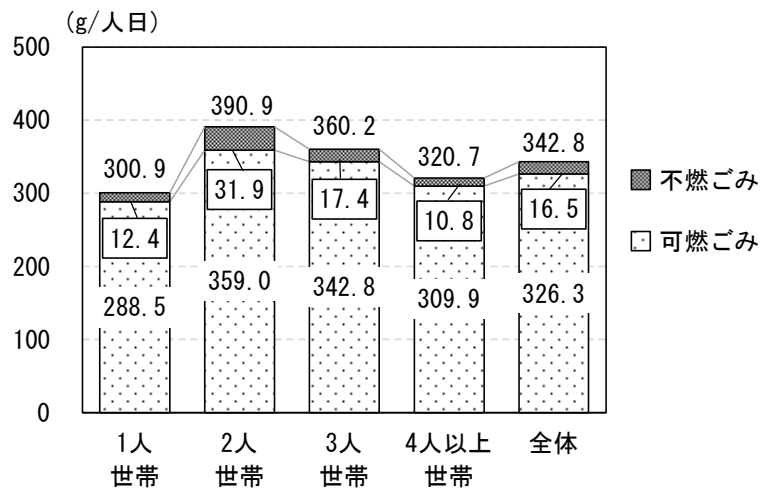
① H29 調査



② R元調査

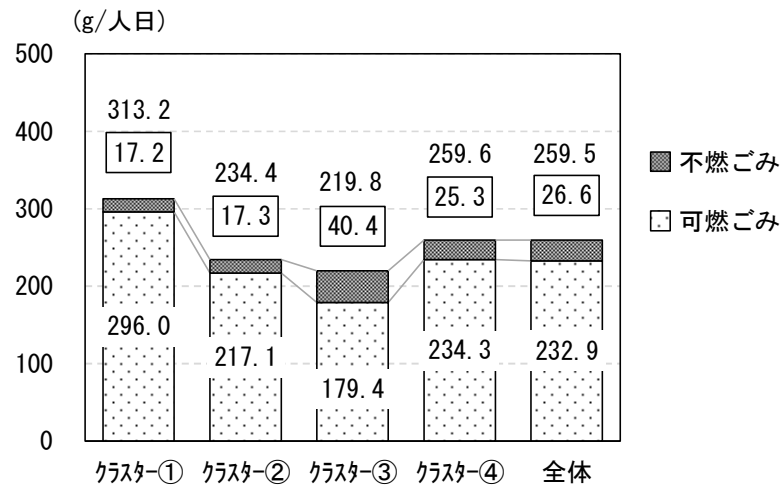


③ 本調査

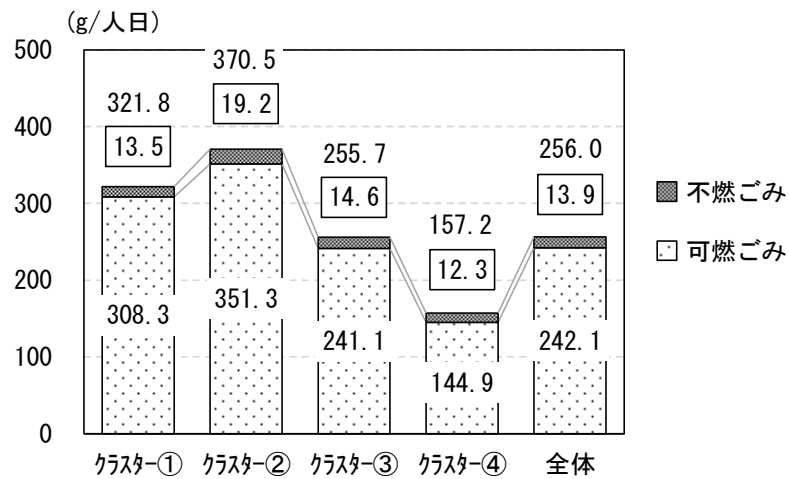


(2) クラスターごとの排出原単位

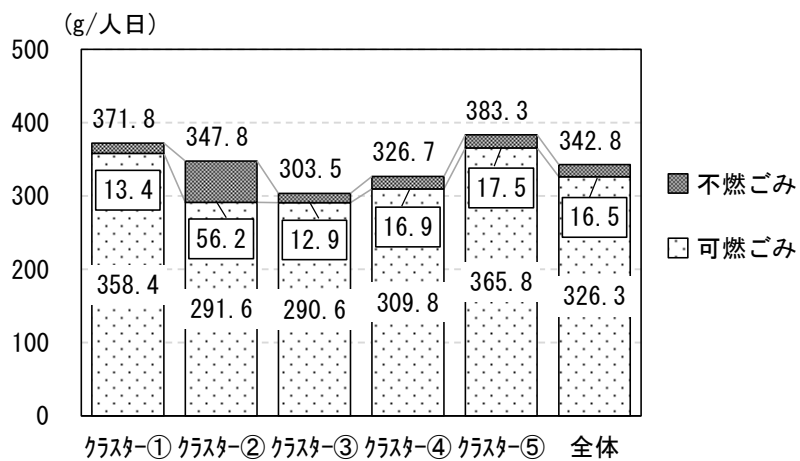
① H29 調査



② R元調査

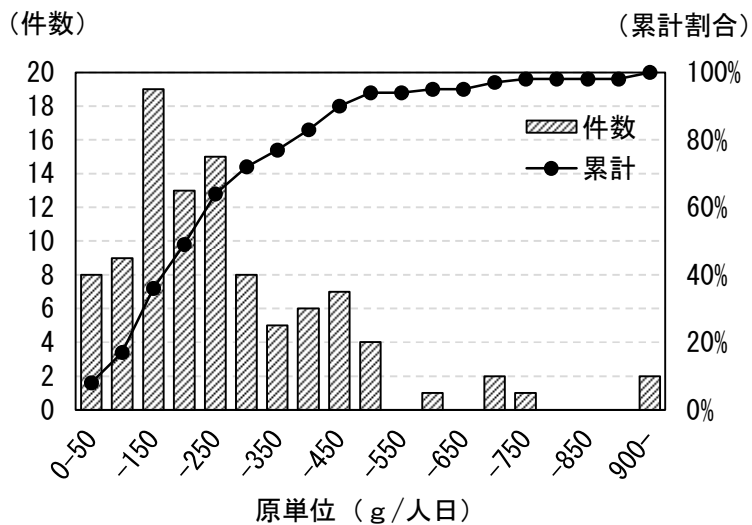


③ 本調査

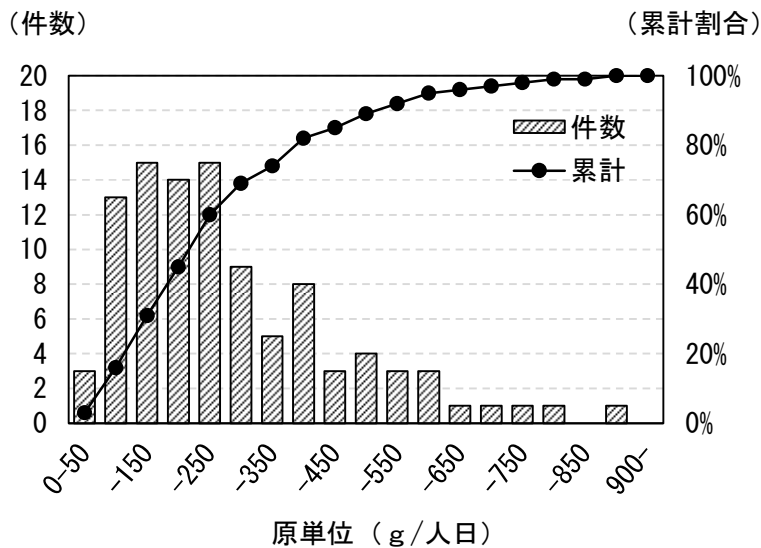


(3) 排出原単位の分布 (可燃ごみ)

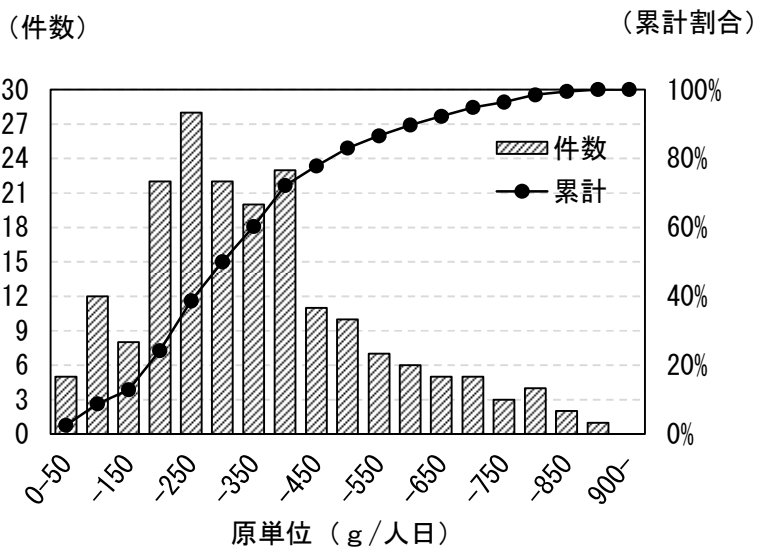
① H29 調査



② R元調査

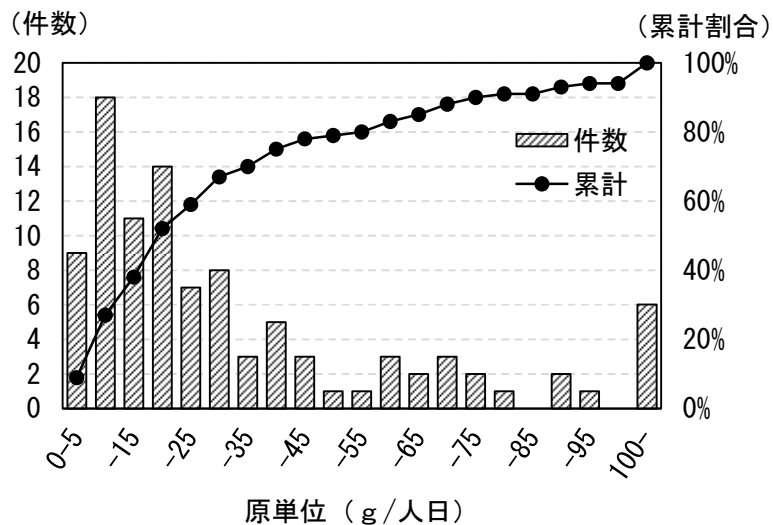


③ 本調査

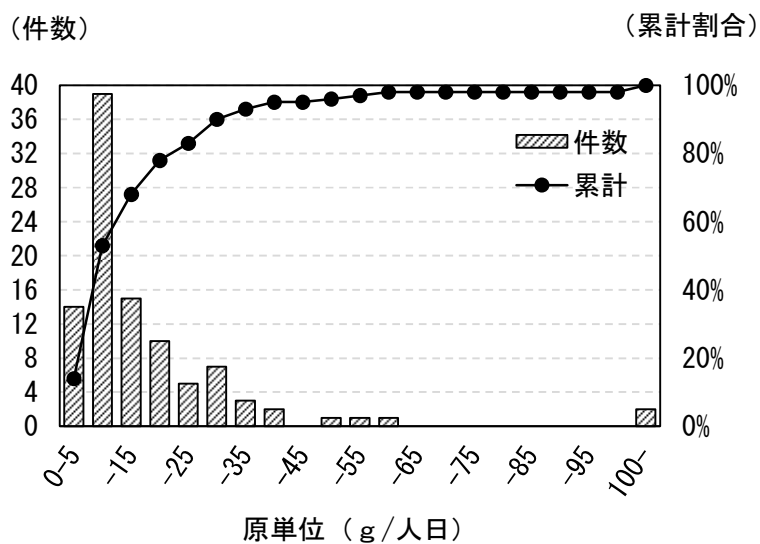


(4) 排出原単位の分布 (不燃ごみ)

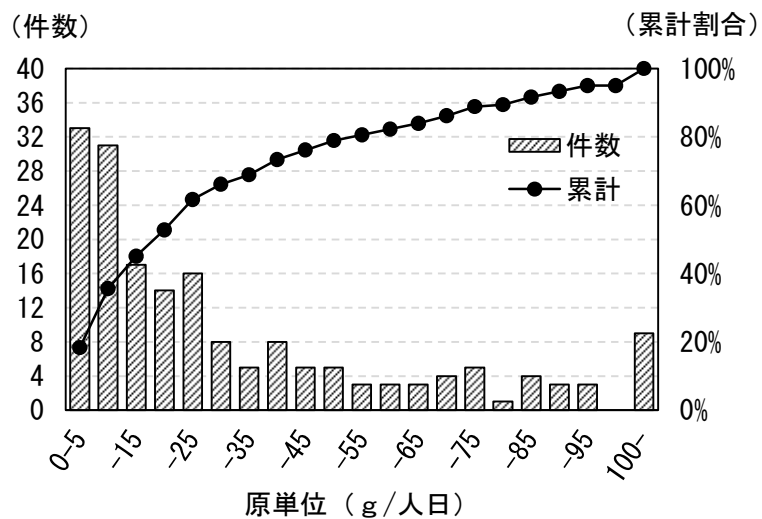
① H29 調査



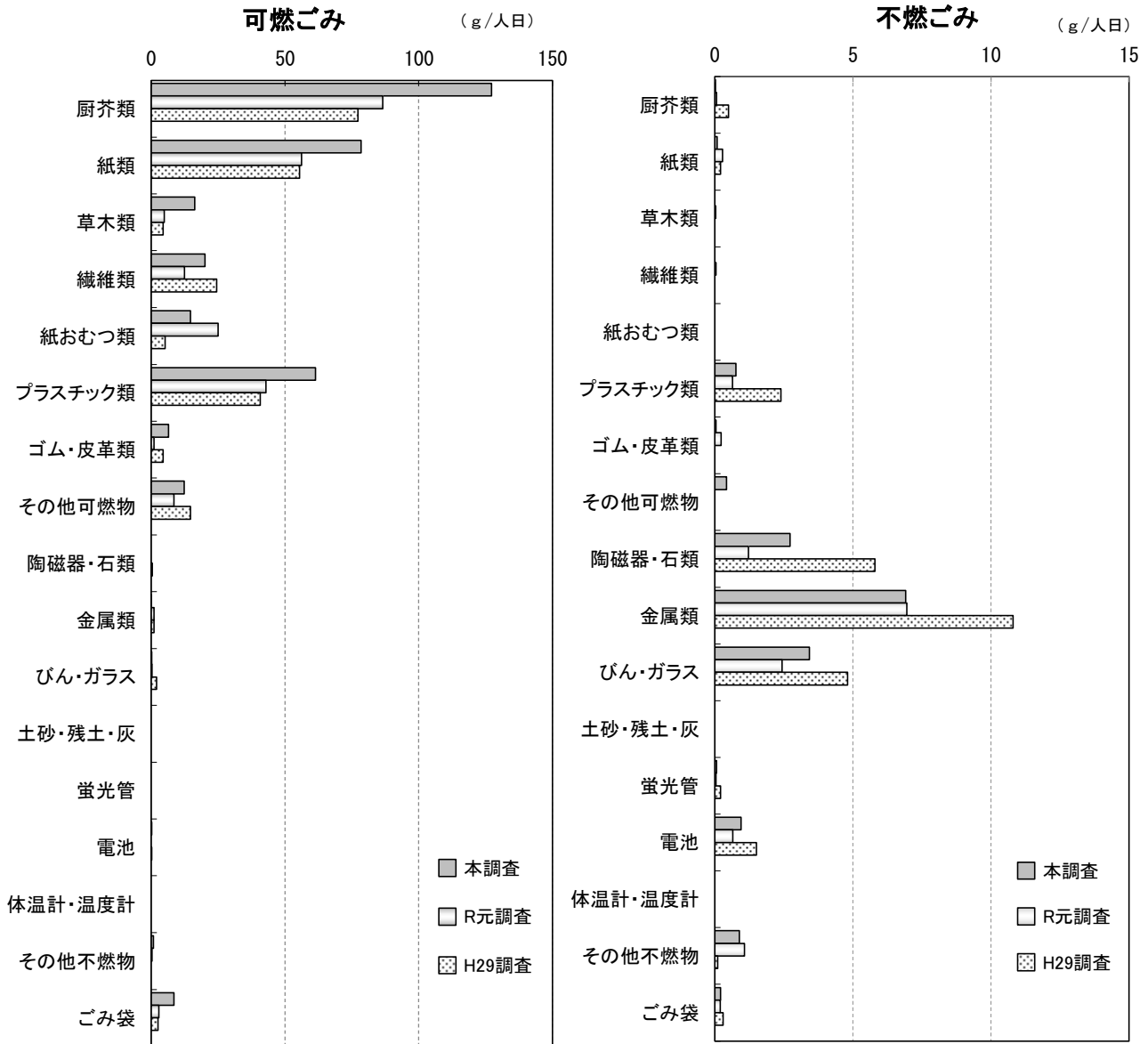
② R元調査



③ 本調査

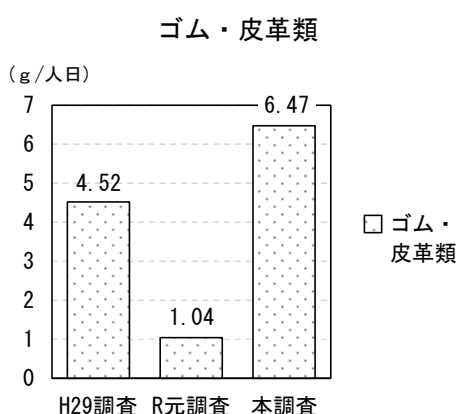
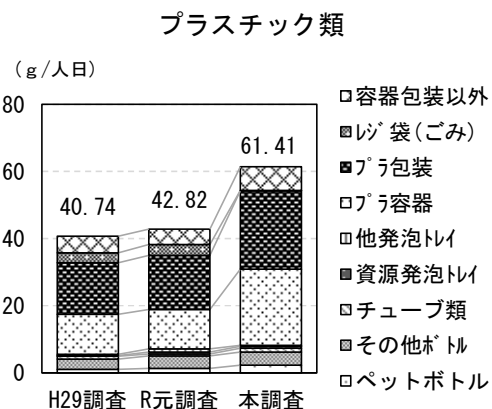
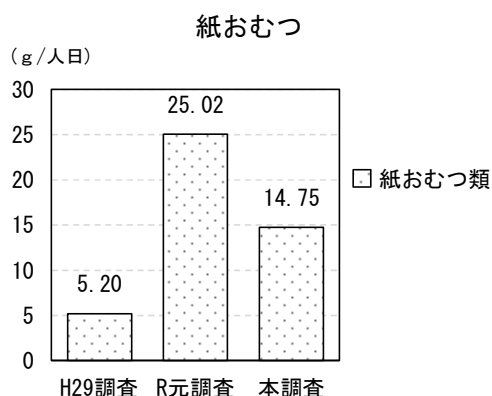
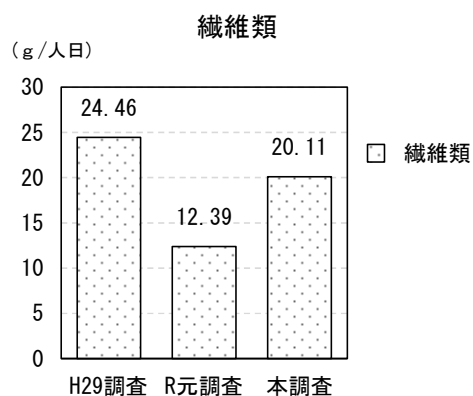
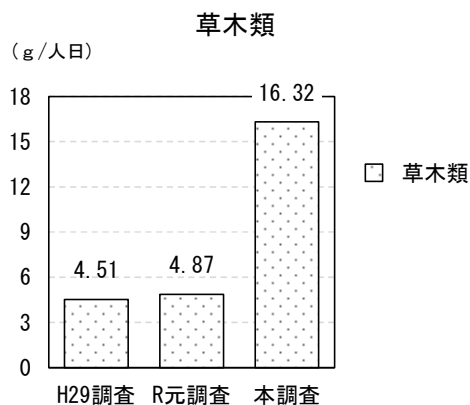
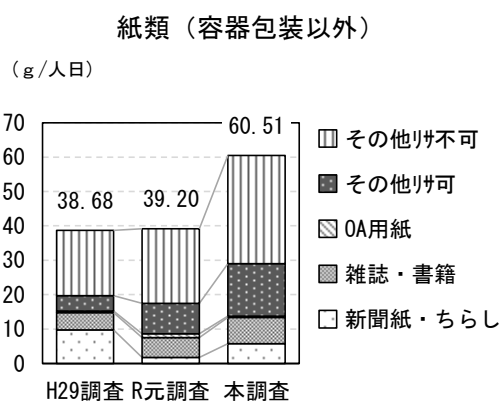
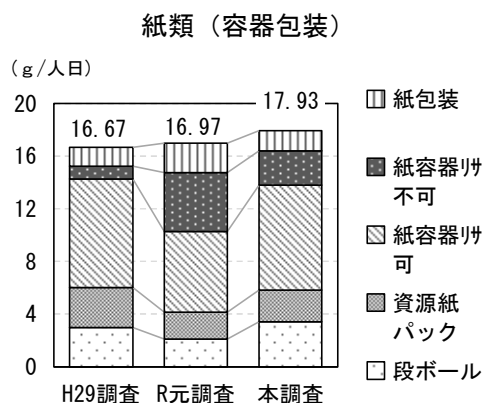
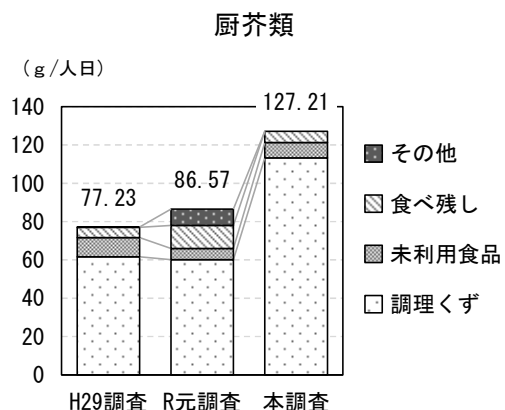


(5) 大分類における排出原単位

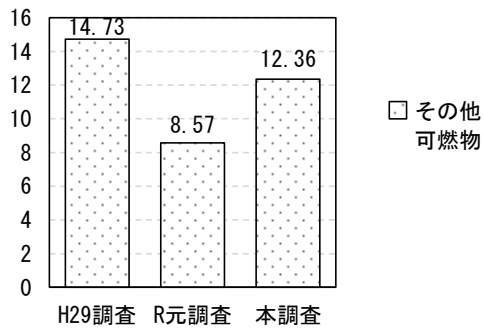


(6) 細分類における排出原単位

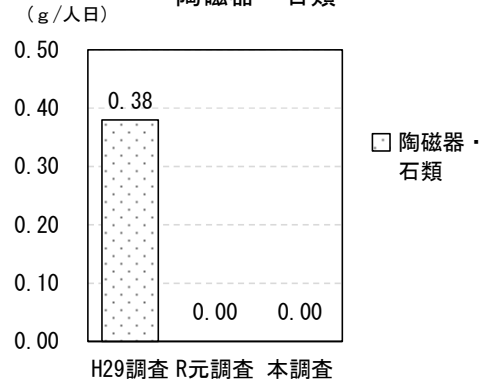
① 可燃ごみ



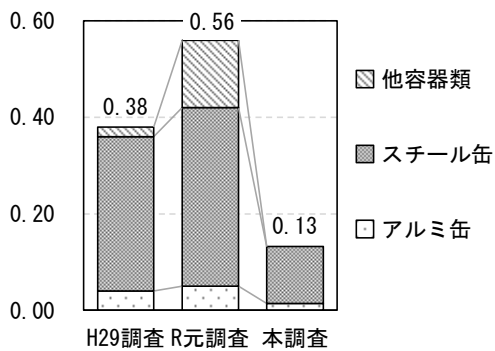
(g/人日) その他可燃物



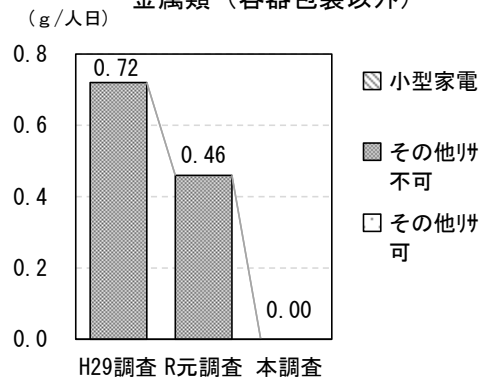
陶磁器・石類



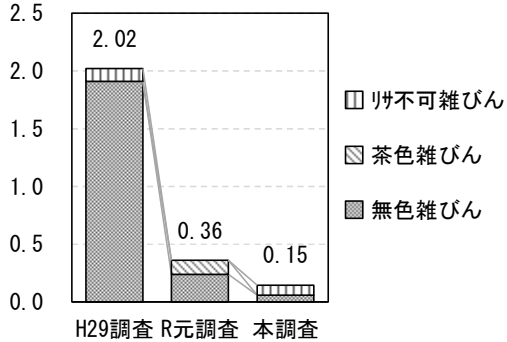
(g/人日) 金属類 (容器包装)



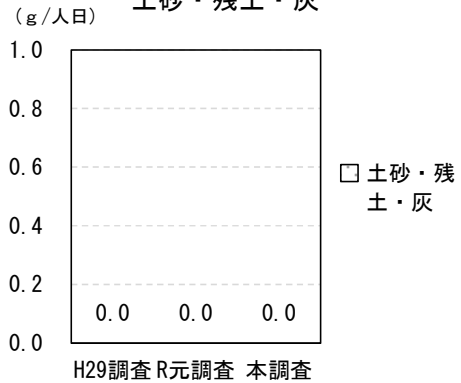
金属類 (容器包装以外)



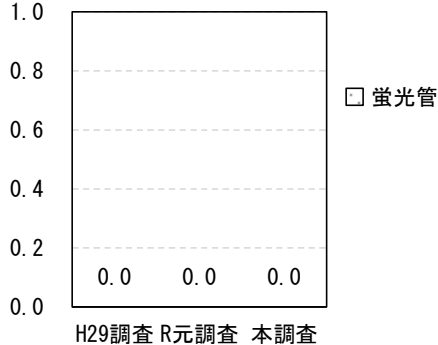
(g/人日) びん・ガラス類



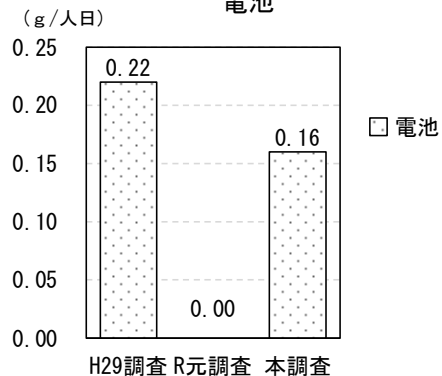
土砂・残土・灰

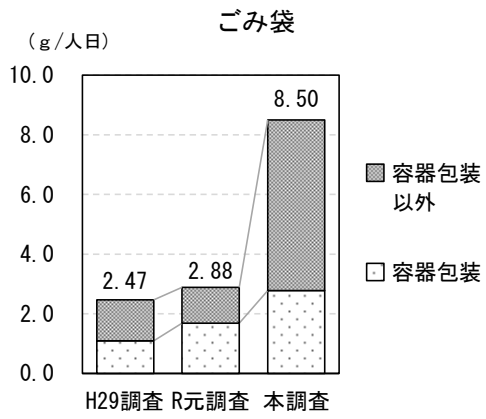
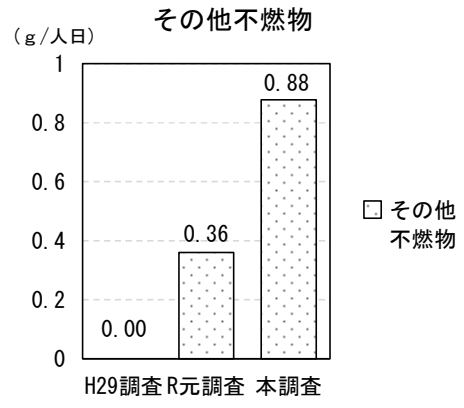
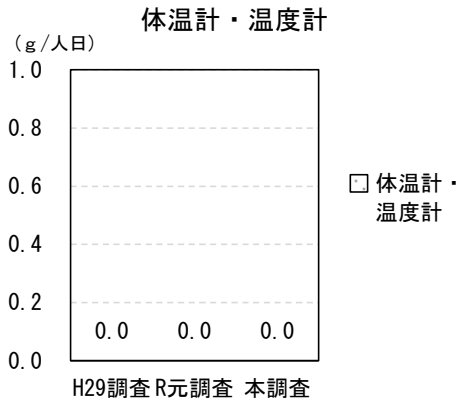


(g/人日) 蛍光管



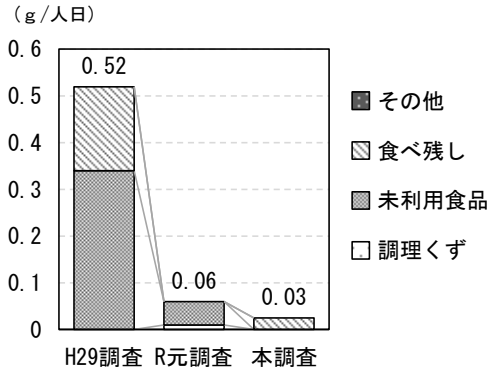
電池



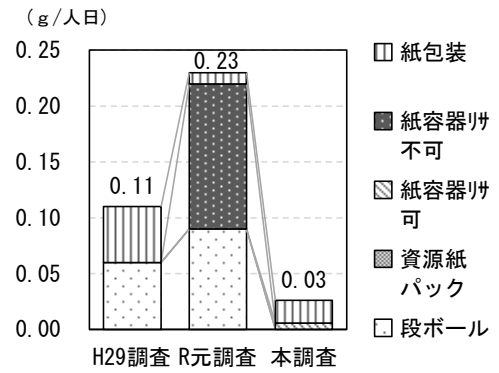


② 不燃ごみ

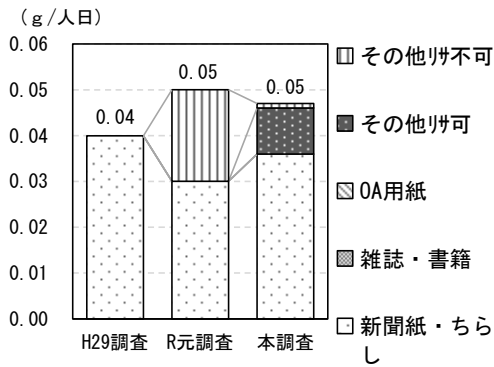
厨芥類



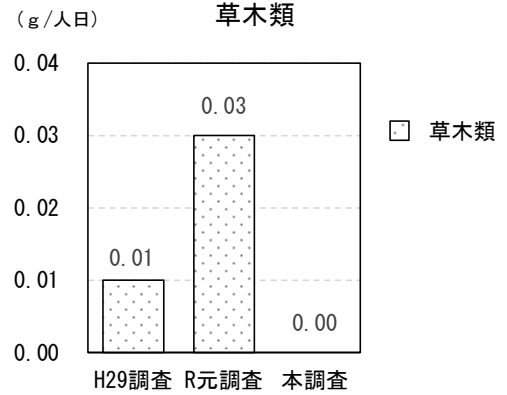
紙類 (容器包装)



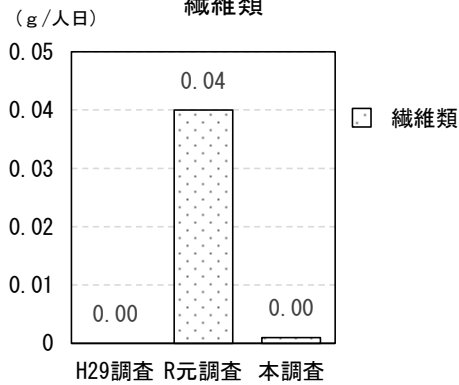
紙類 (容器包装以外)



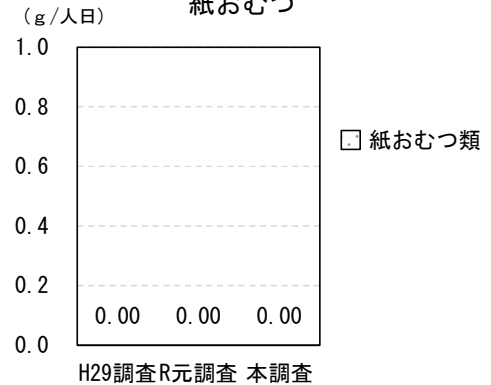
草木類



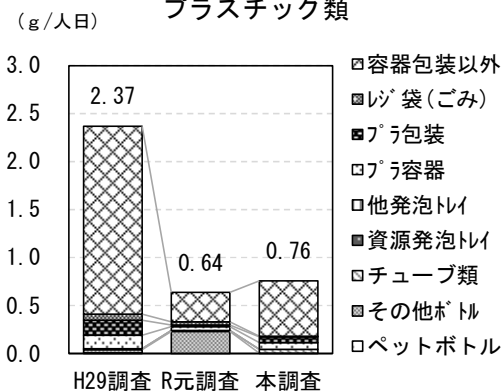
繊維類



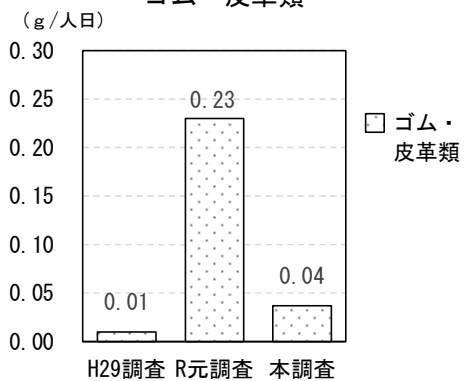
紙おむつ

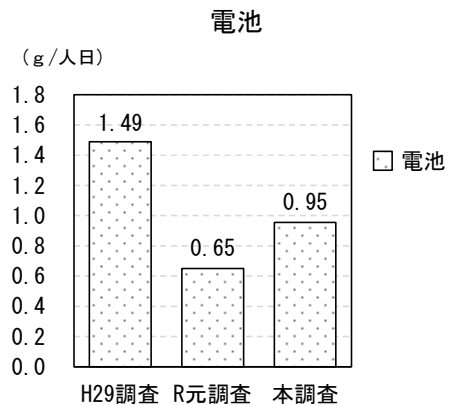
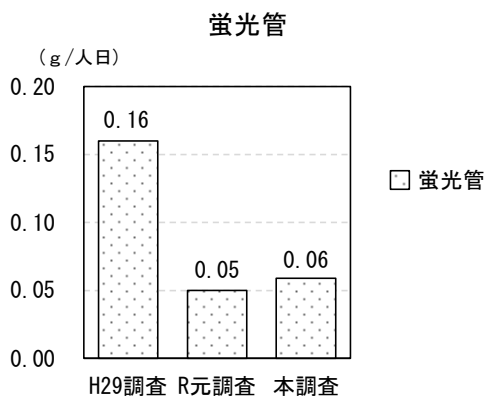
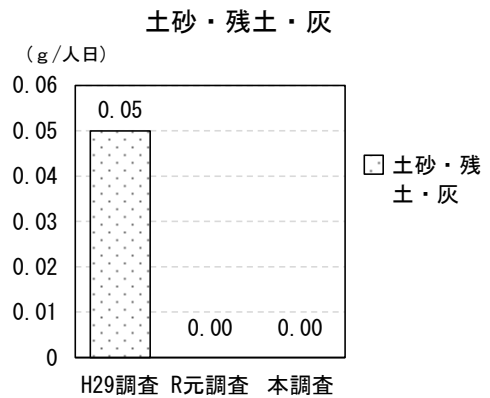
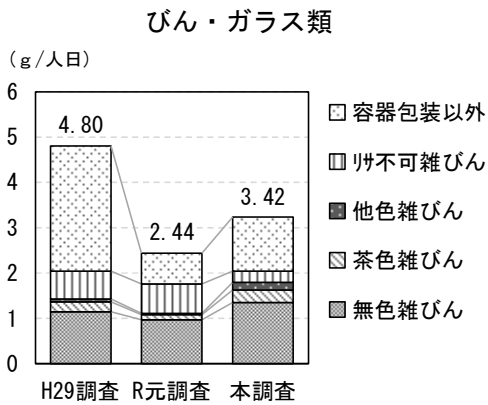
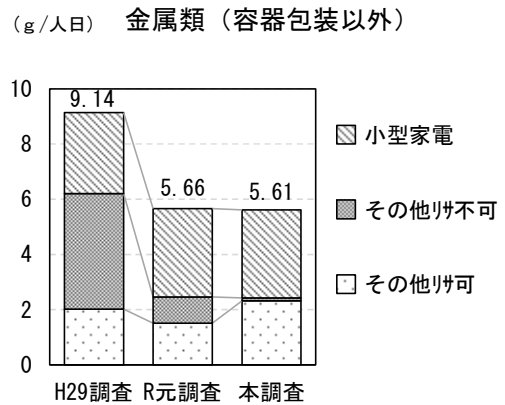
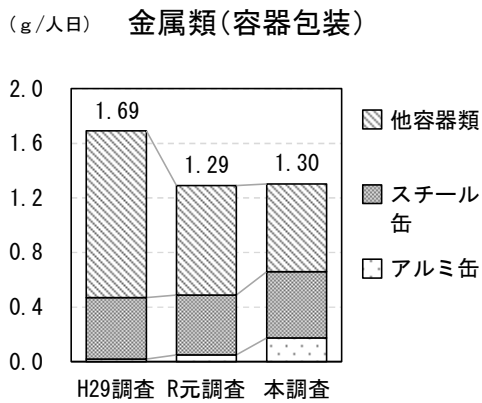
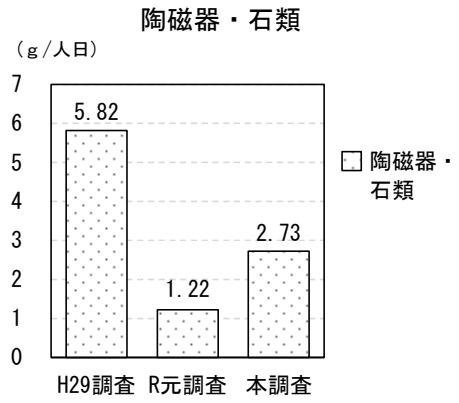
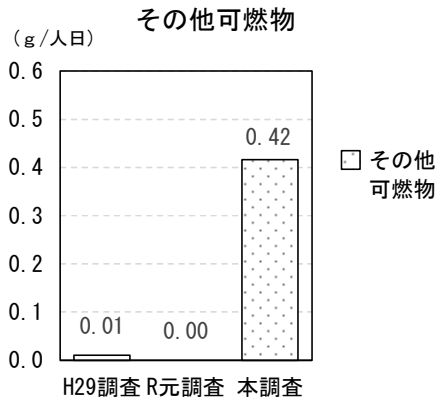


プラスチック類

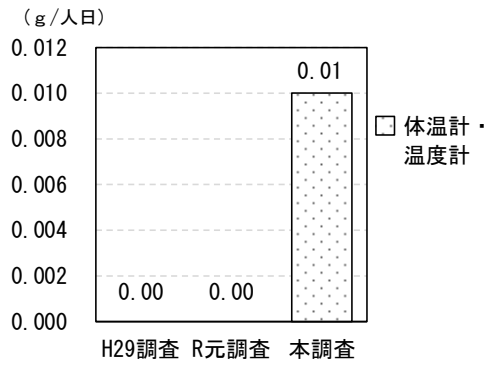


ゴム・皮革類

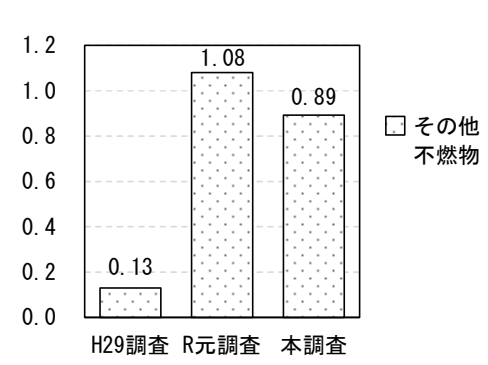




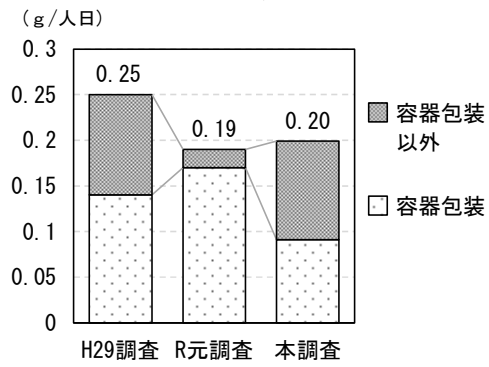
体温計・温度計



その他不燃物

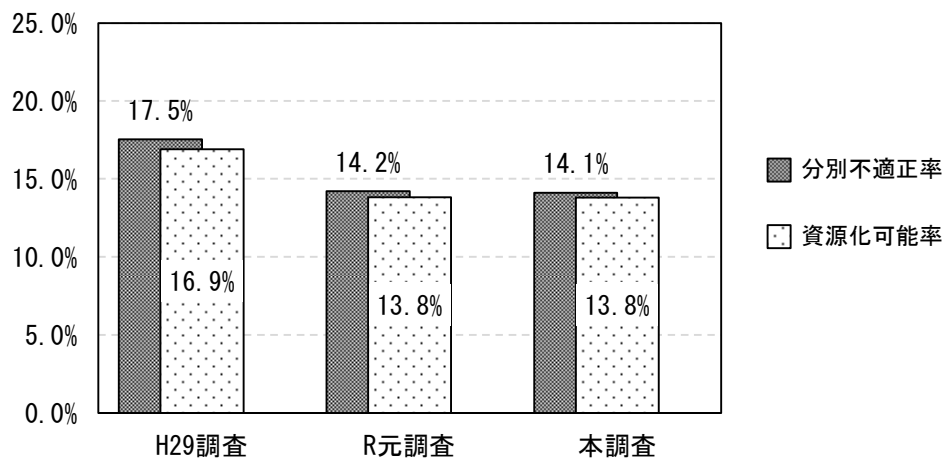


ごみ袋

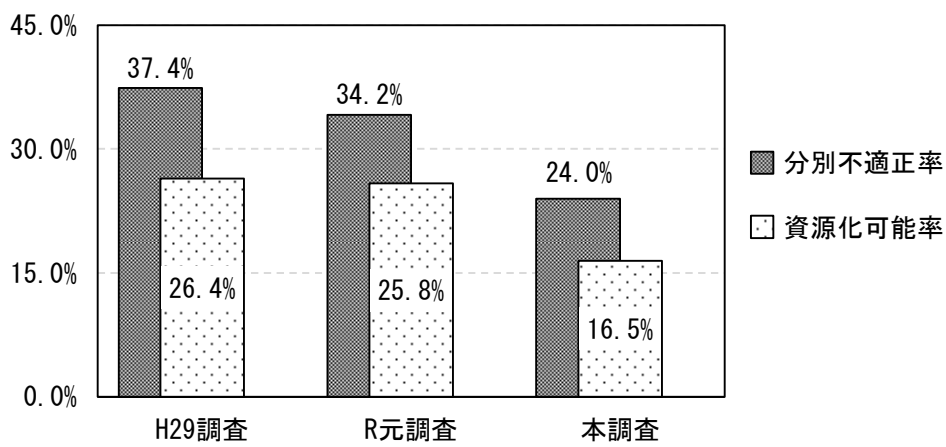


(7) 分別不適正率及び資源化可能率

① 可燃ごみ



② 不燃ごみ



家庭ごみ排出実態調査 報告書

令和5年 3月発行

委 託：北区 生活環境部 リサイクル清掃課
〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

受 託：中外テクノス株式会社 関西支社
〒592-0011 大阪市淀川区西中島 7丁目 1-5 辰野新大阪ビル

令和 5 年ごみ排出原単位調査結果（速報）

1. 調査期間

令和 5 年 6 月 23 日（金）～ 7 月 19 日（水）

2. 調査概要

(1) 調査の目的

家庭から排出されるごみの排出原単位や組成割合を調査し、1 人 1 日あたりの排出量や食品ロスや資源物の混入状況等を把握するとともに、過去に実施したごみ排出実態調査結果との比較・変化等の検証を目的として実施した。

(2) 調査方法

排出原単位については、調査対象ごみの収集日に集積所において調査員が住民（ごみを出しに来られた方）に「①世帯人数」、「②ごみの蓄積日数」をヒアリングし、そのごみの重量を計測して 1 人 1 日あたりの排出量を算出した。なお、王子 1 丁目と、戸別収集のモデル実施地域である上中里 1 丁目においては、各戸へ事前配布したシールの貼付により①②を把握した。

組成分析調査については、サンプリングしたごみを分析調査項目（48 項目）に分け、項目別に重量を計測した。なお、試料の重量は各クラスター 100kg を目安とした。

1) 調査対象ごみ

家庭から排出される可燃ごみ及び不燃ごみ

2) 調査対象地域とサンプル数

令和 4 年度以下の 5 つの地域（クラスター）を対象とした。また、サンプル数は 200 サンプルとし、各クラスターの人口比率等を踏まえ、それぞれの予定サンプル数を設定した。実際のサンプル採取数は可燃ごみで 235 サンプル、不燃ごみで 192 サンプルであった。

表 クラスターの特徴とサンプル数

クラスター	調査対象地域	地域の特徴	サンプル予定数	サンプル採取数	
				可燃ごみ	不燃ごみ
①	赤羽西 3 丁目	2-5 人世帯が多く、戸建、持ち家世帯が多い。23 区の東部、西部に多く分布する。	35	38	35
②	王子 1 丁目 (※1~3、29、30 番以外)	単身、または 5 人の間借り世帯が多い。中心部に多く分布する。	40	51	33
③	志茂 2 丁目	人口密度が高く、共同住宅、民間の借家世帯が多い。	65	73	66
④	赤羽西 5 丁目	11 階以上の超高層公営借家が多い。	25	35	26
⑤	上中里 1 丁目	戸別収集の地域。	35	38	32
合 計			200	235	192

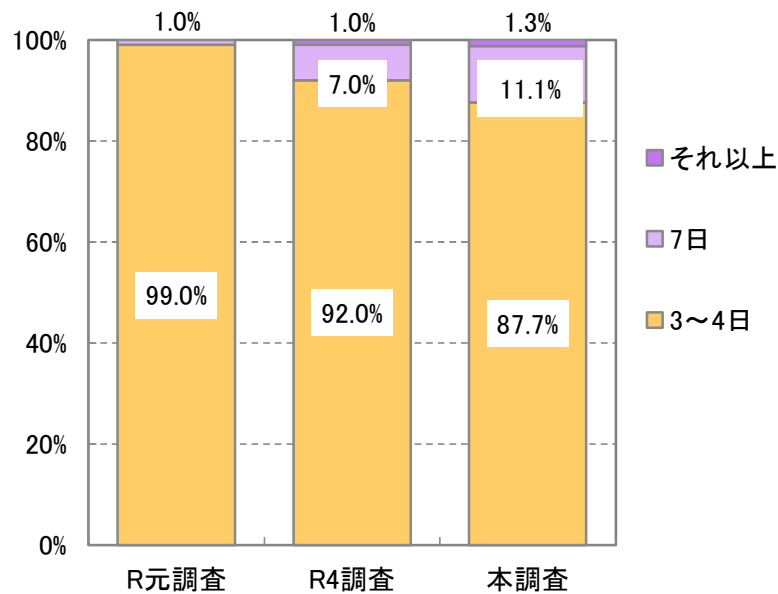
3. 調査結果（概要）

（1）蓄積日数

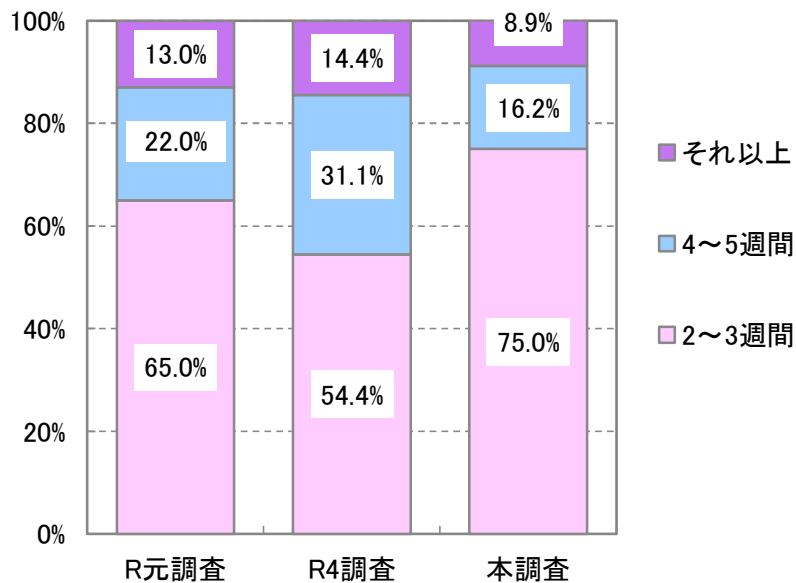
可燃ごみをみると、本調査では、蓄積日数が3～4日（前回の収集日に排出）の割合は、令和元年調査及び令和4年調査より減少しており、7日（2回前の収集日に排出）、それ以上の割合が増加していた。

不燃ごみをみると、本調査では、蓄積日数が2～3週間（前回の収集日に排出）の割合は75.0%で、令和元年調査と比べると10ポイント、令和4年調査と比べると20ポイント以上増加していた。一方、4～5週間（2回前の収集日に排出）、それ以上という割合は減少していた。

【可燃ごみ】

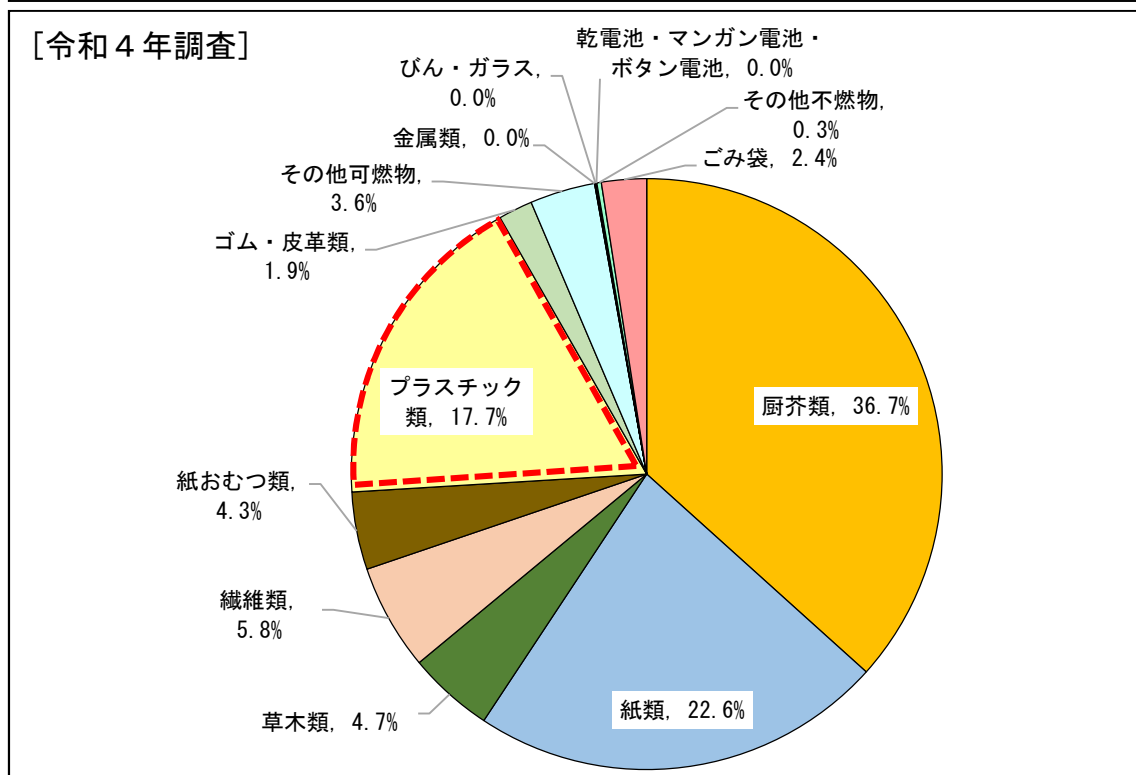
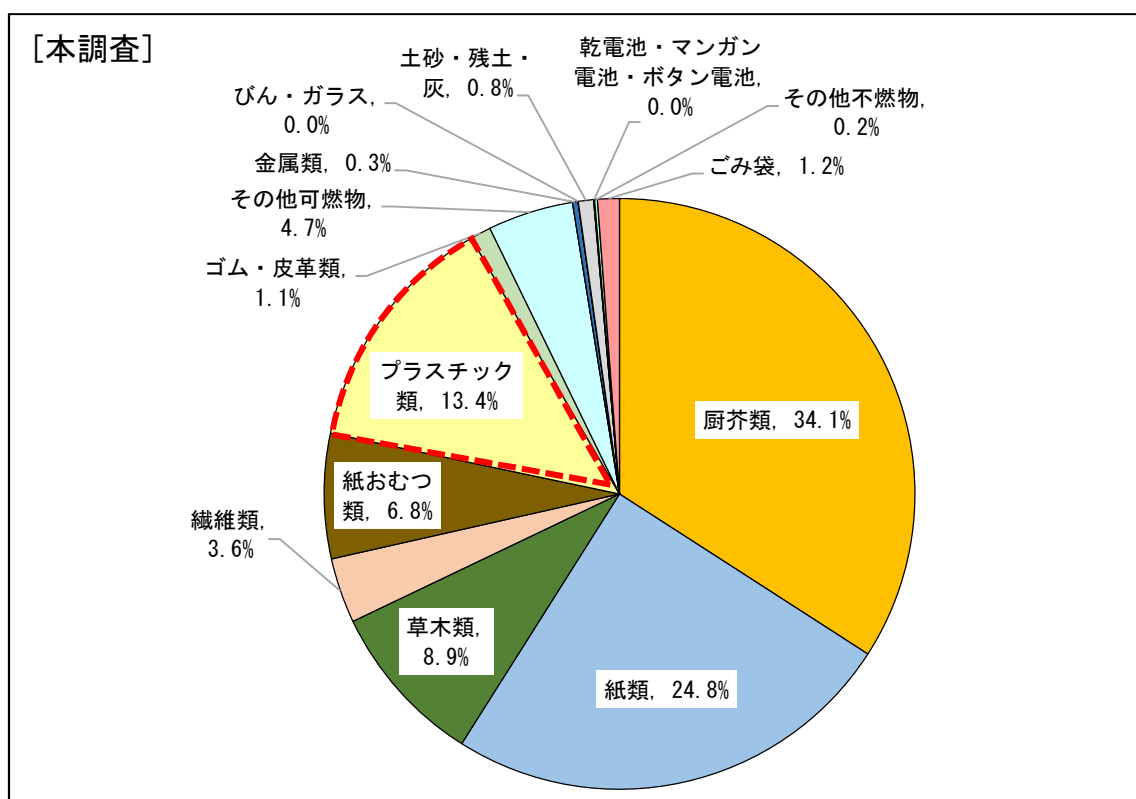


【不燃ごみ】



(2) 組成割合 (可燃ごみ)

本調査において、最も多いのは厨芥類 34.1%であり、次いで紙類 24.8%、プラスチック類 13.4%であった。令和4年調査と比べ、割合の多いものは変わらないものの、草木類及び紙おむつ類が増加し、繊維類がやや減少していた。また、本調査は、プラスチックの資源回収開始後に実施しており、プラスチック類が17.7%から13.4%に減少していた。不燃物は少ないものの、土砂・残土・灰やその他不燃物等が含まれていた。



(3) 組成割合（不燃ごみ）

本調査において、最も多いのは金属類 36.9%で、次いで陶磁器・石類 27.1%、びん・ガラス 14.6%であった。令和4年調査と比べ、陶磁器・石類、蛍光管、その他不燃物は増加し、金属類とびん・ガラス、乾電池・マンガン電池・ボタン電池は減少していた。また、金属類（36.9%）のうち、約3割（10.4%）を小型家電が占めていた。

